

中小企業融資制度例規集

令和8年4月

長野県産業労働部

目 次

中小企業融資規程	1
中小企業融資規程実施要領	9
融資手続き（あっせん経路）一覧	17
中小企業振興資金（一般枠）	19
（短期継続枠）	21
（協調支援枠）	23
（経営者保証不要枠）	25
（しあわせ信州創造枠）	27
（創業枠）	29
小規模企業発展資金	32
経営健全化支援資金（経営安定対策）	34
（特別経営安定対策）	36
（防災・災害対策）	39
（物価高対策）	42
（関税対策）	44
（新型コロナ借換向け）	46
信州創生推進資金（創業支援向け）	48
（事業承継向け）	52
（成長支援向け）	55
（省力化投資向け）	57
（事業展開向け）	59
（IT産業向け）	61
（地域活性化向け）	62
（企業立地向け）	65
（ゼロカーボン・次世代産業向け）	68
経営改善サポート資金（通常型）	71
経営改善サポート資金（再生支援強化型）	74
[参 考]	
長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱	131
中小企業融資制度資金回答事例集	137
信州創生推進資金（創業支援向け）の主な対象者等について	152
創業関連保証事務取扱要領／スタートアップ創出促進保証制度要綱	153
事業者選択型経営者保証非提供制度／事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱	159
経営力強化保証制度要綱	164
事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱	166

中小企業融資規程

制 定 平成26年3月24日 25経第213号
最終改正 令和8年3月18日 7経創第690号

(目 的)

第1条 この規程は、中小企業の事業活動に必要な資金、災害復旧に必要な資金及び事業活動に伴って生ずる公害等を防止するために必要な資金の適正・円滑な供給を確保するため、金融機関並びに長野県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協調を得て、これらの資金の融通を促進し、もって中小企業の健全な発展を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げるものをいう。
- (2) 小規模企業者 信用保険法第2条第3項各号に掲げるものをいう。
- (3) 中小企業団体等 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づく事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づく協業組合及び商工組合、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づく商店街振興組合、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）の規定に基づく生活衛生同業組合並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の規定に基づく消費生活協同組合をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び中小企業団体等をいう。
- (5) 分割返済 元金均等による月賦返済をいう。
- (6) 保証貸付け 保証協会が債務の保証をする貸付けをいう。
- (7) 金融機関 県内に店舗を有する信用組合、信用金庫及び銀行、商工組合中央金庫、長野県信用農業協同組合連合会並びに長野県信用保証協会と基本約定を締結している農業協同組合をいう。

(制度融資の種類)

第3条 この規程の定めるところにより行う融資（以下「制度融資」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業振興資金
- (2) 小規模企業発展資金
- (3) 経営健全化支援資金
 - ア 経営安定対策
 - イ 特別経営安定対策
 - ウ 防災・災害対策
 - エ 物価高対策
 - オ 関税対策
 - カ 新型コロナ借換向け
- (4) 信州創生推進資金
 - ア 創業支援向け
 - イ 事業承継向け
 - ウ 成長支援向け

- エ 省力化投資向け
 - オ 事業展開向け
 - カ IT産業向け
 - キ 地域活性化向け
 - ク 企業立地向け
 - ケ ゼロカーボン・次世代産業向け
- (5) 経営改善サポート資金
- ア 通常型
 - イ 再生支援強化型

(融資の対象)

第4条 制度融資を利用することのできる者は、中小企業者等であつて、県内において原則として1年以上継続して同一事業を営み、主として中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種を営むものとする。ただし、次の各号の一に該当する者は、制度融資を利用することはできない。

- (1) 金融機関から取引停止の処分を受けている者
- (2) 保証協会で行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者
- (3) 許可等を要する業種について、これらを受けないで営業している者
- (4) 営業に関し公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (5) その他知事が適当でないと認める者

(制度融資の貸付対象者、資金の用途等)

第5条 制度融資の貸付対象者、資金の用途、貸付限度、貸付条件等は別表のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより制度融資のあっせんを行うことがある。

(借入申込みの手続き)

第6条 制度融資の貸付けを受けようとする者は、融資あっせん申込書に別に定める書類を添えて、金融機関を経由して知事に提出するものとする。

- 2 中小企業振興資金、経営健全化支援資金(新型コロナ借換向け)及び信州創生推進資金(成長支援向け)(以下「スピーディー資金」という。)の貸付けを受けようとする者は、信用保証委託申込書に別に定める書類を添えて金融機関に申し込むものとする。

(制度融資の決定等)

第7条 知事は、制度融資(スピーディー資金を除く。)の融資あっせん申込書を受理した場合は、その内容を審査し、あっせんすべきものと決定したときは、速やかにその旨を金融機関に通知するものとする。

- 2 金融機関は、前項の規定によるあっせんの通知を受けたときは、その結果を直ちに申込者に通知するものとする。
- 3 保証協会は、制度融資の承諾の決定をしたときは貸付(保証)承諾書により、不承諾の決定をしたときは、貸付(保証)不承諾書により知事に通知するものとする。
- 4 保証貸付けでないものについては、金融機関が承諾の決定をしたときは貸付承諾書により、不承諾の決定をしたときは貸付不承諾書により、知事に通知するものとする。
- 5 知事は、前2項の規定による通知を受けたときは、速やかに市町村長に通知するものとする。

(スピーディー資金の融資の決定等)

第8条 金融機関は、スピーディー資金の融資申込書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、保証協会と相互に協議するものとする。

2 金融機関は、融資の承諾又は不承諾の決定をしたときは、その旨を申込者に通知するものとする。

3 金融機関又は保証協会及び知事は、スピーディー資金の融資の決定のため必要と認めるときは、相互に協議するものとする。

(設備完了届等)

第9条 中小企業者等は、制度融資（スピーディー資金を除く。）の対象設備の設置を完了したときは、速やかに設備完了届を知事に提出するものとする。

2 金融機関は、中小企業者等が行うスピーディー資金の融資の対象設備の設置が完了したときは、速やかに当該設備の設置を確認するものとする。

(実行状況の報告)

第10条 信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）の貸付けを受けた者で、別に定める者は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「経営強化法」という。）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関（以下、「認定経営革新等支援機関」という。）へ計画の実行状況を報告するものとし、認定経営革新等支援機関は、信州創生推進資金の利用に関する報告書により知事、金融機関及び保証協会に報告するものとする。

(貸付原資)

第11条 知事は、制度融資に必要な原資として、一定額を金融機関に預託するものとする。

(保証料)

第12条 保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、年2.65%以下の範囲内で保証協会が別に定める率とする。

2 知事は、第3条第2号から第5号（第3号のウ、第4号のウ及び第5号のイを除く。）までに掲げる資金について、別に定めるところにより、当該資金の保証貸付けに係る保証料の一部を市町村が交付する範囲内で保証協会に交付することがある。

3 知事は、第3条第3号のウ、第4号のウ及び第5号のイに掲げる資金について、別に定めるところにより、当該資金の保証貸付けに係る保証料の一部を保証協会に交付することがある。

4 第2項の規定により県及び市町村が保証料を交付する場合においては、保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、第1項に定める保証料から県及び市町村が交付する保証料を除いた額とする。

5 第3項の規定により県が保証料を交付する場合においては、保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、第1項に定める保証料から県が交付する保証料を除いた額とする。

(申込書等の様式)

第13条 この規程に規定する融資あっせん申込書等の様式は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 3 日から施行し、令和 2 年 7 月 3 日保証申込受付分から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、令和 3 年 2 月 1 日保証申込受付分から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年11月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(中小企業融資規程別表) (第5条関係)

資金名	貸付対象者	資金用途	貸付限度		貸付利率	貸付期間・据置期間		返済方法	担保	保証人	その他
			設備資金	運転資金		設備資金	運転資金				
中小企業振興資金 実施策の方向性に合致した認証等を取付した者(しあわせ信州創造株)は、一般株、短期継続融資株、協調支援型特別保証制度を利用する者(協調支援型)は、恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする者(短期継続融資株) 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を利用する者(経営者保証不要株)	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする者(一般株)	設備資金 運転資金	1億円 5,000万円	5,000万円	年2.40% ただし、貸付期間が1年以上以内のものについては年2.10% 年2.00%	10年以内 10年以内	7年以内 10年以内	6月以内 ただし、借換については、1年以内	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付け
小規模企業発展資金	創業の安定又は合理化のために資金を必要とする者(創業株)	設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計で1億6,000万円(一般保証8,000万円、経営安定推進保証(4・5号)8,000万円の合算) 設備資金及び運転資金の合計で3,500万円(信用創生推進資金(創業支援向け)の合計で5,500万円)	5,000万円	年2.40% ただし、貸付期間が1年以上以内のものについては年2.10% 年1.20%	10年以内 10年以内	7年以内 10年以内	6月以内 ただし、借換については、1年以内	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付け
経営安定対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保証法第2条第5項第5号、第7号又は第8号に該当する認定企業 2 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている者	設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計で2,000万円(既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で2,000万円の範囲内)	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で6,000万円 経営安定対策と特別経営安定対策の合計で8,000万円	年2.20%	10年以内 10年以内	7年以内 10年以内	6月以内 ただし、借換については、1年以内	原則として徴しない	必要となる場合がある	保証貸付け
特別経営安定対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保証法第2条第5項各号(第5号、第7号及び第8号を除く。)のいずれかに該当する認定企業の資金を必要とする者 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のため 3 危機関連保証に該当する認定企業 4 経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者	設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計で2,000万円(既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で2,000万円の範囲内)	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で6,000万円 経営安定対策と特別経営安定対策の合計で8,000万円	年1.90% ただし、貸付対象者3については年1.60%	10年以内 10年以内	7年以内 10年以内	6月以内 ただし、借換については、1年以内	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付け
防災・災害対策	次のいずれかに該当する者 1 事業用建築物の耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする者 2 宿泊施設の防火安全対策を講じようとする者 3 地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする者 4 事業継続計画(BCP)の策定又は事業継続計画に基づき対策を講じようとする者 5 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)を受けた者	設備資金 運転資金	貸付対象者1～4については1億5,000万円 貸付対象者5については、6,000万円	貸付対象者1～4については3,000万円 貸付対象者5については、8,000万円	貸付対象者1～4については、年2.20% 貸付対象者5については、年1.30%	10年以内 10年以内	7年以内	1年以内 (貸付対象者5については2年以内)	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付け

経営健全化支援資金	物価高対策 急激な物価高の影響を受け、事業活動に支障を生じている者	設備資金 運転資金	6,000万円	8,000万円	年1.40%、別に定めるものについて年1.30%	10年以内	2年以内	7年以内	2年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付け
	関税対策 米国関税措置の影響を受け、事業活動に支障を生じている者又は、生じる恐れのある者	設備資金 運転資金	6,000万円	8,000万円	年1.40%、別に定めるものについて年1.30%	10年以内	2年以内	7年以内	2年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付け
	新型コロナ借換向け 経営力強化保証制度を利用する者であって、信用保険法第2条第5項第5号（ヒーファインネット保証5号）に該当し認定を受けて既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える者	設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計1億円		年1.70%	10年以内	1年以内	10年以内	1年以内	分割返済 ただし、保証期間が1年以内の場合は一括返済でも差し支えない	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付け
	創業支援向け 次のいずれかに該当する者 1 新規開業予定者又は新規開業者で事業実施のために資金を必要とする者 2 1に該当し、かつ、日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む者若しくは営もうとする者	設備資金 運転資金	3,500万円（運転資金、中小企業振興資金（創業株）との合計で5,500万円）	2,000万円（設備資金、中小企業振興資金（創業株）との合計で5,500万円）	年1.20%、別に定めるものについて年1.10%	10年以内 （※）	1年以内 （※）	7年以内	1年以内 （※）	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある ただし、スタートアップ創出促進保証を利用するものについては、不要	保証貸付け
	事業承継向け 次のいずれかに該当する者 1 他社が営む既存事業の一部を譲り受け、事業承継しようとする者 2 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けようとする者 3 経営承継円滑化法（平成20年法律第33号）の規定に基づき認定を受けた事業承継（予定）者 4 「事業承継」を行おうとする者または「事業承継」を行ってから5年未満の者であって、当該事業の拡大を図ろうとする者 5 事業承継特別保証を利用する者	設備資金 運転資金	1億5,000万円	3,000万円 ただし、借換については8,000万円	年1.20%	10年以内	1年以内	7年以内 ただし、貸付対象者3又は5における借換については、10年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある ただし、貸付対象者3のうち別に定めるもの又は5については、不要	保証貸付け
	成長支援向け 次のいずれかに該当する者 1 モニタリング強化型特別保証を利用する者 2 1に加え、売上高10億円突破支援プロジェクトにおける「成長志向企業宣言」を策定し、県に提出している者	設備資金 運転資金	貸付対象者1については、設備資金及び運転資金の合計5,000万円 貸付対象者2については、2億8,000万円	貸付対象者1については、設備資金及び運転資金の合計5,000万円 貸付対象者2については、5,000万円	貸付対象者1については、年1.70% 貸付対象者2については、年1.20%	10年以内	3年以内	10年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付け
	省力化投資向け 次のいずれかに該当する者 1 中小企業省力化投資補助金、業務改善助成金、賃上げ環境整備促進補助金（基本型）又はデジタル化・AI導入補助金の交付決定を受けて設備導入等を行う者 2 経営強化法第52条第1項の規定による認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等の導入を行おうとする者 3 AI・IoT・ロボットに関する研究開発・事業展開を行おうとする者又はAI・IoT・ロボットを用いた設備導入等により生産性向上を図ろうとする者 4 物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等により生産性向上を図ろうとする者	設備資金 運転資金	1億5,000万円	3,000万円	年1.30%	10年以内 ただし、建物等については、15年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付け
	事業展開向け 次のいずれかに該当する者 1 新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする者 2 事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする者 3 中小企業新事業進出補助金の交付決定を受けて、設備導入等を行おうとする者	設備資金 運転資金	1億5,000万円	3,000万円	年1.40%	10年以内 ただし、建物等については、15年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証貸付け

IT 産業向け	日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む者であって、事業発展や拡大を目指す者	設備資金 運転資金	1億5,000万円	5,000万円	年1.30%	10年以内 ただし、建 土地・建 物等につ いては、 15年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
地域活性化 向け	次のいずれかに該当する者 1 事業の拡大又は店舗の移転により商店街の空き店舗に出店しようとする者又はは出店後1年以内の者 2 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする者 3 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする者 4 障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする者 5 「からだに優しい食品」を製造する者	設備資金 運転資金	1億5,000万円	3,000万円	年2.00% ただし、貸付対象者2のうち別に定めるもの又は貸付対象者5については、1.70%	10年以内 ただし、建 土地・建 物等につ いては、 15年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
企業立地向け	次のいずれかに該当する者 1 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする者 2 ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の施設又は移転等を行おうとする者 3 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備導入を行おうとする者 4 県外にある本社機能の県内への移転を行おうとする者	設備資金 運転資金	貸付対象者1又は2については、2億8,000万円 貸付対象者3又は4については、1億5,000万円	貸付対象者2については、5,000万円 貸付対象者3又は4については、3,000万円	年1.70%	貸付対象者1又は2については、15年以内 貸付対象者3又は4については、10年以内 貸付対象者4については、10年以内	貸付対象者1又は2については、3年以内 貸付対象者3又は4については、2年以内	貸付対象者2～4については、7年以内	貸付対象者2～4については、1年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
ゼロカテゴリー・次世代産業向け	1 別に定める分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る者及び事業転換又は新規参入後間もない者 2 省エネルギー投資促進支援事業補助金又はエネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）促進コースの交付決定を受けて、設備導入等を行おうとする者	設備資金 運転資金	1億円 ただし、別に定めるものについては、1億5,000万円	3,000万円 ただし、別に定めるものについては、5,000万円	年1.60% ただし、ゼロカーボンについては、年1.30%	10年以内 ただし、建 土地・建 物等につ いては、 15年以内	2年以内 ただし、別に定めるものについては、5年以内	7年以内 ただし、別に定めるものについては、12年以内	1年以内 ただし、別に定めるものについては、5年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
経営改善サポート資金	経営サポート会議等による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を利用する者（再生支援強化型）	設備資金 運転資金 設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計で1億5,000万円（通常型と特別型との合計で2億8,000万円。組合は3億円）	設備資金及び運転資金の合計で1億5,000万円（通常型と特別型との合計で2億8,000万円。組合は3億円）	年1.70%	15年以内 18年以内	1年以内	15年以内	1年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け

※スタートアップ創出促進保証を利用する際、原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間3年以内

中小企業融資規程実施要領

制 定 平成10年3月30日 9中第589号
最終改正 令和8年3月18日 7経創第691号

中小企業融資規程（平成26年3月24日25経第213号。以下「規程」という。）の取扱いに関する細目について次のように定める。

第1 第1条関係

制度融資は、一般の金融ベースに乗り難い中小企業の資金充足を図り、将来企業が独自の力と信用において民間金融機関との取引の正常化が図られる一手段として実施する中小企業金融の補完措置であり、かつ、この融資を通じて県施策に適合する方向へ中小企業者を誘導・援助し、もって中小企業の振興を図ることを目的として設けられた施策金融である。

したがって、制度融資のあっせん、融資に当たっては、県行政の施策に沿ってその効果が十分あがるよう配慮するものとする。

第2 第2条関係

1 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者とは、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 信用保険法第2条第1項第1号に規定する中小企業者とは、中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種（以下、「保証対象業種」という。）を営む者で次のとおりであること。

業 種	会 社		個 人
	資 本 金 (出 資 金)	常時使用する 従 業 員 数	常時使用する 従 業 員 数
下記以外の産業	3億円以下	300人以下	300人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下	100人以下

(2) 信用保険法第2条第1項第2号に規定する中小企業者とは、次のとおりであること。

業 種	会 社		個 人
	資 本 金 (出 資 金)	常時使用する 従 業 員 数	常時使用する 従 業 員 数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	300人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下	200人以下

(3) 信用保険法第2条第1項第5号に規定する中小企業者とは、医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下であること。

(4) 信用保険法第2条第1項第6号に規定する中小企業者とは、保証対象業種を営む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。2(7)及び5において同じ）で次のとおりであること。

業 種	常時使用する 従 業 員 数
下記以外の産業	300人以下
小 売 業	50人以下
サービス業	100人以下
卸 売 業	100人以下

- 2 信用保険法第2条第3項各号に規定する小規模企業者とは、次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 信用保険法第2条第3項第1号に規定する小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする事業者にあつては、5人）以下の会社及び個人であつて、保証対象業種を営む者
 - (2) 信用保険法第2条第3項第2号に規定する小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人であつて、宿泊業又は娯楽業を主たる事業とするもののうち、保証対象業種を営む者
 - (3) 信用保険法第2条第3項第3号に規定する小規模企業者とは、事業協同小組合であつて保証対象業種を営む者又はその組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む者であるもの
 - (4) 信用保険法第2条第3項第4号に規定する小規模企業者とは、保証対象業種を営む企業組合であつて、その事業に従事する組合員が20人以下の者
 - (5) 信用保険法第2条第3項第5号に規定する小規模企業者とは、保証対象業種を営む協業組合であつて、常時使用する従業員の数が20人以下の者
 - (6) 信用保険法第2条第3項第6号に規定する小規模企業者とは、医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が20人以下の者
 - (7) 信用保険法第2条第3項第7号に規定する小規模企業者とは、保証対象業種を営む特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては、5人）以下である者
- 3 従業員数については、主たる事務所の従業員の他に、従たる事務所等の従業員も含めるものであること。
- 4 「常時使用する従業員」には、事業主、法人の役員、臨時の従業員及び事業主と生計を一にしている3親等内の親族は含まれない。この場合において、名目は臨時雇いであっても実質上常雇い的なものについては、臨時の従業員とは認められず常時使用する従業員の範ちゆうに含まれるものであること。
- 5 会社とは、合同会社、合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいうものであること。また、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び特定非営利活動法人は「会社」に含まれる。
- 6 宗教法人、学校法人、民法上の公益法人等の非営利法人（特定非営利活動法人は除く）は、たとえ保証対象業種を営んでいても貸付けの対象とならないものであること。

第3 第4条関係

1 貸付対象者

- (1) 貸付対象者は、原則として県内において1年以上継続して同一事業を営んでいるものとされているが、県内における営業期間が1年未満の者であっても、次のいずれかに該当する者については、貸付の対象とすることができるものであること。なお、資金ごとに別に定めがある場合はそれぞれの定めるところによるものであること。

ア 経営の実態が良好であり、当該事業の伸展が県施策の上から期待される者であつて県内において同一業種に属する事業を6か月以上継続して営んでいるもの

イ 県内において1年以上継続して事業を営んでいる者により構成されている新設中小企業団体等

ウ 事業休止期間が1年未満であつて、再開しようとする事業の業種が休止前のそれと同一業種である事業再開者（事業休止前において県内で1年以上継続して事業を営んでいる者に限る。）

- (2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電事業については、原則として法人は本店登記地が県内である者、個人は住所地が県内である者であること。

2 貸付非対象者

「その他知事が適当でない」と認める者」とは、次に掲げる者をいうものであること。

- (1) 営業と家計が分離していないと認められる者
- (2) 返済能力がなく、経営継続の見込みがないと認められる者
- (3) 制度融資を不正に使用したことがある者
- (4) 悪質な税滞納者と認められる者
- (5) 経営内容が投機的と認められる者
- (6) その他融資することが不適當であると認められる者

第4 第5条及び別表関係（資金別の詳細については、第13を参照）

1 各資金共通事項

- (1) 資金使途

ア 設備資金

事業経営上必要とする設備投資のための資金で、生産又は営業設備（土地・建物を含む。）の取得、増設、改良等のものであって、これによって業容の拡大、品質の向上、付加価値の上昇、公害の防止、省資源・省エネルギー化等が図られ、経営の合理化等に役立つものであること。

「土地・建物等」とは、建物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認を受けた建築物（同条の適用を受けない建築物にあっては同法第15条の規定による届出をした建築物に限る。）、建築物の大規模改修、土地及び法定耐用年数が10年を超える設備をいうものであること。

なお、次に掲げるものは、貸付けの対象とならないものであること。

- (ア) 貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- (イ) 不動産の取得のうち、先行投資的なもの又は過剰取得的なもの
- (ロ) 設備設置日等から相当な期間代金未払いが続いたもの
- (ハ) 補助金対象事業の内、補助金が充当されるもの（中小企業振興資金（一般枠）等を1年未満で利用する場合を除く）
- (ニ) 営業車の取得のうち、法人においては当該法人以外の名義で登録される車両。個人においては事業経営上必要な装備を備えた乗用車を除き、当該車両に屋号入れしない乗用車

イ 運転資金

事業経営上必要とする資金で、原材料、商品等の仕入、賃金その他の経費の支払い等のためのものであって、これによって事業活動が継続され経営の安定に役立つものであること。

ウ その他

転貸のための資金は認めないものであること。

(2) 貸付限度

ア 1 中小企業者当たりの貸付残高が、各資金において定める貸付限度を超えてはならないものであること。

イ 貸付額は、1万円単位の申込とし、設備資金における1万円未満の端数はこれを切り捨てるものであること。

(3) 貸付期間・据置期間

貸付期間及び据置期間は、各資金及び資金使途別に定める上限を超えてはならないものであること。

制度融資は長期・固定・低利を特徴としていることから、中小企業振興資金において取扱っている1年以内の資金、及び経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）を除き、貸付期間は1年を超えるものであること。

(4) 保証人

ア 申込者が会社又は中小企業団体等にあっては必要となる場合があるが、経営責任のある地位の役員（代表権のあるものをいう。以下同じ。）以外の連帯保証人は原則として不要。なお、長野県信用保証協会（以下「保証協会」）が経営者保証ガイドラインに則った対応等により個人保証させない場合及び申込者と経営上密接な関係にある会社による法人保証がある場合は、この限りではない。

また、中小企業団体等にあっては、必要に応じ、上記役員に加えて、他の役員を連帯保証人とさせることができる。

イ 実質的な経営権を持っている者又は申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者を連帯保証人とする場合があること。

ウ 本人又は代表者に健康上の理由がある場合、事業承継予定者を連帯保証人とする場合があること。

エ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等を連帯保証人とする場合があること。

オ 申込者が信用保険法第3条の2第1項の経済産業省令で定める要件を備えている法人であって、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを選択し、「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合、保証人は不要。

(5) 期中管理

ア セーフティネット保証4号の場合（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）

(ア) 申込中小企業者が、信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

- (イ) 取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- (ウ) 取扱金融機関は、半期時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (エ) 取扱金融機関が上記(イ)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- イ 危機関連保証の場合
 - (ア) 取扱金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。
 - (イ) 取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、報告期間が信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。
 - (ウ) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
 - (エ) 取扱金融機関が上記(イ)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第5 第6条関係

1 様式

- (1) 第1項に定める申込書の様式は様式第1号のとおりとする。
- (2) 第2項に定める申込書は保証協会が定める様式とする。

2 提出部数

- (1) 第1項に定める申込書等は、添付書類を含め正本1部、副本3部（経営改善サポート資金（再生支援強化型）の場合は2部）を提出すること。ただし、金融機関分の書類において必要としないものについては提出不要とする。
- (2) 第2項に定める申込書等は、添付書類を含め正本1部、副本1部を提出すること。ただし、金融機関分の書類において必要としないものについては提出不要とする。

3 申込書の経由

- (1) 当該申込者から第1項に定める申込書等を受理した金融機関は、申込資金に応じて、申込書等を以下ア～ウの経路により関係機関へ送付するものとする。

ア 第1項の内、中小企業振興資金、経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）、信州創生推進資金（成長支援向け）及び経営改善サポート資金（再生支援強化型）以外の資金の場合

原則、運転資金の場合は、主たる事業所の所在地、設備資金（及び設備資金と同時に申込み場合の設備に付帯する運転資金）の場合にあつては、当該設備の設置場所の市町村長を経由し、正本1部、副本1部を提出すること。なお、設備資金と同時に申込み場合の設備に付帯する運転資金については、設備にどのように付帯しているか疎明を行うこと。また、保証協会に提出する副本1部については、市町村を経由せずに直接送付すること。

イ 第1項の内、経営改善サポート資金（再生支援強化型）の場合

主たる事務所の所在地又は設備の設置場所を管轄する地域振興局長に正本1部を提出すること。また、保証協会に提出する副本1部については地域振興局を経由せずに直接送付すること

ウ 第2項、中小企業振興資金、経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）及び信州創生推進資金（成長支援向け）の場合

市町村及び地域振興局を経由することなく、保証協会に正本1部を提出すること。

- (2) 市町村長は、金融機関から申込書等の提出があつたときは、所定の事務処理を行い、副本1部を控とし、正本1部を所轄地域振興局長あてに送付すること。

4 添付書類

- (1) 第1項及び第2項に定める「別に定める書類」とは、別表のとおりであること。ただし、特に必要と認める場合は、このほかの書類を添付させることができるものとする。
- (2) 資本の額又は出資の額が信用保険法第2条第1項第1号及び第2号に規定する金額を超えており、常時使用する従業員数が次の基準を超えている会社については、従業員数を確認する書類として、「労働

保険概算・増加概算・確定保険料申告書」(これにより難しい場合は貸金台帳又は公的機関に提出するその他の書類)の写しを添付させるものであること。

- | | |
|---------|---|
| ア 卸売業 | 90人 |
| イ サービス業 | 90人(ただし、ソフトウェア業及び情報処理サービス業は270人、
旅館業180人) |
| ウ 小売業 | 45人 |
| エ その他 | 270人(ただし、ゴム製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)は810人) |

(3) 金融機関からの借入れに係わる書類については、当該金融機関の定めるところによるものであること。

第6 第7条関係

1 審査

- (1) 必要に応じて、面接等を実施し、制度融資の本旨に沿って貸付審査に当たること。
- (2) 関係機関との協議等、地域振興局が主体性をもって行い、関係機関の職員以外の外部へ企業内容がもれることのないように留意すること。
- (3) 地域振興局及び関係機関は、新規の取引となる中小企業者等について、必要に応じて現地調査を行うなど経営実態の把握に務めること。

2 あっせん

- (1) あっせんは、中小企業者等の資金需要期に応じて行い、資金需要期が2以上となるものの一括あっせんは原則、行わないものであること。
- (2) あっせんは、中小企業者等の資金需要期に応じて行うものであるが、当該年度の3月末日には貸付実行が確実に終わらなければならないものとし、年度末のあっせんについては、貸付実行までの期間を十分に留意すること。

なお、新年度に入ってからからの申込では資金需要期に間に合わない場合は、旧年度中に、新年度の条件に従って作成した、通常の申込の際に提出する書類(提出部数、申込の経路および添付書類は、前記第5に定めるとおり)のほか、融資あっせん申込書(様式第1号)の写しを2部提出すること(申込の日付は提出時のものでなく、新年度に入ってからの日付とすること)。

- (3) 金融機関及び保証協会等への通知は、融資あっせん申込書の所定欄に必要事項を記入、押印の上、金融機関へ送付することによるものであること。

3 承諾又は不承諾

- (1) 第3項に定める貸付(保証)不承諾書の様式は様式第4号のとおりとする。また第4項に定める貸付承諾書の様式は様式第5号とし、貸付不承諾書の様式は、様式第4号のとおりとする。
- (2) 借入申込者への貸付承諾又は不承諾の通知は、当該金融機関の所定の方法によるものであること。
- (3) 保証協会等は、第3項に定める承諾の決定について、保証承諾実績報告書(様式第6号)(保証及び貸付金額、貸付条件等の変更を含む。)を毎月末現在で作成し、翌月5日までに地域振興局長に通知するものとする。

なお、貸付金額等の一部変更による承諾は、その旨記載すること。

- (4) 地域振興局長への不承諾通知は、不承諾を決定した金融機関又は保証協会等が決定後直ちに通知するものとする。
- (5) 地域振興局長から市町村長への貸付決定の通知は、制度融資の貸付決定通知書(様式第7号)により行うものであること。
- (6) あっせんの取下げの際は、申込者は、融資あっせん取下げ依頼書(様式第8号)を地域振興局長あて提出すること。地域振興局長は融資あっせん取下げ依頼書の提出を受けた際には、申込者及び各機関(地域振興局のあっせん前の場合は、申込者及び市町村)に融資あっせん取下げ通知書(様式第9号)により周知すること。

第7 第8条関係

1 審査

- (1) 必要に応じて、面接等を実施し、制度融資の本旨に沿って貸付審査に当たること。
- (2) 関係機関の職員以外の外部へ企業内容がもれることのないように留意すること。
- (3) 関係機関は、新規の取引となる中小企業者等について、必要に応じて現地調査を行うなど経営実態の把握に務めること。

2 承諾又は不承諾

借入申込者への貸付承諾又は不承諾の通知は、当該金融機関の所定の方法によるものであること。

3 その他

- (1) 貸付は、中小企業者等の資金需要期に応じて行い、資金需要期が2以上となるものの一括貸付は原則、行わないものであること。
- (2) 設備資金の貸付けについては、契約締結又は設備着工を確認の上行うこと。
- (3) 貸付は、当該年度の3月末日には貸付実行が確実に終わらなければならないものであること。

第8 第9条関係

1 設備完了届の様式は様式第10号のとおりとする。

2 現地調査

- (1) 設備完了届が提出された場合には、地域振興局において必要に応じ現地調査を行うこと。
- (2) 調査を行ったときは、設備完了届の余白に調査年月日、調査結果、調査者職氏名を記載押印すること。
- (3) 現地調査の結果、申込書の内容と不突合のものがあり、融資したことが不相当と認められるものについては、当該資金を融資した金融機関に対し文書をもって、当該中小企業者等に繰上償還させるよう通知すること。
- (4) 現地調査結果が申込書の内容と不突合のものであっても、当該設備が申込書の内容と同等以上のものの場合にあつては、当該設備は適格とみなすことができる。

3 第2項確認関係

- (1) 金融機関は、設備の設置が完了した場合には、必要に応じ現地確認を行うこと。
- (2) 確認の結果、申込書の内容と不突合のものがあり、融資したことが不相当と認められるものについては、当該中小企業者等に繰上償還させること。
- (3) 金融機関は、前記(2)の繰上償還を行なった場合には、遅滞なく知事に書面をもって通知すること。
- (4) 現地調査結果が申込書の内容と不突合のものであっても、当該設備が申込書の内容と同等以上のものの場合にあつては、当該設備は適格とみなすことができる。

第9 第10条関係

- 1 「別に定める者」とは、後記第134-8(1)ウの資金回収開始までに相応の期間を要する者とする。
- 2 信州創生推進資金の利用に関する報告書の様式は様式第11号のとおりとする。

第10 第12条関係

第12条第4項に規定する市町村は、融資あっせん申込書の経由市町村であること。

第11 関係機関との協力等

地域振興局は、規程に基づき、制度融資あっせん業務を通じて、市町村、金融機関及び保証協会等とも連携を密にし、中小企業者等の健全な発展に努めるものとする。

第12 報告

- 1 地域振興局長は、融資あっせん状況報告書(様式第12号)を毎月末現在で作成し、翌月10日までに産業労働部長あてに提出すること。
- 2 地域振興局長は、別に定める融資あっせん報告項目を別に定める方法により、毎月末現在で作成し、翌月10日までに産業労働部長あて報告すること。
- 3 小規模企業発展資金、信州創生推進資金(創業支援向け)及び経営改善サポート資金の設備資金・運転資金の一括申込みの場合、地域振興局長から産業労働部長あてのあっせん状況報告に当たっては、設備資金と運転資金を別々に集計するものであること。

第13 資金別詳細

各資金別の詳細な貸付条件等については、融資手続き(あっせん経路)一覧及び1-1から5-2のとおり。

附 則

この要領は、令和2年12月23日から施行し、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行し、令和3年2月1日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要領は、令和3年2月18日から施行し、令和3年2月18日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月21日から施行し、令和3年6月16日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月14日から施行し、4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月10日から施行し、令和5年1月10日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月17日から施行する。

附 則

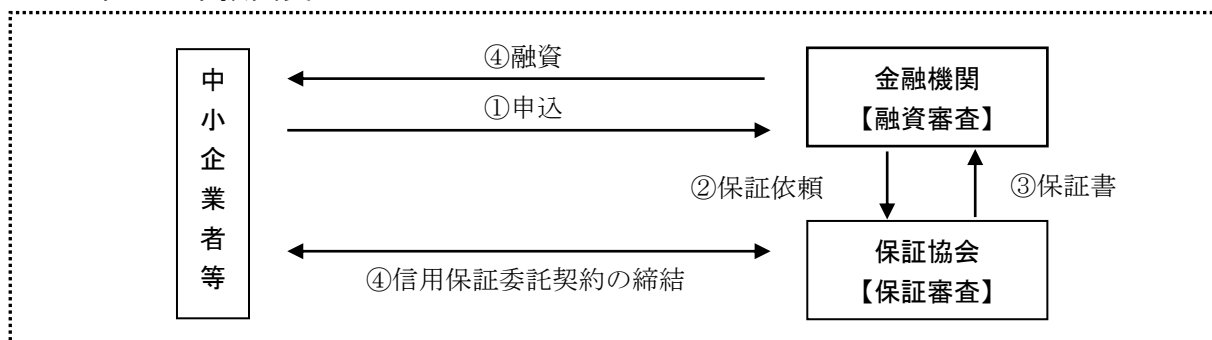
この要領は、令和8年4月1日から施行する。

融資手続き（あっせん経路）一覧

融資手続きは、資金メニューごとに異なり、以下の4パターンいずれかに該当します。また、全てのメニューについて、申込は金融機関です。

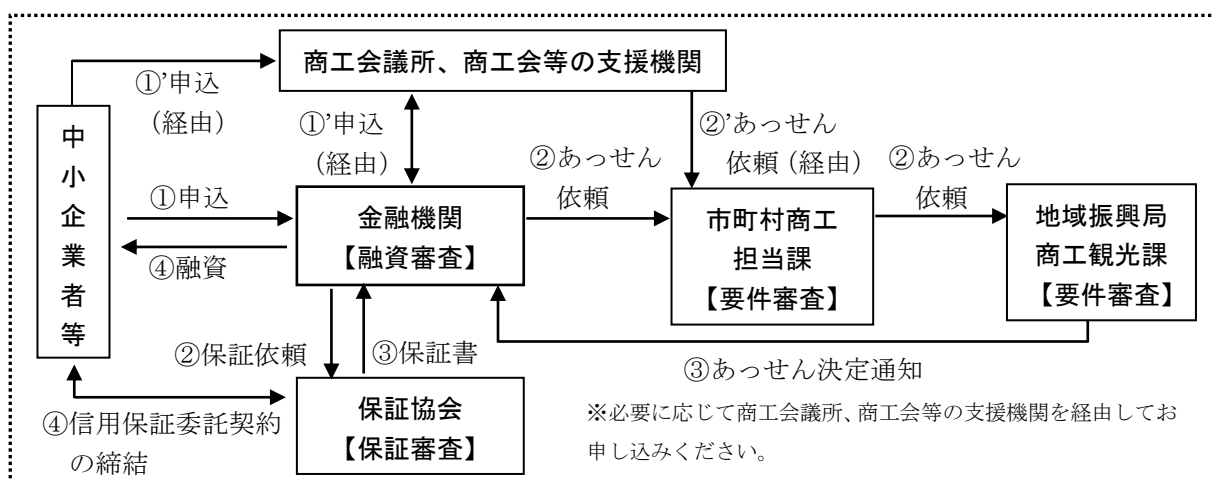
(1) 保証料補助のないメニュー

中小企業振興資金



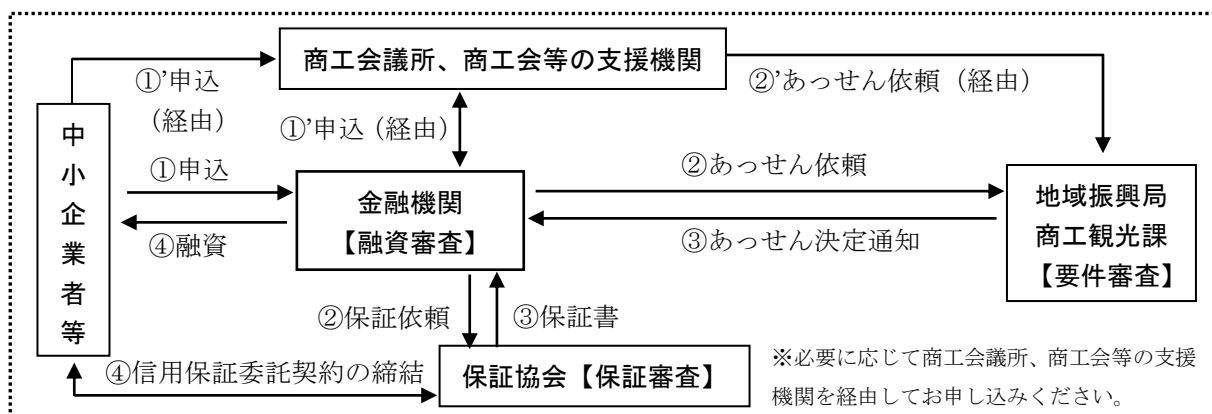
(2) 県・市町村の保証料補助のあるメニュー

小規模企業発展資金、経営健全化支援資金、信州創生推進資金、経営改善サポート資金（通常型）



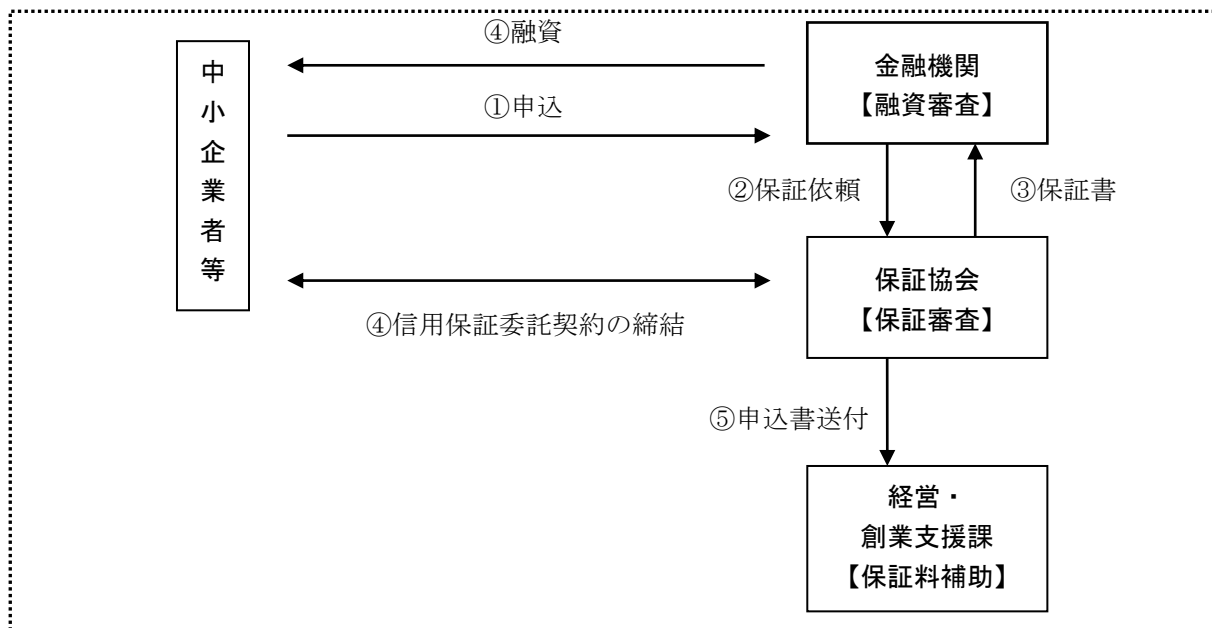
(3) 県のみ保証料補助のあるメニュー

経営改善サポート資金（再生支援強化型）



(4) 県のみ保証料補助のあるメニュー

経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）、信州創生推進資金（成長支援向け）



1—1 中小企業振興資金（一般枠）

(1) 貸付対象者

経営の安定又は合理化のために資金を必要とする者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億円 運転資金 5,000万円
貸付利率	年2.4% 貸付期間が1年以内のものについては、年2.1% 後記1—5中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）の貸付対象者にも該当している者の場合（※1） 年2.2% 貸付期間が1年以内のものについては、年1.9%
貸付期間	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建替 20年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置6か月以内） うち借換 10年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	金融機関の定めるところによる
その他	県制度融資に限り借換が可能

※1 後記1—5中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）(3)申込書類 ア～カのいずれかの提出が必要（各認証書等の期限までに貸付実行がされること）

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ② 金融機関又は保証協会等が必要とする書類
イ 設備資金の場合
③ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ④ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑤ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑥ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
ウ 提出部数
2部（金融機関及び保証協会等あて。②は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（1）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

県内における営業期間が1年未満の者であっても、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつその経営実態が良好である者が、県内において同一事業を行う場合にあっては、貸付けの対象となる。

イ 資金使途

中小企業団体等の組合員への転貸のための資金の貸付けは、対象とならない。

ウ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 県制度融資に限り借換が可能であること。
- (イ) 借換後の貸付期間は1年超であること（短期資金への借換は、後記1－2中小企業振興資金（短期継続融資枠）を利用すること）。
- (ウ) 同一金融機関での借換であること。
- (エ) 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること。
- (オ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。
- (カ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
- (キ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

エ その他

貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。

1—2 中小企業振興資金（短期継続融資枠）

(1) 貸付対象者

恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする者

(2) 貸付条件

貸付限度額	運転資金 3,000万円
貸付利率	年2.1%
	後記1—5中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）の貸付対象者にも該当している者の場合（※1）
	年1.9%
貸付期間	運転資金 1年以内
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	一括返済
その他	本資金を、返済期日に正常運転資金の範囲内で借換え、継続利用することが可能。また、その他の県制度融資の借換えも可能

※1 後記1—5中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）(3)申込書類 ア～カのいずれかの提出が必要（各認証書等の期限までに貸付実行がされること）

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
①	中小企業振興資金（短期継続融資枠）運転資金確認票（様式第2号）
②	許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）
③	金融機関又は保証協会等が必要とする書類
イ 提出部数	
2部（金融機関及び保証協会等あて。③は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（1）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

県内における営業期間が1年未満の者であっても、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつその経営実態が良好である者が、県内において同一事業を行う場合にあっては、貸付けの対象となる。

イ 資金使途

中小企業団体等の組合員への転貸のための資金の貸付けは、対象とならない。

ウ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 県の制度融資に限り借換が可能であること。
- (イ) 同一金融機関での借換であること。
- (ウ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

エ その他

- (ア) 取扱が可能な金融機関は、申込中小企業者との間に与信取引（預金取引は含まない）が3年以上ある金融機関に限る。
 - (イ) 原則として、融資の申込額は直近決算における正常運転資金の範囲内とする。
なお、正常運転資金の算出は、計算式「売上債権＋棚卸資産－買入債務」によることとし、貸借対照表を作成していない場合は、申込額は直近決算期の月売上高の2か月分を限度とする。
 - (ウ) 借換時に運転資金額を見直した結果、算出された正常運転資金額が既存中小企業振興資金（短期継続融資枠）の利用金額を下回った場合は、原則として算出された金額の範囲内での申込とする。
 - (エ) 申込額が正常運転資金額を超える場合は中小企業振興資金（短期継続融資枠）運転資金確認票（様式第2号）に理由等を記載すること。

1—3 中小企業振興資金（協調支援枠）

(1) 貸付対象者

協調支援型特別保証制度要綱（20250115 中庁第 14 号）に定める協調支援型特別保証を利用する者であって、以下のいずれかに該当する者

- ア 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の 1 割以上（融資期間 1 2 か月以上）のプロパー融資を受けること。
- イ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1 億円 運転資金 5,000 万円
貸付利率	年 2.0%
	後記 1—5 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）の貸付対象者にも該当している者の場合（※ 1）
	年 1.8%
貸付期間	設備資金 10 年以内（うち据置 3 年以内） 運転資金 10 年以内（うち据置 1 年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	金融機関の定めるところによる
その他	信用保証付き融資に限り借換が可能

※ 1 後記 1—5 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）(3) 申込書類 ア～カのいずれかの提出が必要（各認証書等の期限までに貸付実行がされること）

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
① 「協調支援型特別保証制度」 申込人資格要件申告書兼誓約書	
② 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）	
③ 金融機関又は保証協会等が必要とする書類	
イ 貸付対象者 イの場合	
④ 経営行動計画書	
ウ 設備資金の場合	
⑤ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）	
⑥ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）	
⑦ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）	
⑧ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図	

エ 提出部数
2部（金融機関及び保証協会等あて。③は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（1）に該当。

(5) その他のポイント

ア 信用保証協会の協調支援型特別保証を利用するものであること（国の全国統一保証制度の対象）。

イ 貸付対象者

県内における営業期間が1年未満の者であっても、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつその経営実態が良好である者が、県内において同一事業を行う場合にあっては、貸付けの対象となる。

ウ 資金使途

中小企業団体等の組合員への転貸のための資金の貸付けは、対象とならない。

エ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

(ア) 信用保証付き融資に限り借換が可能であること。

(イ) 借換後の貸付期間は1年超であること（短期資金への借換は、1－2中小企業振興資金（短期継続融資枠）を利用すること）。

(ウ) 同一金融機関での借換であること。

(エ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること

(オ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

オ その他

貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。

1—4 中小企業振興資金（経営者保証不要枠）

(1) 貸付対象者

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱（20240115 中庁第 15 号）に定める事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用する者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 1億6,000万円 ※一般保証8,000万円、 経営安定関連保証（4・5号）8,000万円の合算
貸付利率	年2.4% 貸付期間が1年以内のものについては、年2.1% 後記1-5中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）の貸付対象者にも該当している者の場合（※1） 年2.2% 貸付期間が1年以内のものについては、年1.9%
貸付期間	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置6か月以内） うち借換 10年以内（うち据置1年以内）
担保	徴さない
保証人	徴さない
返済方法	金融機関の定めるところによる
その他	県制度融資に限り借換が可能

※1 後記1-5中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）(3)申込書類 ア～カのいずれかの提出が必要（各認証書等の期限までに貸付実行がされること）

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ② 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 ③ 金融機関又は保証協会等が必要とする書類
イ 経営安定関連保証を利用する場合
④ 市町村長の発行する特定中小企業者の認定書（写し可）
ウ 設備資金の場合
⑤ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑥ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑦ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑧ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
エ 提出部数
2部（金融機関及び保証協会等あて。③は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（1）に該当。

(5) その他のポイント

ア 信用保証協会の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用するものであること（国の全国統一保証制度の対象）。

イ 貸付対象者

県内における営業期間が1年未満の者であっても、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつその経営実態が良好である者が、県内において同一事業を行う場合にあっては、貸付けの対象となる。

ウ 資金使途

中小企業団体等の組合員への転貸のための資金の貸付けは、対象とならない。

エ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 県制度融資に限り借換が可能であること。
- (イ) 借換後の貸付期間は1年超であること（短期資金への借換は、後記1－2中小企業振興資金（短期継続融資枠）を利用すること）。
- (ウ) 同一金融機関での借換であること。
- (エ) 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること。
- (オ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
- (カ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

オ その他

貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。

1—5 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）

(1) 貸付対象者

中小企業振興資金の一般枠、短期継続融資枠、協調支援枠又は経営者保証不要枠（以下「一般枠等」という。）を利用する者で、県施策の方向性に合致した、次のア～カいずれかの制度の認証又は認定を受けた者

- ア 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度（「多様な働き方等実践企業」認証制度）
- イ 消防団協力事業所表示制度
- ウ 健康経営優良法人認定制度
- エ 長野県 SDGs 推進企業登録制度
- オ 中小企業最低貸金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）制度
- カ 以下の条件をすべて満たす者
 - ・「ながの子育て家庭優待パスポート事業」において協賛する者
 - ・「こどもまんなか応援サポーター」の宣言をする者
 - ・「ながの子育て応援企業同盟」へ加入する者

(2) 貸付条件

貸付限度額	中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり
貸付利率	貸付対象者に該当する場合、中小企業振興資金の一般枠等の貸付利率を0.2%引下げ
貸付期間	中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり
担保	中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり
保証人	中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり
返済方法	中小企業振興資金の一般枠又は短期継続融資枠に定めるとおり

(3) 申込書類

中小企業振興資金の一般枠等に定める書類の他に下記書類が必要となる。

ア 前記(1)貸付対象者 アの場合
① 職場いきいきアドバンスカンパニー認証書の写し（参考1）
イ 前記(1)貸付対象者 イの場合
② 次の(ア)、(イ)いずれかの書類 (ア) 市町村が発行した消防団協力事業所に係る認定通知書の写し (イ) 消防団協力事業所表示制度確認申請書（様式第3号）により市町村長あて申請し、交付される消防団協力事業所表示制度確認書（様式第3号の2）
ウ 前記(1)貸付対象者 ウの場合
③ 健康経営優良法人認定書の写し
エ 前記(1)貸付対象者 エの場合
④ 長野県 SDGs 推進企業登録証の写し

オ 前記(1)貸付対象者 オの場合
⑤ 中小企業最低貸金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付決定通知書の写し
カ 前記(1)貸付対象者 カの場合
⑥ 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）要件確認書（様式第3号の3）
キ 提出部数
2部（金融機関及び保証協会等あて）

(4) 融資手続き

中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり。

(5) その他のポイント

各認証書等の期限までに貸付実行がされること。

その他は、中小企業振興資金の一般枠等に定めるとおり。

1—6 中小企業振興資金（創業枠）

(1) 貸付対象者

次の「新規開業予定者」又は「新規開業者」に該当し、創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証制度要綱(20240815 中庁第3号)に定めるスタートアップ創出促進保証(以下「SSS保証」という。)を利用する者

ア 「新規開業予定者」とは、次に掲げるものであること。

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第1号、第3号及び第5号の規定による創業者であり、次のとおりであること

- (ア) 事業を営んでいない個人が1月以内（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする者（以下「認定特定支援等を受けた創業者」という。）にあつては6月以内）に新たな事業を開始する具体的な計画を有するもの（SSS保証は非該当）
- (イ) 事業を営んでいない個人が、2月以内（認定特定支援等を受けた創業者にあつては6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (ウ) 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

イ 「新規開業者」とは、次に掲げるものであること。

個人事業を開始し又は会社を設立してから5年未満のもの（SSS保証は会社設立のみ対象）。なお、法人成りの場合は、最初に事業を開始してから、5年未満の場合に限り、対象となる。

(2) 貸付条件

貸付限度額 ※1	設備資金・運転資金合計で 3,500万円
貸付利率	年1.2%
貸付期間 ※2※3	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	徴しない
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要（SSS保証利用時は不要）
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 信州創生推進資金（創業支援向け）との合計で5,500万円の範囲内であること

※2 貸付期間は1年超とすること

※3 SSS保証を利用する際、原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間3年以内

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ② 金融機関又は保証協会等が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア（新規開業予定者）の場合
③ 創業計画書（創業関連保証利用時は様式第 16 号、SSS 保証利用時は同保証所定様式） ④ 事業を営んでいない個人であった事実を証する書類 ※ ④は、前記(1)貸付対象者 ア(ア)又は(イ)の場合に限る ⑤ 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての市町村長の証明書の写し ※ ⑤は、認定特定支援等を受けた創業者の場合に限る
ウ 前記(1)貸付対象者 イ（新規開業者）の場合
⑥ 次の(ア)～(ウ)いずれかの書類 (ア) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後 6 か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） (イ) 収支等計画書（様式第 18 号） ※ (イ)は、売上発生から決算書を作成するまでの期間の者が対象（売上発生後間もない時点の申込の場合、信用保証協会にて下記(ウ)の添付を求められる場合があり、その場合には収支等計画書は添付不要） (ウ) 創業計画書（創業関連保証利用時は様式第 16 号、SSS 保証利用時は同保証所定様式） ※ (ウ)は、法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生するまでの期間の者が対象。SSS 保証利用時は売上が発生している者も対象（ただし、税務申告 1 期終了以降の者については一部記入省略可） ⑦ 開業届（開業届提出前の場合は、建築請負契約書、賃貸契約書、商品売買契約書、商品発注書等の客観的着手を示す書類）又は商業登記簿謄本の写し
エ 設備資金の場合
⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図
オ 提出部数
2 部（金融機関及び保証協会等あて。②は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（1）に該当。

(5) その他のポイント

- ア 県内における営業期間が1年未満の者であっても、貸付けの対象となる。
- イ 前記(1)貸付対象者 アに該当する者にあつては、融資あっせん申込みに当たり、創業計画書（様式第16号）を作成すること。
- ウ SSS保証を利用する者にあつては、同保証所定の創業計画書を作成すること。
- エ 保証協会の創業関連保証及びスタートアップ創出促進保証の中で取り扱うことになっているので次の点に留意すること。
 - (ア) 他の融資制度を含めて1貸付先の保証限度額は、3,500万円であること。
 - (イ) 無担保保証（8,000万円）の範囲内での取扱いであること。
- オ 貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。
- カ 借換条件
 - 借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。
 - (ア) 創業関連保証又はSSS保証を利用した県の制度融資に限り借換が可能であること。
 - (イ) 創業関連保証又はSSS保証を利用すること。

2 小規模企業発展資金

(1) 貸付対象者

小口零細企業保証制度要綱（20150714 中庁第6号）に定める小口零細企業保証を利用する小規模企業者であり、成長・発展のために資金を必要とする者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 2,000 万円 但し、既存の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で 2,000 万円の範囲内
貸付利率	年2.2%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置6か月以内） うち借換 7年以内（うち据置1年以内）
担保	原則として徴しない
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済
その他	責任共有外制度対象の保証を付した県制度融資に限り借換が可能

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第13号） ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 設備資金の場合
⑦ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑧ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑨ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑩ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
ウ 提出部数
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

- ア 信用保証協会の小口零細企業保証（責任共有制度対象外の保証）を利用するものであること（国の全国統一保証制度の対象）。
- イ 貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。
- ウ 借換条件
 - 借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。
 - (ア) 同一金融機関での借換であること。
 - (イ) 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること。
 - (ウ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。
 - (エ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
 - (オ) 融資あっせん申込書（様式第1号）に、資金使途が借換である旨、及び別紙チェックリストに借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。なお、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。
 - (カ) 責任共有制度対象の保証を借り換えることはできないこと。
 - (キ) 成長・発展のための設備資金・運転資金の借入と併せて行う借換であること。
 - (ク) 責任共有外制度対象の保証を付した県制度融資に限り借換が可能

3—1 経営健全化支援資金（経営安定対策）

(1) 貸付対象者

ア 信用保険法第2条第5項第5号、7号又は8号（セーフティネット保証5号、7号又は8号）に該当し認定を受けた者

イ 次の(ア)、(イ) いずれかに該当する「経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている者」

(ア) 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率（以下「収益性」という。）が前年同期に比べ5%（収益性の場合は5ポイント）以上減少していること。

(イ) 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少していること。

(2) 貸付条件

貸付限度額 ※1	設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円
貸付利率	年2.2%
貸付期間 ※2	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内） うち借換 10年以内（うち据置2年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済
その他	県制度融資の保証料補給のある資金に限り借換が可能 （経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）の借換対象となる既往の新型コロナ関連保証に係る借入金及び経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）を除く）

※1 経営安定対策と特別経営安定対策との合計による限度額

※2 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 経営向上計画書（様式第14号） ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア（セーフティネット保証5号、7号又は8号）の場合
⑦ 市町村長の発行する特定中小企業者の認定書（写し可）

ウ 前記(1)貸付対象者 イ（経済変動等）の場合
⑧ 売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し
エ 設備資金の場合
⑨ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑩ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑪ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑫ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
オ 提出部数
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成15年3月31日付14産振第608号）に基づく保証料補給金が交付されている県制度融資（経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）の借換対象となる既往の新型コロナ関連保証に係る借入金及び経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）を除く）に限り借換が可能であること。
- (イ) 同一金融機関での借換であること。
- (ロ) 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること。
- (ハ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。
- (ニ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
- (ホ) 融資あっせん申込書（様式第1号）に、資金用途が借換である旨、及び別紙チェックリストに借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。なお、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。
- (ヘ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

イ その他

- (ア) 経営向上計画書（様式第14号）は、現状の問題点・課題を解消し、売上高若しくは収益性を今期よりも向上させるための具体的な計画となっていること。
- (イ) 信用保険法の経営安定関連保証の対象となる資金については、極力当該保証を利用させるものであること。
- (ロ) 前記(1)貸付対象者イ（経済変動等）の「最近3か月」については、直近3か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及びその前の2か月分の売上高又は収益性にて比較を行うこと。

3—2 経営健全化支援資金（特別経営安定対策）

(1) 貸付対象者

- ア 信用保険法第2条第5項第1号から第4号まで及び第6号（セーフティネット保証1～4号及び6号）のいずれかに該当し認定を受けた者
- イ 倒産企業との間において、経常的な取引関係が存在し、当該倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する者
- ウ 危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する者
- エ 次の（ア）、（イ）、（ウ）いずれかに該当する「経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者」
- （ア） 急激な為替相場の変動の影響に伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%（収益性の場合は5ポイント、以下同様）以上減少していること。
- （イ） 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少していること。
- （ウ） 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月に比べ15%以上減少
- ※（イ）の場合は運転資金のみのあつせんとなる。

(2) 貸付条件

貸付限度額 ※1	設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円
貸付利率	年1.9%
	前記(1)貸付対象者ウの場合 年1.6%
貸付期間 ※2	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内） うち借換 10年以内（うち据置2年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済
その他	県制度融資の保証料補給のある資金に限り借換が可能

※1 経営安定対策と特別経営安定対策との合計による限度額

※2 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 経営向上計画書（様式第14号） ※ 前記(1)貸付対象者 ウの場合、②は不要 ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア（セーフティネット保証1～4号又は6号）又は前記(1)貸付対象者 ウのうち、危機関連保証を利用する場合
⑦ 市町村長の発行する特定中小企業者又は特例中小企業者の認定書（写し可）
ウ 前記(1)貸付対象者 イ（連鎖倒産防止）の場合
⑧ 倒産企業との取引状況及び回収困難債権額を確認できる書類の写し
エ 前記(1)貸付対象者 エ（経済変動等）の場合
⑨ 売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し
オ 設備資金の場合
⑩ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑪ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑫ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑬ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
カ 提出部数
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 資金使途

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成15年3月31日付14産振第608号）に基づく保証料補給金が交付されている県の制度融資又は長野県新型コロナウイルス感染症対応資金に限り借換が可能であること。
- (イ) 同一金融機関での借換であること。
- (ウ) 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること。

- (エ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。
- (オ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
- (カ) 融資あっせん申込書（様式第1号）に、資金使途が借換である旨、及び別紙チェックリストに借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。なお、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。
- (キ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

イ 資金使途

信用保険法第2条第5項第1号（セーフティネット保証1号）に該当する認定企業又は前記(1)貸付対象者イに該当する者（関連倒産）の設備資金については、当該倒産に関連したものに限る。

ウ その他

- (ア) 経営向上計画書（様式第14号）は、現状の問題点・課題を解消し、売上高若しくは収益性を今期よりも向上させるための具体的な計画となっていること。
- (イ) 信用保険法の経営安定関連保証の対象となる資金については、極力当該保証を利用させること。
- (ウ) 前記(1)貸付対象者エ（経済変動等）の「最近3か月」については、直近3か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及び、その前の2か月分の売上高又は収益性にて比較を行うこと。

3—3 経営健全化支援資金（防災・災害対策）

(1) 貸付対象者

- ア 次の(ア)、(イ)のいずれかの実施により、事業用建築物の耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする者
- (ア) 事業用建築物の有資格者による耐震診断又は耐震補強が必要と診断された建築物の耐震補強改修工事
- (イ) 地震による被害の軽減を図るための機械、器具、商品等の転倒、転落等の防止措置
- イ 旅館業を営む者で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする者
- ウ 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする者
- エ 災害時等に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする者
- オ 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等を受けた者

(2) 貸付条件

貸付限度額	前記(1)貸付対象者 ア～エの場合
	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸付利率	前記(1)貸付対象者 オの場合
	設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円
貸付期間 ※1	前記(1)貸付対象者 ア～エの場合
	設備資金 10年以内（うち据置2年以内） うち土地・建物 15年以内（うち据置2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内※2）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

※2 (1) 貸付対象者 オの場合は2年以内

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第15号～第15号の4のうち該当するもの（前記(1)貸付対象者オの場合は不要）

③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）
④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）
⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）
⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア(7)（耐震改修）の場合
⑦ 耐震診断結果書類の写し（耐震診断を行おうとする者は除く）
ウ 前記(1)貸付対象者 エのうち、事業継続計画（BCP）に基づく対策を講じようとする者の場合
⑧ 事業継続計画書（BCP）の写し
エ 前記(1)貸付対象者 オの場合
⑨ 市町村長等の発行するり災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）
オ 設備資金の場合
⑩ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）
⑪ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）
⑫ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）
⑬ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
カ 提出部数 4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 前記(1)貸付対象者 ア(7)（耐震改修）に該当する者にあつては、事業用と個人用の共同施設の場合は事業用部分のみを対象とするものであること。また、耐震補強改修工事に係る費用のみを対象とし、付随して行われる内装等の改修や建物の改築に要する費用は対象としないものであること。

イ 前記(1)貸付対象者 ア(1)（機械転倒防止）に該当する者にあつては、新規購入の機械設備の購入及び据付費用は貸付対象としないものであること。

ウ 前記(1)貸付対象者 イ（宿泊施設防火）に該当する者にあつては、防火・避難安全設備の機能向上が認められる設備改修等に係る費用であること。

なお、施設の新築、増改築に伴うものは除く。

エ 前記(1)貸付対象者 ウ（地下タンク流出防止）に該当する者にあつては、石油製品の流出事故防止対策としての地下タンクの設備改修等に係る費用であること。

なお、施設の新築、増改築に伴うものは除く。

オ 前記(1)貸付対象者 エ（BCP）に該当する者にあつては、事業継続計画の策定に係る費用又は当該計画に基づく対策に必要な費用であること。なお、事業継続計画（BCP）とは、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針（<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>）」に沿って作成したもの又はこれに準ずるものであること。

カ 前記(1)貸付対象者 オの「暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害」とは、一般的に、災害の規模、程度を勘案し、社会通念により異常な現象と認めら

れるものを指す。従って、通常の降雨量にもかかわらず明らかに維持管理の不備に起因して施設が損壊した場合などは災害とは認められない。

また、資金使途は災害により事業活動に支障が生じている中小企業者等が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要とする設備資金及び運転資金であること。

3—4 経営健全化支援資金（物価高対策）

(1) 貸付対象者

ア 急激な物価高の影響を受け、最近3か月の売上高が、前年同期に比べ8%以上減少している者

イ 急激な物価高の影響を受け、最近3か月の収益性^{※1}が、前年同期に比べ5ポイント以上減少している者

※1 収益性＝売上高営業利益率（営業利益÷売上高）

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円
貸付利率	前記(1)貸付対象者アのうち売上高の減少率が8～15%未満の場合 年1.4%
	前記(1)貸付対象者アのうち売上高の減少率が15%以上の者又は貸付対象者イの場合 年1.3%
貸付期間 ※2	設備資金 10年以内（うち据置2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置2年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※2 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
<ul style="list-style-type: none"> ① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ③ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ④ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑤ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類 ⑥ 経営向上計画書（様式第14号の2） ⑦ 売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し 	
イ 設備資金の場合	
<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図 	

ウ 提出部数

4部（なお、②、③は市町村及び県あて2部。⑤は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

前記(1)貸付対象者の「最近3か月」については、直近3か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及び、その前の2か月分の売上高の合計又は当該期間の売上高及び売上高営業利益にて比較を行うこと。

イ 資金使途

同資金において借換を含む利用は不可とする。

3—5 経営健全化支援資金（関税対策）

(1) 貸付対象者

米国関税措置の影響を受け、最近2か月の売上高が前年同期に比べ8%以上減少しており、かつその後1か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて8%以上減少すると見込まれる者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円
貸付利率	前記(1)貸付対象者のうち、 ・最近2か月の売上高と前年同期の売上高を比較した減少率 ・その後1か月間を含む3か月間の売上高と前年同期の売上高を比較した減少率 のいずれかが8~15%未満の場合 ----- 年1. 4%
	前記(1)貸付対象者のうち ・最近2か月の売上高と前年同期の売上高を比較した減少率 ・その後1か月間を含む3か月間の売上高と前年同期の売上高を比較した減少率 の両方が15%以上の場合 ----- 年1. 3%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置2年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
①	融資あっせん申込書（様式第1号）
②	貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）
③	長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）
④	許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）
⑤	金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
⑥	経営向上計画書（様式第14号の3）
⑦	売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し

イ 設備資金の場合
<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
ウ 提出部数
4部（なお、②、③は市町村及び県あて2部。⑤は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 前記(1)貸付対象者について、直近3か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及びその前1か月を含む2か月分の売上高の合計が前年同期と比べて8%以上減少しており、かつ、その後1か月間を含む3か月分の売上高の合計が前年同期と比べて8%以上減少すると見込まれる者が対象となる。

イ 資金使途

同資金において借換を含む利用は不可とする。

3—6 経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）

(1) 貸付対象者

経営力強化保証制度要綱（20240522 中庁第1号）に定める経営力強化保証を利用する者であって、信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）に該当し認定を受けて既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 1億円
貸付利率	年1.7%
貸付期間	10年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済 保証期間が1年以内の場合は一括返済でも差し支えない
その他	既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に限り借換が可能

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 事業行動計画書 ② 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ③ セーフティネット5号認定書 ④ 長野県経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）申込確認書 ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関又は保証協会等が必要とする書類
イ 設備資金の場合
⑦ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑧ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑨ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑩ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
ウ 提出部数
2部（金融機関及び保証協会等あて。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（4）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者。なお、県内における営業期間が1年未満のものであっても、貸付けの対象となる。

イ 資金使途

新型コロナウイルス感染症関連保証に係る既往借入金を借り換えるものに限る。なお、運転・設備資金を問わず借換資金に追加融資資金を加えることが可能であるが、経営の安定に必要な事業資金であって、事業計画の実施に必要な資金に限る。

ウ 借換条件

次のすべての条件を満たすこと。

(7) 信用保証付き融資であって以下に掲げる既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金に限り借換が可能であること。

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
- ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・保険法第15条に規定する危機関連保証（保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

(イ) 同一金融機関での借換であること。

(ウ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

エ その他

本制度は全国統一の保証制度である「経営力強化保証」に対応する制度。

貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。

4—1 信州創生推進資金（創業支援向け）

(1) 貸付対象者

次のいずれかに該当し、事業実施のために資金を必要とする者

ア 「新規開業予定者」であること。

「新規開業予定者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第1号、第3号及び第5号の規定による創業者であり、次のとおりであること（創業関連保証に該当）。

- (ア) 事業を営んでいない個人が1月以内（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする者（以下「認定特定支援等を受けた創業者」という。）にあっては6月以内）に新たな事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (イ) 事業を営んでいない個人が、2月以内（認定特定支援等を受けた創業者にあっては6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (ウ) 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

イ 「新規開業者」であること。

「新規開業者」とは、個人事業を開始し又は会社若しくは中小企業団体等を設立してから5年未満のもの。なお、法人成り又は個人成りの場合は、最初に事業を開始してから、5年未満の場合に限り、対象となる。

ウ スタートアップ創出促進保証制度要綱（20240815 中庁第3号）に定めるスタートアップ創出促進保証（以下「SSS保証」という。）を利用するものであること。

エ 上記ア～ウのいずれかに該当し、かつ、日本標準産業分類に掲げる「大分類G—情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む者若しくは営もうとする者

(2) 貸付条件

貸付限度額 ※1	設備資金 3,500万円 運転資金 2,000万円
	創業関連保証又はSSS保証を利用する場合 設備資金と運転資金合計で3,500万円
貸付利率	年1.2%
	前記(1)貸付対象者ア～ウに該当し、イノベーティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける者（※2）の場合、又は前記(1)貸付対象者エに該当する場合 年1.1%
貸付期間 ※3※4	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する なお、創業関連保証及びSSS保証の対象となる場合は徴しない
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要（SSS保証利用時は不要）
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 中小企業振興資金（創業枠）との合計で5,500万円の範囲内であること

- ※2 後記(3) 申込書類 オ の提出が必要。「イノベーティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける者」の定義については、後記(5) その他のポイント カ に記載のとおり
- ※3 貸付期間は1年超とすること
- ※4 SSS 保証を利用する際、原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間3年以内

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ① 融資あっせん申込書(様式第1号) ② 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書(未納のないことを示す証明書) ③ 許可証等の写し(許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる) ④ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア(新規開業予定者)の場合
<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 創業計画書(様式第16号) ⑥ 創業計画に関する意見書(様式第17号) ⑦ 事業を営んでいない個人であった事実を証する書類 ※ ⑥及び⑦は、前記(1)貸付対象者 ア(ア)又は(イ)の場合に限る ⑧ 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての市町村長の証明書の写し ※ ⑧は、認定特定支援等を受けた創業者の場合に限る
ウ 前記(1)貸付対象者 イ(新規開業者)の場合
<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 次の(ア)～(ウ)いずれかの書類 (ア) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの(決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要) ※ 信用保証協会から計画書等の書類を求められた場合はその写しも添付 (イ) 収支等計画書(様式第18号) ※ (イ)は、売上発生から決算書を作成するまでの期間の者が対象(売上発生後間もない時点の申込の場合、信用保証協会にて下記(ウ)の添付を求められる場合があり、その場合には収支等計画書は添付不要) (ウ) 創業計画書(様式第16号) ※ (ウ)は、法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生するまでの期間の者が対象 ⑩ 開業日を証する書類の写し(個人事業主にあつては税務署の収受が確認できる開業届又は建築請負契約書、賃貸契約書、商品売買契約書、商品発注書等の客観的着手を示す書類、法人にあつては商業登記簿謄本)
エ 前記(1)貸付対象者 ウ(SSS保証を利用するもの)の場合

<p>「新規開業予定者」の場合</p> <p>⑪ 創業計画書（SSS 保証所定様式）</p> <p>⑫ 創業計画に関する意見書（様式第 17 号）</p> <p>⑬ 事業を営んでいない個人であった事実を証する書類</p> <p>※ ⑫及び⑬は、事業を営んでいない個人が新たに会社を設立する場合に限る</p> <p>⑭ 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての市町村長の証明書の写し</p> <p>※ ⑭は、認定特定支援等を受けた創業者の場合に限る</p>
<p>「新規開業者」の場合</p> <p>⑮ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後 6 か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要。売上が発生していない場合は不要）</p> <p>⑯ 創業計画書（SSS 保証所定様式）</p> <p>※ ⑯は売上が発生している者も対象（ただし、税務申告 1 期終了以降の者については一部記入省略可）</p> <p>⑰ 開業日を証する書類の写し（個人事業主にあつては税務署の収受が確認できる開業届又は建築請負契約書、賃貸契約書、商品売買契約書、商品発注書等の客観的着手を示す書類、法人にあつては商業登記簿謄本）</p>
<p>オ 前記(1)貸付対象者に該当し、イノベティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける者（イノベティブ枠）の場合</p>
<p>⑱ 創業支援施策対象者確認票（様式第 19 号）及び対象者であることを確認できる資料の写し</p>
<p>カ 設備資金の場合</p>
<p>⑲ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）</p> <p>⑳ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）</p> <p>㉑ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）</p> <p>㉒ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図</p>
<p>キ 提出部数</p>
<p>4 部（なお、②、⑨(ア)、⑮は市町村及び県あて 2 部。④は各機関の定めるところによる）</p>

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 県内における営業期間が 1 年未満の者であっても、貸付けの対象となる。

イ 前記(1)貸付対象者 ア及びウに該当する者にあつては、融資あっせん申込みに当たり、創業計画書（様式第 16 号、ウの場合は SSS 保証所定様式）を作成すること。

なお、前記(1)貸付対象者 ア(ア)又は(イ)（ウの場合を含む）に該当する者にあつては、経営指導員、税理士、公認会計士、中小企業診断士（以下「経営指導員等」という。）の経営指導を受けること。また、経営指導員等は、創業計画に関する意見書（様式第 17 号）を作成し、申込者に交付すること。

ウ 創業関連保証又は SSS 保証を利用できる者にあつては、極力当該保証を利用させるもの

- であること。
- エ 無担保・無保証人による貸付けは、保証協会の創業関連保証又は SSS 保証の中で取り扱うことになっているため次の点に留意すること。
- (ア) 他の融資制度を含めて 1 貸付先の保証限度額は、3,500 万円であること。
- (イ) 無担保保証 (8,000 万円) の範囲内での取扱いであること。
- オ 創業関連保証又は SSS 保証の対象となる場合、かつ貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする (ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること)。
- カ 前記(1)貸付対象者に該当し、イノベーティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける者にあつては、次の(ア)～(キ) いずれかに該当する者であること。**
- (ア) 信州アクセラレーションプログラムの支援対象事業者
- (イ) 信州ベンチャーコンテスト及び信州ベンチャーサミットのプレゼンテーション発表者
- (ウ) 地域課題解決型創業支援事業の支援対象事業者
- (エ) 長野県創業支援センターの支援対象事業者
- (オ) エンジェル税制の対象企業
- (カ) 信州スタートアップ・承継支援ファンドの対象企業
- (キ) 信州スタートアップ・承継支援 2 号ファンドの対象企業
- キ 前記(1)貸付対象者エの申込書類は、該当する前記(1)貸付対象者ア～ウのいずれかの申込書類と同様のものとする。
- ク 借換条件
- 借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。
- (ア) 創業関連保証を利用した保証料補給金が交付されている県の制度融資に限り借換が可能であること。
- (イ) SSS 保証を利用すること。

4—2 信州創生推進資金（事業承継向け）

(1) 貸付対象者

- ア 他者が営む既存事業の一部を譲り受け、事業継続しようとする者
- イ 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする者
- ウ 次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という。）の規定に基づく認定を受けた者」
 - (ア) 経営承継円滑化法第13条第1項の規定による経営承継関連保証を利用する者
 - (イ) 経営承継円滑化法第13条第2項の規定による特定経営承継関連保証を利用する者
 - (ウ) 経営承継円滑化法第13条第3項及び同条第4項の規定による経営承継準備関連保証を利用する者
 - (エ) 経営承継円滑化法第13条第5項の規定による特定経営承継準備関連保証を利用する者
 - (オ) 経営承継円滑化法第13条第6項の規定による経営承継借換関連保証を利用する者
- エ 「事業承継」を行おうとする者または「事業承継」を行ってから5年未満の者であって当該事業の拡大を図ろうとする者
- オ 事業承継特別保証制度要綱（20240813 中庁第2号）に定める事業承継特別保証を利用する者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円（うち借換8,000万円）
貸付利率	年1.2%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建替 15年以内※2（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内） うち借換 10年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要。 前記(1)貸付対象者ウ(オ)又はオの場合、不要
返済方法	元金均等による月賦返済
その他	前記(1)貸付対象者ウ(オ)又はオの場合、信用保証付き融資に限り借換が可能

※1 貸付期間は1年超とすること

※2 対象者オの場合は10年以内

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ③ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ④ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、

<p>代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる)</p> <p>⑤ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類</p>
<p>イ 前記(1)貸付対象者アの場合</p> <p>⑥ 事業計画書(様式第20号)</p> <p>⑦ 事業譲渡が確認できる書類の写し(事業譲渡契約書、事業用資産の売買契約書等)</p>
<p>ウ 前記(1)貸付対象者イの場合</p> <p>⑧ 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画書</p>
<p>エ 前記(1)貸付対象者ウの場合</p> <p>⑨ 経営承継円滑化法第12条の規定に基づく都道府県知事の認定書及び認定申請の提出書類の写し</p>
<p>オ 前記(1)貸付対象者エの場合</p> <p>⑩ 事業計画書(様式第20号の2)</p> <p>⑪ 事業承継の日を証する書類の写し(個人にあっては税務署の収受が確認できる開業届または許可等にかかる変更申請書類等客観的に承継が確認できる書類等。法人にあっては履歴事項全部証明書、株式譲渡契約書等。)</p> <p>⑫ 株主構成が確認できる書類(議事録、法人税申告書の別表二等)</p>
<p>カ 前記(1)貸付対象者オの場合</p> <p>⑬ 事業承継特別保証利用に係る信用保証協会への提出書類(所定様式)の写し</p>
<p>キ 設備資金の場合</p> <p>⑭ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等(写し可)</p> <p>⑮ 建築確認済証の写し(建築確認が必要な工事を行う場合に限る)</p> <p>⑯ 不動産売買契約書案等(不動産を対象とする場合に限る)</p> <p>⑰ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図</p>
<p>ク 提出部数</p> <p>4部(なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる)</p>

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き(あっせん経路)一覧」の(2)に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

県内における営業期間が1年未満の者であっても、貸付けの対象となる。

イ 資金使途

(ア) 前記(1)貸付対象者ウ(ア)又は(イ)に該当するものにあつては、次のa～eいずれかに該当する資金に限る。

- a 議決権株式の取得資金
- b 事業用資産等の取得資金
- c 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金
- d 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金

e 運転資金

- (イ) 前記(1)貸付対象者ウ(ウ)又は(エ)に該当するものにあつては、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であつて、次のいずれかに該当する資金に限る。
 - a 他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金
 - b 他の中小企業者（会社に限る。）の株式等の取得資金
- (ウ) 前記(1)貸付対象者ウ(オ)に該当するものにあつては、経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）に限る。

ウ その他

- (ア) 前記(1)貸付対象者ウについては、前記(3)申込書類エの認定書の有効期限である認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに申込みを行うこと。
- (イ) 貸付対象者ウ(オ)又はオに該当し、借換を行った資金（以下、「借換資金」という）がある場合、「借換資金の残高を8,000万円から控除した額」もしくは「3,000万円」のいずれか小さい方の額を運転資金の貸付上限額とする。
- (ウ) 貸付対象者エに規定する「事業承継」とは、中小企業庁が定義する「事業承継の構成要素」を事業者または法人代表者がすべて承継するものであること。なお、「事業承継」の譲渡人は本資金の対象としない。
- (エ) 「単なる不動産売買」である場合は、本資金の対象とはならない。また、貸付対象者エで規定する「事業承継」にも該当しない。

エ 借換条件

前記(1)貸付対象者ウ(オ)又はオにおける借換については、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 信用保証付き融資に限り借換が可能であること。
- (イ) 借換後の貸付期間は1年超であること。
- (ウ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。
- (エ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
- (オ) 融資あっせん申込書（様式第1号）に、資金使途が借換である旨、及び別紙チェックリストに借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。なお、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。

4—3 信州創生推進資金（成長支援向け）

(1) 貸付対象者

ア モニタリング強化型特別保証制度要綱（20260119 中庁第1号）に定めるモニタリング強化型特別保証を利用し、認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出する者

イ アに該当し、かつ、売上高10億円突破支援プロジェクト（以下、「PJ」という）における「成長志向企業宣言」を策定し、県に提出している者

(2) 貸付条件

貸付限度額	前記（1）貸付対象者アの場合
	設備資金・運転資金合計で 5,000万円
貸付利率	前記（1）貸付対象者イの場合
	設備資金 2億8,000万円 運転資金 5,000万円 ※ 一般保証2億8,000万円の範囲に限る（組合を除く）
貸付期間 ※1	前記（1）貸付対象者アの場合
	年1.7%
担保	前記（1）貸付対象者イの場合
	年1.2%
返済方法	元金均等による月賦返済
その他	前記（1）貸付対象者アの場合、県制度融資の保証料補給のある資金に限り借換が可能 ※ 貸付対象者イは借換資金の利用不可

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ① 「モニタリング強化型特別保証」申込人資格要件申告書兼誓約書 ② 長野県信州創生推進資金（成長支援向け）申込確認書 ③ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ④ 金融機関又は保証協会等が必要とする書類

イ 前記(1)貸付対象者 イの場合
⑤ PJに係る「成長志向企業宣言」を確認できる書類、及びその認定を受けたことがわかる資料（認定事業者名が掲載された長野県公式HPの写し等）
ウ 設備資金の場合
⑥ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑦ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑧ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑨ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
エ 提出部数
2部（金融機関及び保証協会等あて。⑤は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（4）に該当。

(5) その他のポイント

ア 信用保証協会のモニタリング強化型特別保証を利用するものであること（国の全国統一の保証制度の対象）。

イ 貸付対象者

県内における営業期間が1年未満の者であっても、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつその経営実態が良好である者が、県内において同一事業を行う場合にあっては、貸付けの対象となる。

ウ 借換条件

借換については、次のすべての条件を満たすこと

- (ア) 貸付対象者アとして本資金を利用すること
- (イ) 長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成15年3月31日付14産振第608号）に基づく保証料補給金が交付されている県制度融資に限り借換が可能であること。
- (ウ) 借換後の貸付期間は1年超であること
- (エ) 同一金融機関での借換であること。
- (オ) 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事業を適切に勘案すること。
- (カ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。
- (キ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

エ その他

- (ア) PJとは、売上高10億円突破を目指す、売上高1億円以上10億円未満の企業の成長を後押しするため、設備投資への補助や専門家や副業・兼業人材の活用、販路開拓などに係る総合的な経営支援のこと。認定事業者名が掲載されたHPのURLは以下のとおり。
URL:<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/10okutoppashien.html>
- (イ) 貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。

4—4 信州創生推進資金（省力化投資向け）

(1) 貸付対象者

- ア 中小企業省力化投資補助金、業務改善助成金、賃上げ環境整備促進補助金（基本型）又はデジタル化・AI導入補助金の交付決定を受けて設備導入等を行おうとする者
- イ 中小企業等経営強化法第52条第1項の規定による認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等の導入を行おうとする者
- ウ AI・IoT・ロボットに関する研究開発を行おうとする者又はAI・IoT・ロボットを用いた設備導入等※により生産性向上を図ろうとする者
- エ 物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等により生産性向上を図ろうとする者（物流・運送事業者や荷主事業者）

※「長野県デジタル化一貫支援サイト」に掲載されているアプリケーション等の導入を含む

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸付利率	年1.3%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建物 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

(3) 申込書類

<p>ア 共通提出書類</p> <p>① 融資あっせん申込書（様式第1号）</p> <p>② 事業計画書（様式第21号～第21号の3のうち該当するもの）</p> <p>※ 前記(1)貸付対象者ア及びイに該当する者にあつては、②は不要（中小企業省力化投資補助金の「カタログ注文型」の場合は様式第21号が必要）</p> <p>③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）</p> <p>④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）</p> <p>⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）</p> <p>⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類</p>
--

イ 前記(1)貸付対象者 ア の場合
<p>⑦ 補助金交付決定通知の写し</p> <p>⑧ 事業計画書（中小企業省力化投資補助金の「カタログ注文型」の場合は様式第 21 号、中小企業省力化投資補助金の「一般型」、業務改善助成金※1、賃上げ環境整備促進補助金（基本型）※2、の場合は補助金申請時に添付した事業計画書、デジタル化・AI 導入補助金の場合は様式第 21 号の 2）</p> <p>※1：中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（上乘せ）又は賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型）の受給を予定している場合は提出予定の交付申請書を含む</p> <p>※2：賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型）の受給を予定している場合は交付申請書を含む</p>
ウ 前記(1)貸付対象者 イ の場合
⑨ 先端設備等導入計画に係る認定申請書及び認定書の写し
エ 設備資金の場合
<p>⑩ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）</p> <p>⑪ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）</p> <p>⑫ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）</p> <p>⑬ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図</p>
オ 提出部数
4 部（なお、③、④は市町村及び県あて 2 部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 前記(1)貸付対象者 アのうち、業務改善助成金の交付決定を受けて融資を申し込む場合であつて、中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（上乘せ）又は賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型）（ただし、補助対象経費の内訳が異なる場合を除く）の上乗せ補助の受給を予定している場合は、補助対象経費から受給予定の補助額を除いて申込むこと。

イ 前記(1)貸付対象者 アのうち、賃上げ環境整備促進補助金（基本型）の交付決定を受けて融資を申し込む場合であつて、賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型）（ただし、補助対象経費の内訳が異なる場合を除く）の受給を予定している場合は、補助対象経費から受給予定の補助額を除いて申込むこと。

ウ 前記(1)貸付対象者 イに該当する者にあつては、計画の実施期間（実施時期）内に貸付実行がされること。また、計画に記載のある資金の申込に限る。

4—5 信州創生推進資金（事業展開向け）

(1) 貸付対象者

ア 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する「新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする者」

(ア) 中小企業等経営強化法（以下「経営強化法」という。）第14条第1項の規定による承認を受けた経営革新計画に従って経営革新のための事業を行おうとする者

(イ) 経営強化法第17条第1項の規定による認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上のための事業を行おうとする者

(ウ) 新たな研究開発、事業展開による技術・製品・サービス等が、機能、用途、性能等（サービス等にあっては、内容、手段、効率性等）において、従来にない特徴を有し、当該事業の属する業界又は財・サービスを供給する市場等における新しい活動を誘引する等先導的な役割を果たすと見込まれるもの

イ 次の(ア)～(エ)の全てに該当する「事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする者」

(ア) 現在の事業と日本標準産業分類の細分類（4ケタ分類）において、異なる分類に属すること。ただし、同一の分類に属する場合は、商品の機能、性能及びサービス等の大幅な改善を行い市場の多角化等を行う場合に限るものであること。

(イ) 新たな事業分野は進出後の全事業活動のおおむね20%以上を占めるものであること。（事業活動の割合の算定は、生産額、取引額又は付加価値額による。）

(ウ) 新たな事業分野は将来の発展が確実に見込め、また、当該事業分野の経営ノウハウ等を十分保有できると見込めるものであること。

(エ) 下請事業者にあっては、親事業者からの単なる発注品目の変更によるものでないこと。

ウ 中小企業新事業進出補助金の交付決定を受けて、設備導入等を行おうとする者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸付利率	年1.4%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 土地・建物等 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第22号～第22号の2のうち該当するもの） ※ 下記⑦～⑨のいずれかを提出する者で、経営革新計画又は経営力向上計画の承認申請書の写し、若しくは中小企業新事業進出補助金の事業計画書をもって事業内容が確認できる場合は、②は不要 ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア(ア)（経営革新計画）の場合
⑦ 経営革新計画に係る承認申請書及び承認書の写し
ウ 前記(1)貸付対象者 ア(イ)（経営力向上計画）の場合
⑧ 経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し
エ 前記(1)貸付対象者 ウの場合
⑨ 補助金交付決定通知の写し、及び補助金申請時に添付した事業計画書の写し
オ 設備資金の場合
<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑪ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑫ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑬ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図
カ 提出部数
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 前記(1)貸付対象者 ア(ア)、(イ)に該当する者にあつては、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、その経営の実態が良好であり、かつ、当該事業の進展が商工施策の上からも期待される場合は、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象とする。

イ 前記(1)貸付対象者 ア(ア)、(イ)に該当する者にあつては、各計画の実施期間（実施時期）内に貸付実行がされること。また、計画に記載のある資金の申込に限る。

ウ 前記(1)貸付対象者 イ(イ)の付加価値額の計算方法は「付加価値額＝人件費＋減価償却費＋営業損益」とする。

4—6 信州創生推進資金（IT 産業向け）

(1) 貸付対象者

総務省の刊行する日本標準産業分類に掲げる「大分類G—情報通信業」のうち、細分類（4ケタ分類）におけるソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む者であって、当該事業に係る事業発展や拡大を目指す者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 5,000万円
貸付利率	年1.3%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建物等 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
①	融資あっせん申込書（様式第1号）
②	貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）
③	長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）
④	許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）
⑤	事業計画書（様式第23号）
⑥	金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 設備資金の場合	
⑦	設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）
⑧	建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）
⑨	不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）
⑩	事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
ウ 提出部数	
4部（なお、②、③は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

4—7 信州創生推進資金（地域活性化向け）

(1) 貸付対象者

ア 事業の拡大又は店舗の移転により商店街の空き店舗に出店しようとする者又は出店後1年以内の者

イ 下表に掲げる県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする者

1 寒天	2 水産加工品	3 野菜果実瓶缶詰	4 漬物	5 味噌	6 醤油
7 和菓子	8 ワイン	9 清酒	10 地ビール	11 そば	12 凍豆腐
13 生糸	14 信州紬	15 染色	16 和紙	17 水引	18 竹・籐・杞柳・わら・あけび蔓細工
19 家具	20 仏壇・神具	21 木彫品	22 ギター	23 漆器	24 スキー
25 木工芸品	26 瓦	27 焼物	28 石材加工品	29 信州鋸	30 打刃物
31 煙火	32 その他知事が適当と認めるもの				

ウ 次の(ア)～(ウ)いずれかの整備により、地域の活性化を図ろうとする者

(ア) 下表に掲げる観光施設の整備

対象施設	施設例
スポーツ施設	スキー場、グラウンド、体育館、テニスコート、プール等
温泉施設	天然温泉浴場等
文化施設	クラフト施設、物産館等
その他の施設	観光施設として認められたもの

(イ) 宿泊施設の整備

(ウ) 観光需要に対応するための環境整備

エ 障害者、高齢者等に配慮した、次の(ア)～(エ)いずれかの設備、また、これらと併せた建物の整備をする者

(ア) 傾斜路

(イ) 自動ドア

(ウ) 障害者等の利用に配慮したトイレ

(エ) 障害者等の利用に配慮したエレベーター

オ 国の「保健機能食品制度」に則った「からだに優しい食品」を製造する者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸付利率	年2.0%
	前記(1)貸付対象者イ（県産品製造）のうち、長野県伝統的工芸品（※1）を製造する者又はオの場合
	年1.7%

貸付期間 ※2	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち地・動産 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 「長野県伝統的工芸品」の定義については、後記(5)その他のポイント ア(イ)に記載のとおり

※2 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
① 融資あっせん申込書（様式第1号）	
② 事業計画書（様式第24号～第24号の4のうち該当するもの）	
※ 前記(1)貸付対象者 エの場合は、②は不要	
③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）	
④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）	
⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）	
⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類	
イ 前記(1)貸付対象者オ（「からだに優しい食品」製造）の場合	
⑦ 国の「保健機能食品制度」の対象となっていることを証する書類	
ウ 設備資金の場合	
⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）	
⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）	
⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）	
⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図	
エ 提出部数	
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 資金使途

(ア) 前記(1)貸付対象者 ア（空き店舗出店）に該当する者にあつては、次のa～cいずれかに該当する資金に限る。

- a 店舗の取得、改修又は賃借
- b 当該店舗に係る什器又は備品の購入
- c 当該店舗に係る商品等の仕入れ、賃金その他の経費の支払い

(イ) 前記(1)貸付対象者 イ（県産品製造）に該当する者にあつては、次の a～e いずれかに該当する資金に限る。

なお、d 及び e において「長野県伝統的工芸品」とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された伝統的工芸品（県内において指定されたものに限る）又は長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和 57 年 5 月 13 日 57 工第 30 号）第 5 の第 1 項の規定により指定された伝統的工芸品であること。

- a 新商品の開発に要する経費
- b 生産体制の整備に要する経費
- c 需要開拓又は販路拡大に要する経費
- d 長野県伝統的工芸品の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に要する経費
- e 長野県伝統的工芸品の原材料の確保及び原材料についての研究に要する経費

(ウ) 前期(1)貸付対象者 ウに規定する「整備」とは、観光施設等の改修、増設及び新設をいう。なお、(ウ) の対象としては、Wi-Fi 環境の整備、キャッシュレス決済機能導入、外国語表示看板等の多言語受入環境整備等を想定している。

(エ) 前記(1)貸付対象者 オ（「からだに優しい食品」製造）に該当する者にあつては、次の a～c いずれかに該当する資金に限る。

- a 「からだに優しい食品」の改良に要する経費
- b 生産体制の整備に要する経費
- c 需要開拓又は販路拡大に要する経費

4—8 信州創生推進資金（企業立地向け）

(1) 貸付対象者

- ア 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする者
- イ ICT 産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする者
- ウ 工業団地内の工場等に新たに設備導入を行おうとする者で設備の取得に要する費用が1千万円以上の者
- エ 県外にある本社機能の県内への移転を行おうとする者

注1)「工業団地」とは、次の(ア)～(エ)いずれかをいう。

- (ア) 地方公共団体又は地方公共団体が50%以上出資している法人（以下「地方公共団体等」という。）が取得又は造成した工業団地
- (イ) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条に規定する産業を導入すべき地区
- (ウ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域
- (エ) その他知事が適当と認めた地域

注2)「工場等」とは、工業団地に立地する研究開発、製造又は流通等に係る施設をいう。

注3)「本社機能」とは、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条に規定する特定業務施設をいう。

(2) 貸付条件

貸付限度額	前記(1)貸付対象者 ア、イの場合
	設備資金 2億8,000万円 運転資金 5,000万円 ※1
貸付利率	前記(1)貸付対象者 ウ、エの場合
	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸付期間 ※2	前記(1)貸付対象者 ア、イの場合 設備資金 15年以内（うち据置3年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）※1
担保	前記(1)貸付対象者 ウ、エの場合 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）※3 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
保証人	必要に応じて徴する
返済方法	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
	元金均等による月賦返済

※1 貸付対象者アについては、運転資金の利用不可

※2 貸付期間は1年超とすること

※3 貸付対象者エのうち土地・建物等の利用は15年以内（うち据置2年以内）

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第25号～第25号の3のうち該当するもの） ※ 前記(1)貸付対象者 ア及びウの両方に該当し、同時に申込み場合は様式第25号のみの提出でよい（様式第25号の2は不要） ※ 前記(1)貸付対象者 イに該当する者にあつては、②は不要 ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者イの場合
⑦ ICT 産業立地助成金事業認定通知書の写し
ウ 設備資金の場合
⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
エ 提出部数
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、その経営の実態が良好であり、かつ、当該事業の進展が商工施策の上からも期待されるものについては、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象とすることができる。

また、県外において1年以上継続して同一事業を営んでいるものが、その事業の一部を分社化し、新たに設立した会社については、新たに設立された会社の営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象とすることができる。

イ 資金用途

(ア) 前記(1)貸付対象者 ア（工場新設・移転）及びイ（ICT 産業立地助成金利用者）に該当する者にあつては、土地の取得及び造成に要する費用並びに建物の建設及び取得に要する費用（工場等に付帯する機械器具、什器備品等の設備資金、（イにあつては設備を導入する際に必要となる工事費等の運転資金）を含む。）であること。

なお、設備資金を伴わない運転資金単独の利用はできないものであること。

(イ) 前記(1)貸付対象者 ウ（設備導入）に該当する者にあつては、当該施設における機械器具、什器備品等の設備資金及び設備を導入する際に必要となる工事費等の運転資金に限るものであること。

なお、設備資金を伴わない運転資金単独の利用はできないものであること。

(ウ) 前記(1)貸付対象者 エ（本社機能移転）に該当する者にあつては、当該本社機能における土地の取得及び造成に要する費用並びに建物の建設及び取得に要する費用（当該本社機能に付帯する機械器具、什器備品等の設備資金及び設備を導入する際に必要となる工事費等の運転資金を含む。）であること。

なお、設備資金を伴わない運転資金単独の利用はできないものであること。

ウ その他

土地の取得又は造成に要する費用（駐車場等に利用する土地を除く）について貸付けを受ける場合は、原則1年以内に建物の工事に着工するものであること。ただし、地方公共団体等との立地に係る契約に特別の定めがある場合は、当該特約の期間内に建物の着工又は操業するものであること。

4—9 信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）

(1) 貸付対象者

ア 次の(ア)～(ウ)いずれかの分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る者若しくは事業転換又は新規参入後間もない者

- (ア) 環境・エネルギー関連分野
- (イ) 健康・医療関連分野
- (ウ) 次世代交通関連分野

イ 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする者

- (ア) 省エネルギー型照明設備（LED照明への切り替え、照明反射板の設置に限る。）
- (イ) エネルギーの使用の合理化に資する施設（信用保険法施行規則別表第二の一に掲げるエネルギー対策保証の対象となる120施設）
- (ウ) 非化石エネルギーを使用する施設（信用保険法施行規則別表第二の二に掲げるエネルギー対策保証の対象となる7施設）
- (エ) 遮熱・断熱設備（屋根、外壁、窓等の遮熱又は断熱性能の向上に資する設備の設置及び改修）

ウ アに該当し、試作開発等から資金回収開始までに相応の期間を要する次の(ア)～(エ)いずれかの者

- (ア) 航空宇宙産業に係る製品を製造する者
なお、「航空宇宙産業に係る製品」とは、厳しい品質保証が要求される航空宇宙産業における利用に特化した製品であること
- (イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下、「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品を製造する者
- (ウ) 医薬品医療機器等法第2条第5項に規定する高度管理医療機器又は同条第6項に規定する管理医療機器を製造する者
- (エ) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度により売電事業を営む者（太陽光発電によるものを除く）

エ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金又はエネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）促進コースの交付決定を受けて、設備導入等を行おうとする者

(2) 貸付条件

貸付限度額	前記(1)貸付対象者 ア、イ又はエの場合
	設備資金 1億円 運転資金 3,000万円
	前記(1)貸付対象者 ウ（資金回収開始まで長期）の場合
	設備資金 1億5,000万円 運転資金 5,000万円
貸付利率	年1.6%
	前記(1)貸付対象者ア(ア)、イ、ウ(エ)、エの場合 年1.3%

貸付期間 ※1	前記(1)貸付対象者 ア、イ又はエの場合
	設備資金 10年以内（うち据置2年以内） うち土地・建物 15年以内（うち据置2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
	前記(1)貸付対象者 ウ（資金回収開始まで長期）の場合
	設備資金 15年以内（うち据置5年以内） うち土地・建物 18年以内（うち据置5年以内） 運転資金 12年以内（うち据置5年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
<p>① 融資あっせん申込書（様式第1号）</p> <p>② 事業計画書（様式第26号～第26号の3のうち該当するもの）</p> <p>※ 前記(1)貸付対象者 ウ(ア)の場合は、②は不要</p> <p>③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）</p> <p>④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）</p> <p>⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）</p> <p>⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類</p>	
イ 前記(1)貸付対象者ア(ア)（環境・エネルギー）のうち売電に係る設備資金の場合	
<p>⑦ 経済産業省（若しくは一般社団法人太陽光発電協会等）の認定通知書</p> <p>⑧ 電力会社への系統連系申込書兼電力販売申込書又は電力会社との接続契約が確認できる書類</p>	
ウ 前記(1)貸付対象者イ（節電・省エネルギー対策のための設備の設置等）に係る設備資金の場合（任意書類）	
<p>⑨ エネルギーコスト削減促進ツールによる「設備投資診断結果」</p> <p>※同ツールを活用して設備投資を行う場合、信用保証料の自己負担なし（事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合を除く）</p>	
エ 前記(1)貸付対象者エの場合	
⑩ 補助金交付決定通知の写し、及び補助金申請時に添付した実施計画書の写し	
オ 設備資金の場合	
<p>⑪ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）</p> <p>⑫ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）</p> <p>⑬ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）</p> <p>⑭ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図</p>	

カ 提出部数
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

(ア) 前記(1)貸付対象者 ア の「これから事業転換又は新規参入を図る者」とは、具体的な事業転換計画又は他分野からの新規参入計画を有する者であること。

(イ) 前記(1)貸付対象者 ア の「事業転換又は新規参入後間もない者」とは、前記(1)貸付対象者アの分野に進出してから5年未満の者であること。ただし、前記(1)貸付対象者ア(ア)のうち石油由来製品を環境に優しい素材や製品に転換することに係る研究開発・事業展開を行う者及び再生可能エネルギー関連分野（太陽光発電に係るものを除く。）の者、又は(ウ)のうち、航空宇宙関連分野及び次世代自動車関連分野の者については、進出してから5年未満に限らず対象となる。

(ウ) 前記(1)貸付対象者 ウ（資金回収開始まで長期）に該当する者にあつては、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、その経営の実態が良好であり、かつ、当該事業の進展が商工施策の上からも期待されるものについては、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象とすることができる。（再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電事業については、原則として法人は本店登記地が県内である者、個人は住所地が県内である者であること。）

イ あっせん基準

最終製品が前記(1)貸付対象者 ア に該当する分野であっても、その生産に係る汎用的な部品の供給だけでは、対象としない。

ウ その他

(ア) 前記(1)貸付対象者 イ（節電・省エネルギー対策）に該当する者にあつては、以下のとおりであること。

- a 土地、建物の取得に係る費用は貸付対象としないものであること。
- b 運転資金は、固定資産計上されない設備の導入に係る費用に限るものであること。
- c 自社で使用する電気に係る節電・省エネ設備を対象とし、売電事業を行うための設備については対象とならない。
- d エネルギーコスト削減促進ツールは無料で利用可能。同ツールの「Ⅰ導入設備」「Ⅱエネルギーコスト・二酸化炭素排出量」「Ⅲ財務指標」に該当するデータを入力し、「設備投資診断結果」を出力する。

(イ) 前記(1)貸付対象者 ウ（資金回収開始まで長期）に該当する者にあつては、以下のとおりであること。

- a 認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を策定すること。
- b 貸付けを受けた者は、設備資金については2年を超える据置期間、運転資金については1年を超える据置期間を設定した場合の据置期間中にあつては、原則として年1回中小企業者等の事業年度ごとに、認定経営革新等支援機関に対し、計画の実行状況を報告するものであること。また、認定経営革新等支援機関は、報告を受け次第、知事、取扱金融機関及び保証協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況とともに、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を信州創生推進資金の利用に関する報告書（様式第11号）により報告するものであること。

5—1 経営改善サポート資金（通常型）

(1) 貸付対象者

次のア～シのいずれかの計画等に従い、事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証制度要綱（20240815 中庁第3号）に定める事業再生計画実施関連保証を利用し、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者

- ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- イ 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ウ 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画
- エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- オ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
- カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
- キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- サ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- シ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 1億5,000万円 ※特別型と再生支援強化型との合計で2億8,000万円
貸付利率	年1.7%
貸付期間 ※1	設備資金・運転資金（借換を含む） いずれも 15年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 前記(1)貸付対象者 ア～シのいずれかの計画書等の写し ③ 債権者の合意書の写し（書面で合意がなされている場合に限る） ④ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ⑤ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑥ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑦ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 設備資金の場合
⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
ウ 提出部数
4部（なお、④、⑤は市町村及び県あて2部。⑦は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

事業譲渡や会社分割を含む事業再生計画に従って設立する法人については、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象となる。

イ 資金使途

前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画の実施に必要な資金であること。

ウ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

(ア) 県の制度融資に限り借換が可能であること。

(イ) 原則として同一金融機関での借換であること。

(ウ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。

(エ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

(オ) 融資あっせん申込書（様式第1号）に、資金使途が借換である旨、及び別紙チェックリストに借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。なお、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。

(カ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこ

と。

エ その他

- (7) 前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画には次の a～c 全ての内容を満たす又は含むこと。
- a 債権者間の合意がとれているもの
 - b 現況・課題と課題を踏まえた改善策
 - c 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画
- (4) 前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画の実施期間は、計画を策定した日の属する年度の翌事業年度から3事業年度を最短とする。
- (5) 中小企業者等は、四半期に一度、取扱金融機関に対し、計画の実行状況を報告するものであること。
- (6) 事業再生の計画が前記(1)貸付対象者 ア～シに定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、取扱金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者等に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものであること。
- (7) 取扱金融機関は、原則として年1回中小企業者等の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況とともに、取扱金融機関の経営支援状況を報告するものであること。
- (8) 取扱金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が前記(1)貸付対象者 ア～シに定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものであること。
- (9) 貸付期間が同一のものに限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする。（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること。）

5—2 経営改善サポート資金（再生支援強化型）

(1) 貸付対象者

次のア～シのいずれかの計画等に従い、事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱（20250120 中庁第12号）に定める事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を利用し、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者

- ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- イ 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ウ 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画
- エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- オ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
- カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
- キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- サ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- シ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 1億5,000万円 ※通常型と再生支援強化型との合計で2億8,000万円
貸付利率	年1.7%
貸付期間 ※1	設備資金・運転資金（借換を含む） いずれも 15年以内（うち据置3年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

※2 本制度において、次の①及び②を満たす場合に経営者保証を免除する。

①令和2年1月29日時点における直近の決算書から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること

②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 前記(1)貸付対象者 ア～シのいずれかの計画書等の写し ③ 債権者の合意書の写し（書面で合意がなされている場合に限る） ④ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ⑤ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑥ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑦ 金融機関、保証協会等、県が必要とする書類
イ 前記(2)貸付条件※2の経営者保証免除対応を適用する場合
⑧ 経営者保証免除対応確認書
ウ 設備資金の場合
⑨ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑩ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑪ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑫ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図
エ 提出部数
3部（なお、④、⑤は県あて1部。⑦は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（3）に該当。

(5) その他のポイント

ア 信用保証協会の事業再生計画実施関連保証（事業改善・再生支援強化型）を利用する者であること（国の全国統一保証制度の対象）

イ 貸付対象者

事業譲渡や会社分割を含む事業再生計画に従って設立する法人については、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象となる。

ウ 資金使途

前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画の実施に必要な資金であること。

エ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

(7) 信用保証付き融資に限り借換が可能であること。

(イ) 原則として同一金融機関での借換であること。

(ロ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。

(ハ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

(ニ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号（セーフティネット保証第5号）に該当する者に限る。）であって、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に信用保証協会が保証申込み受付し、かつ貸付実行された既往借入金を本制度で借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、この限りではない。

オ その他

(7) 前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画には次の a～c 全ての内容を満たす又は含むこと。

a 債権者間の合意がとれているもの

b 現況・課題と課題を踏まえた改善策

c 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

(イ) 前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画の実施期間は、計画を策定した日の属する年度の翌事業年度から3事業年度を最短とする。

(ロ) 中小企業者等は、四半期に一度、取扱金融機関に対し、計画の実行状況を報告するものであること。

(ハ) 事業再生の計画が前記(1)貸付対象者 ア～シに定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、取扱金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者等に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものであること。

(ニ) 取扱金融機関は、原則として年1回中小企業者等の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況とともに、取扱金融機関の経営支援状況を報告するものであること。

(ホ) 取扱金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が前記(1)貸付対象者 ア～シに定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものであること。

(ヘ) 貸付期間が同一のものに限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする。（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること。）

別表

	区 分	中小企業 振興資金	中小企業振興資金 (創業枠)		小規模 企業発展 資金
			新規開業 予定者	新規 開業者	
申 込 書	様式第1号(別紙チェックリスト含む)(提出部数4部。再生支援強化型は3部。) ※あつせん申込の際に「信用保証委託申込書」及び「保証人等明細」の写しを添付(提出部数2部。再生支援強化型は1部。)				○
※ 経営改善サポート資金(再生支援強化型)は(3)提出部数(4)部を経由しない資金は(2)部	貸借対照表(又は試算表)及び損益計算書又はこれらに準ずるもの(決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上上の推移が確認できるもの)(提出部数2部。)				○
	長野県県税及び市町村の定める税目に係る納税証明書(提出部数2部。再生支援強化型は1部。)				○
	許可証等の写し(許可等を有する業種に限る。)	○	○	○	○
	金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類(提出部数は各機関の定めるところによる。)	○	○	○	○
	設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等(写し可。設備資金に限る。)	○	○	○	○
	建築確認通知書の写し(建築確認が必要な工事を行う場合に限る。)	○	○	○	○
	不動産売買契約書案等(不動産を対象とする場合に限る。)	○	○	○	○
	事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図	○	○	○	○
	中小企業振興資金(短期継続融資枠)運転資金確認票(様式第2号)(短期継続融資枠に限る。)	○			
	「協調支援型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書(協調支援枠に限る。)	○			
	経営行動計画書(協調支援枠のうち該当者に限る。)	○			
	職場いきいきアドバンスカンパニー認証書の写し(参考1)、市町村が発行した消防団協力事業所に係る認定通知書の写し又は消防団協力事業所表示制度確認書(様式第3号の2)、健康経営優良法人認定書の写し、長野県SDGs推進企業登録証の写し、業務改善助成金交付決定通知書の写し、要件確認書(様式第3号の3)(しあわせ信州創造枠に限る。)	○			
	経営向上計画書(様式第14号)(必要な場合に限る。)				
	創業計画書(様式第16号)(スタートアップ創出促進保証を利用する場合は同保証所定様式)		○	○※1	
	創業計画に関する意見書(様式第17号)(必要な場合に限る。)				
	収支等計画書(様式第18号)			○※1	
	創業支援施策対象者確認票(様式第19号)及び対象者であることを確認できる書類の写し(インベティブ枠に限る。)				
	事業計画書(様式第13号、第15号、第20～第26号)(該当者に限る)				○
	市町村長の発行する特定中小企業者又は特例中小企業者の認定書(信用保険法認定(セーフティネット保証又は危機関連保証利用)企業に限る。)(写し可。必要な場合に限る。)				
	売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し(経済変動等、必要な場合に限る。)				
	倒産企業との取引状況をj確認できる書類の写し(連鎖倒産防止の場合に限る。)				
	耐震診断結果書類の写し、事業継続計画(BCP)の写し(該当者に限る。)				
	市町村のり災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)				
	事業を営んでいない個人であった事実を証する書類(必要な場合に限る。)			○	
	開業届又は商業登記簿謄本等の写し(必要な場合に限る。)				○
	認定特定支援等を受けた創業者の証明書(該当者に限る。)			○	
	事業継承・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業継承計画書、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の規定による都道府県知事の認定書等の写し、事業継承特別保証利用に係る信用保証協会への提出書類(所定様式)の写し(該当者に限る。)				
	「モニタリング強化型特別保証」申込人資格要件申告書兼誓約書				
	長野県信州創生推進資金(成長支援向け)申込確認書				
	売上高10億円突破支援プロジェクトに係る「成長志向企業宣言」及びその認定を受けたことがわかる資料(県公式HPの写し等)				
	中小企業省力化投資補助金交付決定通知書(該当者に限る。)				
	業務改善助成金交付決定通知書(該当者に限る。)				
	貸上げ環境整備促進補助金(基本型)交付決定通知書(該当者に限る。)				
	デジタル化・AI導入補助金交付決定通知書(該当者に限る。)				
	先端設備導入計画に係る認定申請書及び認定書の写し(該当者に限る。)				
	経営革新計画に係る承認申請書及び承認書の写し、経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し(該当者に限る。)				
	中小企業新事業進出補助金の交付決定通知及び事業計画書の写し(該当者に限る)				
	「保健機能食品制度」の対象となっていることを証する書類(必要な場合に限る。)				
	ICT産業立地助成金認定通知書(該当者に限る。)				
	経済産業省(若しくは一般社団法人太陽光発電協会等)の認定通知書及び電力会社への系統連係申込書兼電力販売申込書(充電に係る設備資金を申込みの場合に限る。)				
	又は電力会社との接続契約が確認できる書類				
	エネルギーコスト削減促進ツールによる設備投資診断結果(節電・省エネ対策のための設備資金を申込みの場合に限る。)				
	省エネルギー投資促進支援事業費補助金の交付決定通知の写し及び実施計画書の写し(該当者に限る)				
	エネルギーコスト削減促進助成金(中小企業者向け)促進コースの交付決定通知の写し及び実施計画書の写し(該当者に限る)				
	経営サポート会議等による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画等の写し				
	債権者の合意書の写し(書面)で合意がなされている場合に限る。)				
	経営者保証免除対応確認書(必要な場合に限る。)				
事業行動計画書					
「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書					
長野県経営健全化支援資金(新型コロナ借換向け)申込確認書					
事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書(経営者保証不要枠及び他の資金において事業者選択型制度を利用する場合に限る。)	○			○	
書し信類て用保(部)提出証協出が会必要に数要に1対	保証協会				
	個人情報取扱いに関する同意書(原則として、初めて保証協会を利用する場合に限る。)	○	○	○	○
	印鑑証明書(写し可。保証協会に初めて保証申込をする者及び前回保証申込から変更のあった者に限る。)	○	○	○	○
	従業員数確認書類(一定規模以上の会社に限る。)	○		○	○
	商業登記簿謄本(写し可。保証協会に初めて保証申込をする者及び前回保証申込から変更のあった者に限る。)	○		○	○

(注)
 1 添付書類中「貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの」のうち、「これらに準ずるもの」とは、資産負債の状況を示した財産目録及び最近1年間の収支内容を明らかにしたものをいうものであること。
 2 添付書類中「長野県県税及び市町村の定める税目に係る納税証明書」のうち、「長野県県税」とは長野県県税全般を対象とするため、全ての長野県県税に未納がないことの証明書であるので留意すること。
 3 添付書類中「設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等」のカタログ等については、写真及び金額と仕様の分かる書類(建物の場合は平面図含む)で足りるものであること。

(様式第1号)

内容を修正等する場合は保証協会・市町村・県（必要に応じその他関係機関）に対して速やかにご報告ください。



融資あっせん申込書



	年	月	日
--	---	---	---

長野県知事 様

法人名		電話番号	
氏名又は代表者名		生年月日 又は 設立年月日	
屋号 (個人の方のみ記入)			

以下の制度融資を利用したいので、添付書類を添えて申し込みます。

資金名				金利:	
イノベ枠	非該当 :				
申込金額		万円	(内訳 :)
借入希望日	令和	年	月	日	
金融機関					(営業店 :)
借入期間	カ月据置	回月賦返済	(計	カ月)	
資金使途					
許可等	(当該事業に係る許認可等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします。)				
認定等	事業者選択型制度利用 :				
申込市町村					

(記入上の留意事項)

- 1 この申込に伴って収集する個人情報はこの申込に対応するとともに、中小企業経営指導及び分析に資するために使用します。
- 2 太枠内のみ記入してください。*印欄は記入の必要はありません。
- 3 **別紙チェックリストは必須書類です。** 内容を確認の上、金融機関の担当者が記入してください。
- 4 申込内容を変更または修正する場合は、保証協会、市町村、県等の関係機関に対して速やかに報告するとともに、必要に応じて申込書等の再提出をお願いします。

<p>*本申込を適当と認め、保証協会等の貸付に付されたときは、長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成15年3月31日付14産振第608号）第3に規定する補給金と同額を負担します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長 ㊟</p>	<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">地域振興局長 ㊟</p> <p>本申込について、中小企業融資規程の定めるところによりあつせんします。</p> <p>(貸付利率 年)</p>
---	--

* (地域振興局使用欄)

チェックリスト

県制度資金の申し込みにあたり、下記について確認しました。

金融機関 担当者：
連絡先：

	確認事項	チェック	備考
共通	1 申込資金の「貸付対象者」に該当しているか 【中小企業融資規程実施要領 第13 資金別詳細 2～5 (1)】 【長野県中小企業融資制度のご案内 P01～07】		
	2 「貸付対象者」の項目が複数ある場合、どれに該当するか 【中小企業融資規程実施要領 第13 資金別詳細 2～5 (1)】 【長野県中小企業融資制度のご案内 P01～07】		※引用元を選択し、 ア、イ(ア)等を記載 :
	3 「貸付条件」を満たしているか 【中小企業融資規程実施要領 第13 資金別詳細 2～5 (2)】 【長野県中小企業融資制度のご案内 P01～07】		
	4 申込資金または資金使途ごとの「貸付限度額」を超えていないか 【中小企業融資規程実施要領 第13 資金別詳細 2～5 (2)】 【長野県中小企業融資制度のご案内 P01～07】		※申込資金(使途)の 既借入残高を記載 設備 万円 運転 万円
	5 「申込書類」は揃っているか 【中小企業融資規程実施要領 第13 資金別詳細 2～5 (3) 及び別表】 【長野県中小企業融資制度のご案内 P09～11】		
	6 決算後6か月以上経過している場合、 貸借対照表及び損益計算書(決算書)に加え、直近の試算表又は売上の 推移が確認できる書類を付けているか ※「新規開業予定者」を除く		※決算書は、同一年 度内に提出済みの場 合は不要
	7 長野県信用保証協会に事前相談を行っているか。 また、市町村(県)への提出書類に「信用保証委託申込書」及び「保証 人等明細」の写しを付けているか		※保証人を徴求しな い場合は、「保証人 等明細」は不要
	8 申込資金に支払い済みの資金(融資対象外)を含めていないか		
	9 (設備資金の場合) 補助金等の対象になっている設備の場合、融資申込 額に補助金等の額(融資対象外)を含めていないか		○の場合は補助金名 を記載
	10 (車購入の場合) 事前に管轄する地域振興局商工観光課に確認済みか		
	11 (土地・建物の場合) 開発許可、農地転用、林地開発、その他必要な許 可を得ているか		
	12 申込日が属する年度中に融資実行が可能であるか ※市町村の窓口に申込書を提出してから、地域振興局のあっせんが行われるまでの標準的 な取扱日数は10営業日です。		
任意	13 (ゼロカーボン向けの場合) エネルギーコスト削減促進ツールによる 「設備投資診断結果」を付けているか ※同ツールを活用して設備投資を行う場合、信用保証料の自己負担なし(事業者選択型経 営者保証非提供制度を利用する場合を除く)		※「節電・省エネ ルギー対策のための設 備の設置、改造又は 修理を行うおとす 者」のみ対象
借換	14 「借換条件」を満たしているか 【中小企業融資規程実施要領 第13 資金別詳細 2～5 (5)】		
	15 借換元資金について以下記載 ※②以下は複数口ある場合のみ記載 ①借換元資金 () 申込年月日 ()年 ()月 ()日 借入残高 ()万円 責任共有保証 () 担保 () ②借換元資金 () 申込年月日 ()年 ()月 ()日 借入残高 ()万円 責任共有保証 () 担保 () ③借換元資金 () 申込年月日 ()年 ()月 ()日 借入残高 ()万円 責任共有保証 () 担保 ()		

(様式第2号)

中小企業振興資金（短期継続融資枠）運転資金確認票

年 月 日

長野県知事 様

住所

企業名

氏名又は代表者名

下記のとおり正常運転資金額を確認いたしました。

◇貸借対照表を作成している場合（直近決算書の数値を入力）

決算期	年 月	(単位：千円)	
売掛金 (工事未収入金含む)		買掛金 (工事未払金含む)	
受取手形(割引除く)		支払手形	
棚卸資産 (未成工事支出金含む)		正常運転資金(A)	

※正常運転資金(A) = 売掛金 + 受取手形 + 棚卸資産 - 買掛金 - 支払手形

※運送業等で売掛金・買掛金に相当するものが未収入金・未払金に計上されている場合、正常運転資金の算出に含めます。

※受取手形・支払手形には電子記録債権を含みます。

◇貸借対照表を作成していない場合

月平均売上高	
正常運転資金(B)	

※月商2か月分

申込額 (A又はBの範囲内)	
-------------------	--

※短期継続融資枠の期日に借換を行う場合、その時の正常運転資金額の範囲内での借換となります。

◇申込額が正常運転資金額を超えている場合の理由（申込額算定根拠を具体的にご記入ください）

※融資又は保証審査において、資金必要理由、既借入状況等により、ご希望に添えない場合があります。

----- 金融機関使用欄 -----

当金融機関との与信取引が3年以上あることを確認しました。

金融機関本・支店名 _____

(様式第3号)

消防団協力事業所表示制度確認申請書

年 月 日

市町村長 様
(消防団主管課扱い)

所在地
企業名
代表者名

長野県中小企業融資制度 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）の利用のため、消防団協力事業所表示制度確認書の交付をお願いします。

記

1 事業者名

2 住所

(様式第3号の2)

消防団協力事業所表示制度確認書

年 月 日

(企業名) 様

市町村長 印

下記の者について、消防団協力事業所であることを確認しました。

記

1 事業者名

2 住所

3 認定期限

年 月 日

中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）要件確認書
（子育て応援企業）

年 月 日

長野県知事 様

住所

企業名

氏名又は代表者名

下記のとおり要件を満たしていることを確認いたしました。

記

要 件	地域振興局 確認欄※
<input type="checkbox"/> 「ながの子育て家庭優待パスポート事業」への協賛	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 「こどもまんなか応援サポーター」の宣言	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 「ながの子育て応援企業同盟」への加入	<input type="checkbox"/>

※申込人が掲載されている長野県HPの該当ページ印刷し添付する。

(参考1)

職場いきいきアドバンスカンパニー 認証書



認証番号：0001

認証事業者：株式会社アドバンス

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県は審査の結果、上記事業者を「職場いきいきアドバンスカンパニー」
として認証します。

- アドバンスプラス 認証日：令和3年10月1日 ★
- ワークライフバランス 認証日：令和3年10月1日 ★★★
- ダイバーシティ 認証日：令和3年10月1日 ★
- ネクストジェネレーション 認証日：令和3年10月1日 ★

★：認証回数（旧制度を含む）／認証有効期限2年



長野県
Nagano Prefecture

長野県知事 阿部 守一

(様式第4号)

第 年 月 日

長野県知事 様

金融機関の長又は
保証協会等の長

貸 付 (保 証) 不 承 諾 書

下記のとおり不承諾になりました。

記

1 あっせん申込者

2 住 所

3 資 金 名

4 あっせん額

5 不承諾理由

(様式第5号)

第 年 月 日
号

長野県知事 様

金融機関の長

貸 付 承 諾 書

下記のとおり承諾しました。

記

資金名	企業名	貸付金額	貸付利率	貸付期間	返済方法
				貸付 月 日 貸付期間 日又は月	据え置き 以後 毎月 最終回 日 円 円

(様式第 6 号)

保証承諾実績報告書

年 月 分

保証協会等の名称
(単位：円)

受付市町村	企業名	資金名	保証日	保証金額	貸付金額	貸付利率	保証期間	毎月返済額	最終回返済額	金融機関	支店名
	件数：		合計：								

注) 受付市町村ごとに表を作成すること。

(受付市町村別保証承諾集計)


(単位：円)

地域振興局	受付市町村	保証口数	保証金額	貸付金額
	合計：			

(様式第7号)

第 年 月 日 号

市 町 村 長 様

地域振興局長 

制 度 融 資 の 貸 付 決 定 通 知 書

あつせん申込みのありました制度融資について、次のとおり貸付けの承諾がありました。

記

資 金 名	企 業 名	貸付金額	貸付利率	貸 付 期 間	返 済 方 法	金融機関名
				貸付 月 日 貸付期間 日又は月	据置 日 以後毎月 円 最終回 円	

(様式第8号)

融資あっせん取下げ依頼書

年 月 日

長野県知事 様

所在地
企業名
氏名又は代表者名

年 月 日付けで融資あっせん申込を行った（また、年 月 日付け
地商第 - 号によりあっせんが行われた※¹）下記の融資資金の申込につい
て取下げます。

記

- 1 申込資金名
- 2 申込金額 千円
- 3 資金使途 設備資金 ・ 運転資金 （いずれかに○をする。）
- 4 取下げの理由


※1 カッコ内はすでに地域振興局のあっせんがなされている場合に記載

(様式第9号)

融資あっせん取下げ通知書

年 月 日

(申込者)
(市町村長) 様
(金融機関の長)

地域振興局長 

年 月 日付けで融資あっせん申込が行われた(また、年 月 日
付け 地商第 - 号によりあっせんを行った^{※1}) 下記の融資あっせん取下げ依
頼書を受理しました。

つきましては、当該融資あっせんが取下げられたことをご報告します。

記

- 1 申込者
- 2 所在地
- 3 申込資金名
- 4 申込金額 千円
- 5 資金使途
- 6 取下げの理由

※1 カッコ内はすでに地域振興局のあっせんがなされている場合に記載

(様式第 10 号)

設 備 完 了 届

長野県知事 様

年 月 日

住 所

企 業 名

氏名又は代表者名

年 月 日付であっせん申込をした
とおりました。

資金に係る事業が、下記の

記

設 備 名

設 置 場 所

設 備 額

金 千円

あっせんによる借入金額

金 千円

代 金 支 払 日

年 月 日

- (備考) ・設備設置完了後、速やかに申込地域振興局あて提出してください。
・完了した内容がわかる書類を添付してください。

<完了した内容がわかる添付書類の例>

購入物	添付書類
物品購入	支払を証する書類 (※) 納品書 (明細を含む) 写真
自動車購入	支払を証する書類 自動車検査証記録事項等 (申込人が所有者であることが確認できる書類) 写真 (事業所名等の表示をした場合には、該当箇所部分も添付)
不動産購入・建物新築	支払を証する書類 不動産登記事項全部証明書の写し 写真
建物改修	支払を証する書類 契約書 (請書) 工事施工前及び施工後の写真

※支払を証する書類とは、領収書又は振込依頼書等の写し

(様式第 11 号)

信州創生推進資金の利用に関する報告書

年 月 日

(金融機関名)

(保証協会等名) 様

長野県知事

(認定経営革新等支援機関)

名称

所在地

代表者名

電話番号

下記のとおり報告します。

記

1 中小企業者からの報告内容

報告日 年 月 日

2 認定革新等支援機関の対応等

3 改善点、事業計画どおり行かなかった理由等

4 据置期間中の次世代事業の内容、スケジュール及び収支(損益)計画(スケジュールは矢印にて記入すること)

(単位：千円)

事業内容	1 期目 (年 月 日)		2 期目 (年 月 日)		3 期目 (年 月 日)		4 期目 (年 月 日)		5 期目 (年 月 日)	
	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)
売上高等										
売上原価										
材料費										
労務費										
その他の製造経費 (その他経費のうち 減価償却費)										
販売費及び一般管理費 (うち減価償却費)										
営業利益										
収支(損益)計画	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)

※事業内容に対応する実施期間を矢印で記入するとともに、必要に応じ各期に具体的実施内容を記入すること。なお、その期間を要する事象の背景についても内容を記入すること。
 ※設備資金は2年を超える据置期間、運転資金は1年を超える据置期間を設定した場合、原則年1回、中小企業者は事業年度ごとに認定経営革新等支援機関に対し、計画の実行状況を報告すること。実行状況の報告時は、計画の下の矢印に、実際の進捗について矢印で記入すること。収支計画の実績欄は当該報告時に記入すること。

融資あっせん状況報告書 (月分)

号 第 月 日
年 月 日
地域振興局長
(単位:千円)

区分	申		込		あ		つ		せ		ん		付	
	前月までの合計 件数	前月までの合計 金額	当月分 件数	当月分 金額	前月までの合計 件数	前月までの合計 金額	当月分 件数	当月分 金額	前月までの合計 件数	前月までの合計 金額	当月分 件数	当月分 金額	前月までの合計 件数	前月までの合計 金額
小規模企業発展資金	設備													
	運転													
	計													
	設備													
	運転													
	小計													
	設備													
	運転													
	小計													
	計													
経営健全化支援資金	安持													
	定別													
	対経													
	営													
	小計													
	設備													
	運転													
	小計													
	計													
	設備													
運転														
小計														
計														
信用創造推進資金	援創													
	向業													
	向け支													
	小計													
	設備													
	運転													
	小計													
	計													
	設備													
	運転													
小計														
計														
サステナブル型 トータル改善 資金	下													
	記													
	以													
	外													
	小計													
	設備													
	運転													
	小計													
	計													
	設備													
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														
小計														
計														
設備														
運転														

事業計画書

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 申込要件（該当するか確認し、チェック）

従業員数	常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業は5人）以下 ※サービス業のうち「宿泊業」と「娯楽業」に限り、従業員数20人以下が対象	<input type="checkbox"/>
金額	申込金額を含む信用保証協会利用残高が2,000万円の範囲内	<input type="checkbox"/>

2 現状及び成長・発展策

事業内容	
現状・課題	
具体的な成長・発展策 本資金導入による効果	

3 収支（損益）計画

(単位：千円)

	1 期目 (年月)	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価（仕入高）、販管費の算出根拠、増減要因等をご記入下さい。
	年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等 ①				
売上原価 ②				
材料費				
労務費				
その他経費				
(その他経費のうち減価償却費)				
販売費及び一般管理費 ③				
(うち減価償却費)				
営業利益 (①-②-③)				

経営向上計画書

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 融資申込区分 (該当するものに☑)

経営安定対策	<input type="checkbox"/> セーフティネット保証5号・7号・8号	<input type="checkbox"/> 経済変動等(3か月)	<input type="checkbox"/> 経済変動等(決算期)
特別経営安定対策	<input type="checkbox"/> セーフティネット保証1～4・6号	<input type="checkbox"/> 倒産企業への売掛債権等保有	<input type="checkbox"/> 経済変動等(為替)
	<input type="checkbox"/> 経済変動等(災害)	<input type="checkbox"/> 経済変動等(1か月)	

2 売上高又は収益性の状況 (上記1 融資申込区分が「経済変動等」の場合に記載)

自 至	比較対象期 (前年同期等)	現状 (最近3か月等)	増 減 率 等	期前決算	直近決算	増 減 率 等
	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月		年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	
売上高	千円	千円		千円	千円	
経常利益	千円	千円		千円	千円	
収益性	%	%		%	%	

注) 収益性＝経常利益÷売上高

3 倒産企業との取引状況等 (上記1 融資申込区分が「倒産企業への売掛債権等保有」の場合に記載)

倒産企業名 (A)	Aに対する回収困難な売掛債権等 (50万円以上)
	千円

注) 上記2又は3の場合は、内容を確認できる書類を添付のこと

4 事業の経営向上計画

現状の問題点・課題及びその背景								
具体的な経営向上策								
売上高又は収益性の推移見込み	今期		翌期		2期		3期	
	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
売上高	千円		千円		千円		千円	
収益性	%		%		%		%	
売上高又は収益性が向上する具体的根拠及び効果								

経営向上計画書

(物価高対策用)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 売上高又は収益性の状況（※内容を確認できる書類を添付のこと）

	比較対象期 (前年同期)			現状 (最近3か月)			増減率等		利率
	年	月	月	年	月	月			
売上高			千円			千円		%	
営業利益			千円			千円			
収益性			%			%		pt	

注1) 収益性=営業利益÷売上高 注2) 3か月=3か月間の合計値

注3) 最近3か月とは、直近3か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及びその前の2か月のこと

2 物価高の影響

現状の問題点・課題及びその背景	(物価高騰の影響)
-----------------	-----------

3 事業の経営向上計画（策定していない場合は記載不要）

具体的な経営向上策				
	今期	翌期	2期	3期
売上高又は収益性の推移見込み	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
売上高	千円	千円	千円	千円
収益性	%	%	%	%
売上高又は収益性が向上する具体的根拠及び効果				

経営向上計画書

(関税対策用)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 売上高の状況 (※内容を確認できる書類を添付のこと)

	比較対象期① (前年同期の2か月分)		現状① (最近2か月)		比較対象期② (前年同期の3か月分)		見込② (最近2か月とその 後1か月の見込を含む3か月)		貸付利率
	年	月 ~	年	月 ~	年	月 ~	年	月 ~	
	年	月	年	月	年	月	年	月	
売上高		千円		千円		千円		千円	
増減率等			①	%			②	%	

注1) 2か月=2か月間の合計値、3か月=3か月間の合計値

注2) 最近2か月とは、直近3か月の中で最新の書類(試算表等)が作成されている月及びその前の1か月のこと

2 米国関税措置の影響

	(米国関税措置の影響)
現状の問題点・課題及びその背景	

3 事業の経営向上計画 (策定していない場合は記載不要)

具体的な経営向上策												
	今期			翌期			2期			3期		
売上高推移見込み	年	月 ~	年	月 ~	年	月 ~	年	月 ~	年	月 ~	年	月 ~
売上高	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
		千円		千円		千円		千円		千円		千円
売上高が向上する具体的根拠及び効果												

事業計画書

(事業用建築物の耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 耐震補強（診断）する施設の概要（1，2のいずれかを記入）

耐震補強 (診断) を行う施 設の概要	所在地			
	施設の用途		構造	
	建築年月	年 月	延べ床 面積	階建て
耐震診断実施（予定）日	年 月 日	m ²		
耐震診断実施（予定）者				
耐震診断結果の概要 (耐震補強実施の場合 のみ記入)				

2 転倒防止を図る設備の概要（1，2のいずれかを記入）

転倒防止 を図る設 備等の概 要	設備の設置 場所	
	設備等の種類	
転倒防止策が必要な 理由		

3 耐震補強改修工事又は転倒・転落防止措置の概要（耐震診断実施の場合は記入不要）

工事等の内容	
工事等完了予定日	年 月 日

事業計画書

(旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 防火安全対策を講じようとする施設の概要

防火安全対策を行う施設の概要	名称			
	所在地			
	建築年月	年 月	延べ床面積	階建て
	構造			m ²
防火安全対策を講じようとする理由				

2 防火安全対策のための設備改修等の概要

設備改修等の内容	
設備改修等の完了予定日	年 月 日

事業計画書

(石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 流出事故防止対策の概要

流出事故防止対策を行う施設の名称	
所在地	
地下タンクの概要 (構造、容量、 タンク外面の塗覆 装の種類等)	
設置年月日	年 月 日
流出事故防止対策を 講じようとする理由	

2 地下タンクの流出事故防止対策工事等の概要

工事等の内容	
工事等完了予定日	年 月 日

事業計画書

(事業継続計画の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 事業継続計画の概要

事業継続計画策定対象となる災害及び事業継続計画策定の目的 (事業継続計画の策定の場合は、この欄のみの記入でよい。以下2、3も記入不要)	
中核業務	
重要業務	
重要業務を継続するため必要な経営資源	
中核業務の目標復旧時間	

2 想定される被害状況又は電気、ガス等インフラの復旧までの想定時間

項目	被害状況等
建物	
設備等	
電気	
ガス	
水道	
通信	

3 2に基づく事業継続のための対応策

(単位：千円)

対策項目	現状の対策レベル	対策後のレベル	必要資金額

創業計画書

年 月 日

[申込人]

住 所

会社名

氏名または
代表者名

の申込みにあたり、以下のとおり創業
計画を提出します。

1 事業概要

開業形態	個人事業 ・ 法人事業	商号(個人) 設立予定の法人名			
開業(予定)住所			電話	()	
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日		
業種 (取扱品・サービス)	()	従業員数 (うち家族)	(人)	パート・ アルバイト	(人)
許 可 等 (許可等取得が必要な場 合)	(種類)	(根拠法) (許可・免許・登録・認証の別を記入) (取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法))			
資本金(法人) (予定含む)	円	出資者・出資額 (法人設立予定の場合)			
開業動機・目的					
外部環境 (業界動向、競合状 況、立地環境等)					
開業に必要な経 験 (知識、技術、ノウハ ウの習得、資格等)					
強 み (セールスポイント、 他社との差別化等)					
事業協力者 (相談者、チェーン本部等)			発起人(※1)		
他の事業との兼務 状況(※2)	創業時、申込時において、他の事 業を営んで(いる・いない)	創業前の職業、 勤務先等(※2)			

※1 法人設立(予定含む)の主體的な発起人が、代表者と異なる場合にご記入ください。

※2 法人設立(予定含む)の場合には主體的な発起人についてご記入ください。

2 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けてください。]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許可等取得未了(許可等取得見込み(申請状況や取得予定時期等)を具体的に記入してください。
()
- キ その他(具体的に記入してください。)

3 必要な資金及び調達の方法

投資計画		金額 (千円)	調達方法		金額 (千円)
設備資金	(不動産取得・敷金・入居保証金)		自己資金	預金 (預け先)	
	(改装費)			預金	
	(機械設備、什器備品など)			預金以外 有価証券	
	① 設備資金 計			③ 自己資金 計	
運転資金	(商品・原材料等の仕入資金)		借入金	金融機関等 (本件)	
	(人件費・賃金等)			金融機関等	
	(その他の資金)			親戚・知人等	
	② 運転資金 計			④ 借入金 計	
合 計 (①+②)			合 計 (③+④)		

※投資計画と調達方法の合計金額は一致します。

4 販売先・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年 千円	現金・売掛・手形		年 千円	現金・買掛・手形
	年 千円	現金・売掛・手形		年 千円	現金・買掛・手形
	年 千円	現金・売掛・手形		年 千円	現金・買掛・手形

5 収支（損益）計画

	1期目 (ヶ月)	2期目	売上高、売上原価（仕入高）、経費を計算された 具体的な根拠をご記入ください。
	年 月期	年 月期	
売上高等 ①	千円	千円	
売上原価 ② (仕入高)			
経費	人件費※		
	地代家賃		
	水道光熱費		
	(その他)		
	(その他)		
	支払利息		
合計 ③			
利益 (①-②-③)			

(様式第17号)

創業計画に関する意見書

年 月 日

計 画 者	住 所	
	名称及び代表者名	
計画に関する 意見	開業準備状況	
	当初運転資金計画	
	設備計画	
	資金調達計画	
	収支計画	
	販売・仕入先	
その他助言事項 (税 務 ・ 労 務 等)		
創業計画の妥当性 (総 合 評 価)		
相手先実地調査日		
団体等名・経営指導員等名		

※事業に着手していることが客観的に明らかであれば、本用紙作成は不要。

収支等計画書

年 月 日

住 所

会 社 名

氏名または
代表者名

1 収支（損益）計画

	1 期目【 年 月期】			2 期目
	実績（ か月） 千円	計画（ か月） 千円	合計 千円	【 年 月期】 千円
売上高等 ①				
売上原価(仕入高) ②				
経費	人件費			
	地代家賃			
	水道光熱費			
	(その他)			
	(その他)			
	支払利息			
合計 ③				
利益 (①-②-③)				

2 資産・負債の状況 【 年 月 日現在】 ※別途、貸借対照表を添付する場合は記載を省略できます。

資 産		金額（千円）	負債・純資産		金額（千円）
流動資産	現金・預金		流動負債	買掛金	
	受取手形			短期借入 (借入先)	
	売掛金			(その他)	
	原材料・商品			(その他)	
	(その他)				
固定資産・その他	建物・構築物		固定負債	長期借入 (借入先)	
	機械装置				
	車両運搬具			(その他)	
	土地		純資産	資本金	
	敷金・保証金 (その他)			利益その他	
資産合計		負債・純資産合計			

※個人事業主の場合には非事業性の資産（住宅等）および負債（住宅ローン等）を含めてご記入ください。

3 その他（今後必要とする事業資金、計画に関する補足説明がありましたらご記入ください。）

<hr/> <hr/>

創業支援施策対象者確認票
(イノベーターな創業の活発化を図ろうとする方)

年 月 日

住所
企業名
氏名又は代表者名

信州創生推進資金（創業支援向け）（イノベーター株）の利用のため、下記のとおり対象者であることを確認しました。

記

1 対象となる県の創業支援施策

創業支援施策 の名称	<input type="checkbox"/> 信州アクセラレーションプログラムの支援対象事業者 <input type="checkbox"/> 信州ベンチャーコンテスト及び信州ベンチャーサミットのプレゼンテーション発表者 <input type="checkbox"/> 地域課題解決型創業支援事業の支援対象事業者 <input type="checkbox"/> 長野県創業支援センターの支援対象事業者 <input type="checkbox"/> エンジェル税制の対象企業 <input type="checkbox"/> 信州スタートアップ・承継支援ファンドの投資対象企業 <input type="checkbox"/> 信州スタートアップ・承継支援2号ファンドの投資対象企 ※いずれかに☑。対象者であることを確認できる書類を添付してください。
施策を受けた 期間等	

2 創業計画の概要

※別途、創業計画書を添付する場合は記載を省略できます。

名称・商号			
所在地 (開業予定地)			
開業（予定）年月日			
業種		従業員数	人
事業内容			

----- 地域振興局使用欄 -----

事業計画書

(既存事業の一部を譲り受けようとする方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 譲り受けようとする既存事業の概要

譲り受けようとする 既存事業の概要 (事業の内容、承継 することが必要とな った理由、経緯等)	
譲り受けようとする日	年 月 日
譲り受けることにより 期待される効果	

2 譲り受けた後の収支（損益）計画

(単位：千円)

	今期見込み	1 期目		2 期目		売上高等、売上原価（仕 入高）、販管費の算出根 拠をご記入下さい。
	(年 月 日に承継)	年 月 期	年 月 期	年 月 期		
売上高等 ①						
売上原価 ②						
材料費						
労務費						
その他経費						
(その他経費のうち 減価償却費)						
販売費及び 一般管理費 ③						
(うち減価償却費)						
営業利益 (①－②－③)						

※譲り受けようとする事業の収支計画を決算期ごとに記入してください。

事業計画書

(「事業承継」を行おうとする方または「事業承継」から5年未満の方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 譲り受けた事業の概要

事業承継の種類 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 親族内承継	<input type="checkbox"/> 役員・従業員承継	<input type="checkbox"/> M & A
譲り受けた事業の概要 (事業の内容、承継することが必要となった理由、経緯等)			
事業承継の承継状況	経営権*	<input type="checkbox"/> 承継済み <input type="checkbox"/> 承継予定	年 月 日
	資産**2	<input type="checkbox"/> 承継済み <input type="checkbox"/> 承継予定	年 月 日
	知的資産**2	<input type="checkbox"/> 承継済み <input type="checkbox"/> 承継予定	年 月 日
事業拡大・発展策			

※ 経営権の承継とは、議決権の1/2超を事業者または法人代表者が承継し、安定的な企業経営ができる状態を指します(法人のみ)

※2 法人の代替わり等で所有権等に異動がない場合は、後継者が代表に就任していれば「済み」を選択し、承継日には代表就任日を記入してください

2 当該事業に係る収支(損益)計画

(単位:千円)

	今期見込み	1 期目	2 期目	売上高等、売上原価(仕入高)、販管費の算出根拠をご記入下さい。
	年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等 ①				
売上原価 ②				
材料費				
労務費				
その他経費				
(その他経費のうち減価償却費)				
販売費及び一般管理費 ③				
(うち減価償却費)				
営業利益 (①-②-③)				

※譲り受けた事業の収支計画を決算期ごとに記入してください。

事業計画書

(中小企業省力化投資補助金(カタログ注文型)の交付決定を受けて設備導入を行おうとする方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 事業の概要

省力化投資の 具体的内容	
省力化投資により 期待される効果	
省力化投資で生ま れる経営資源の 活用方針	

2 当該事業に係る収支（損益）等計画^{*1}

(単位：千円)

	1 期目	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価 (仕入高)、販管費 の算出根拠をご記入 下さい。
	(か月) 年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等				
売上原価				
販売費及び 一般管理費				
営業利益 ①				
人件費 ^{*2} ②				
減価償却費 ③				
付加価値額 ④ (①+②+③)				
従業員数 (人) ^{*3} ⑤				
一人当たりの付加 価値額 (④÷⑤)				

※1収支計画を決算期ごとに記入してください。

※2役員報酬、事業主の所得は除いてください。

※3臨時も含む雇用している従業員の数をお書きください。(役員、事業主除く。0の場合は便宜的に1を入力)

事業計画書

(AI・IoT・ロボットの研究開発または設備導入等を行おうとする方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 研究開発または設備導入の概要

事業の概要 (研究開発する製品、 導入設備等)	
導入する設備の種類等 (設備導入の場合)	【導入設備の種類】 該当するものに☑ <input type="checkbox"/> AI <input type="checkbox"/> IoT (IoTは機能を1種類以上選択) → <input type="checkbox"/> 監視 <input type="checkbox"/> 保守 <input type="checkbox"/> 制御 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> ロボット <input type="checkbox"/> 「長野県デジタル化一貫支援サイト」に掲載されている アプリケーション等
事業に取り組もうと する理由及び期待 される効果	

2 当該事業に係る収支（損益）等計画※1

(単位：千円)

	1 期目	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価 (仕入高)、販管費 の算出根拠をご記入 下さい。
	(か月) 年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等				
売上原価				
販売費及び 一般管理費				
営業利益 ①				
人件費※2 ②				
減価償却費 ③				
付加価値額 ④ (①+②+③)				
従業員数 (人) ※3⑤				
一人当たりの付加 価値額 (④÷⑤)				

※1 収支計画を決算期ごとに記入してください。

※2 役員報酬、事業主の所得は除いてください。

※3 臨時も含む雇用している従業員の数をお書きください。(役員、事業主除く。0の場合は便宜的に1を入力)

事業計画書

(新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 研究開発・事業展開（以下事業展開等という）の概要

事業展開等の概要 (取扱製品、生産量、既存の事業との違い等)	
従来に無い特徴 (機能、性能等)	
特許等	
事業展開等の開始予定日	年 月 日
事業展開等を実施しようとする理由及び効果見通し	

2 当該事業展開等に係る収支（損益）計画

(単位：千円)

	1 期目	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価（仕入高）、販管費の算出根拠をご記入下さい。
	(か月)			
	年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等 ①				
売上原価 ②				
材料費				
労務費				
その他経費 (その他経費のうち減価償却費)				
販売費及び一般管理費 ③ (うち減価償却費)				
営業利益 (①－②－③)				

※事業展開等に係る収支計画を決算期ごとに記入してください。

事業計画書

(事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする方)

年 月 日

住所

.....

企業名

.....

氏名又は代表者名

.....

1 事業転換又は新分野進出（以下新分野事業という）の概要

現在の事業の 産業分類の分野		新分野事業の 産業分類の分野	
全事業活動に占める 新分野事業の活動の 3年後の割合	%	(事業活動の割合の算定は、生産額、取引額又は付加価値額による)	
新分野事業の概要 (取扱製品、生産量、既存の事業との違い等)			
新分野事業の 開始予定日	年	月	日
新分野事業を実施 しようとする理由及び 効果見通し			

2 当該新分野事業に係る収支（損益）計画

(単位：千円)

	1 期目 (か月)	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価（仕入高）、販管費の算出根拠をご記入下さい。
	年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等 ①				
売上原価 ②				
材料費				
労務費				
その他経費 (その他経費のうち 減価償却費)				
販売費及び 一般管理費 ③ (うち減価償却費)				
営業利益 (①－②－③)				

※新分野事業の収支（損益）計画を決算期ごとに記入してください。

事業計画書

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 IT産業に係る事業発展や拡大（以下事業発展等という）の概要

主業として営む業種 及び細分類番号※	
事業発展等の概要 (事業計画、取扱 製品等)	
事業発展等を実施 しようとする理由 及び効果見通し	

※貸付対象者に該当する業種及び細分類番号（日本標準産業分類の4ケタ番号）を記載すること

2 当該事業展開等に係る収支（損益）計画

(単位：千円)

	1 期目	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価（仕 入高）、販管費の算出根 拠をご記入下さい。
	(か月) 年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等 ①				
売上原価 ②				
材料費				
労務費				
その他経費				
(その他経費のうち 減価償却費)				
販売費及び 一般管理費 ③				
(うち減価償却費)				
営業利益 (①－②－③)				

※事業展開等に係る収支計画を決算期ごとに記入してください。

事業計画書

(商店街の空き店舗に出店しようとする方及び出店後1年以内の方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 出店の概要

当該店舗の名称			
当該店舗の具体的な事業内容			
当該店舗の所在地		商店街の名称	
出店(予定)日	年	月	日
出店する理由及び効果見通し			

2 当該店舗に係る収支(損益)計画

(単位:千円)

	1 期目	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価(仕入高)、販管費の算出根拠をご記入下さい。
	(か月)			
	年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等 ①				
売上原価 ② (仕入高)				
販売費及び 一般管理費 ③				
人件費※				
地代家賃				
水道光熱費				
減価償却費				
その他経費				
支払利息				
営業利益 (①-②-③)				

※個人事業の場合、人件費は事業主分は含めません。

事業計画書

(県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 県産品製造の内容

製造する県産品の名称	
必要な経費	
具体的な事業の概要	
必要な経費の額の算出方法	
事業の開始時期	年 月
事業を実施することの効果見通し	

2 県産品製造にかかる収支(損益)計画

(単位:千円)

	1 期目 (月)	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価(仕入高)、販管費の算出根拠をご記入下さい。
	年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等 ①				
売上原価 ②				
材料費				
労務費				
その他経費 (その他経費のうち減価償却費)				
販売費及び一般管理費 ③ (うち減価償却費)				
営業利益 (①-②-③)				

事業計画書

(観光施設等の整備により、地域の活性化を図ろうとする方)

年 月 日

住所

.....

企業名

.....

氏名又は代表者名

.....

1 観光施設等の整備内容

観光施設等の名称	
観光施設等の所在地	
観光施設等の概要	
整備内容	
整備完了予定日	年 月 日
整備を実施しようとする理由及び地域の活性化への効果見通し	

2 観光施設等整備後の収支（損益）計画

(単位：千円)

	1 期目	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価（仕入高）、販管費の算出根拠をご記入下さい。
	(か月) 年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等 ①				
売上原価 ② (仕入高)				
販売費及び 一般管理費 ③				
人件費※				
地代家賃				
水道光熱費				
減価償却費				
その他経費				
支払利息				
営業利益 (①－②－③)				

※施設等整備後の収支計画を決算期ごとに記入してください。

事業計画書

(「からだに優しい食品」を製造する方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 「からだに優しい食品」製造の内容

「からだに優しい食品」の名称	
保健機能食品(注1)の種類 ※該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 特定保健用食品 <input type="checkbox"/> 機能性表示食品 <input type="checkbox"/> 栄養機能食品
必要な経費	
具体的な事業の概要	
必要な経費の額の 算出方法	
事業の開始時期	年 月
事業を実施することの 効果見通し	

(注1) 保健機能食品：国の制度である「保健機能食品制度」に則った食品

2 「からだに優しい食品」製造にかかる収支(損益)計画

(単位：千円)

	1 期目	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価(仕入高)、販管費の算出根拠をご記入下さい。
	(か月)			
	年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等 ①				
売上原価 ②				
材料費				
労務費				
その他経費				
(その他経費のうち減価償却費)				
販売費及び一般管理費 ③				
(うち減価償却費)				
営業利益 (①-②-③)				

事業計画書

(工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 工場等の新設又は移転等の概要

工場等の名称			
工場等の所在地		工業団地の名称 (名称がある場合)	
工場等の概要 (取扱製品、生産量等)			
総雇用者数	新設・移転前	新設・移転後	増減
	名	名	名
新設・移転予定日	年	月	日
新設・移転の理由 及び効果見通し			

2 当該工場等に係る収支(損益)計画

(単位:千円)

	1 期目 (月)	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価(仕入高)、販管費の算出根拠をご記入下さい。
	年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等 ①				
売上原価 ②				
材料費				
労務費				
その他経費				
(その他経費のうち減価償却費)				
販売費及び一般管理費 ③				
(うち減価償却費)				
営業利益 (①-②-③)				

※当該工場等のみの収支計画を決算期ごとに記入してください。

事業計画書

(工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備導入を行おうとする方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 設備導入の概要

工場等の名称			
工場等の所在地		工業団地の名称 (名称がある場合)	
導入する設備の概要 (種類、取扱製品等)			
設備導入予定日	年	月	日
設備導入の理由 及び効果見通し			

2 設備導入後の当該工場等に係る収支(損益)計画

(単位:千円)

	1 期目 (か月)	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価(仕入高)、販管費の算出根拠をご記入下さい。
	年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等 ①				
売上原価 ②				
材料費				
労務費				
その他経費				
(その他経費のうち 減価償却費)				
販売費及び 一般管理費 ③				
(うち減価償却費)				
営業利益 (①-②-③)				

※当該工場のみ収支計画を決算期ごとに記入してください。

事業計画書

(県外にある本社機能の県内への移転を行おうとする方)

年 月 日

住所
 企業名
 氏名又は代表者名

1 本社機能移転の概要

移転前の所在地			
移転後の所在地			
総雇用者数	移転前	移転後	増減
	名	名	名
移転予定日	年 月 日		
本社機能を移転する理由及び効果見通し			

2 本社機能移転後の収支(損益)計画

(単位:千円)

	1 期目 (月)	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価(仕入高)、販管費の算出根拠をご記入下さい。
	年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等 ①				
売上原価 ②				
材料費				
労務費				
その他経費				
(その他経費のうち減価償却費)				
販売費及び一般管理費 ③				
(うち減価償却費)				
営業利益 (①-②-③)				

※本社以外も含めた全体の収支(損益)計画を記入してください。

事業計画書

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 事業転換又は新規参入する事業（以下次世代事業という）の概要

次世代事業の分野	
次世代事業の名称	
次世代事業の概要 (取扱製品、生産量等)	
次世代事業 開始(予定)日	年 月 日
次世代事業を実施しようとする理由及び 効果見通し	

2 当該次世代事業に係る収支(損益)計画

(単位:千円)

	1 期目	2 期目	3 期目	売上高等、売上原価 (仕入高)、販管費の 算出根拠をご記入下さい。
	(月) 年 月 期	年 月 期	年 月 期	
売上高等 ①				
売上原価 ②				
材料費				
労務費				
その他経費 (その他経費のうち 減価償却費)				
販売費及び 一般管理費 ③				
(うち減価償却費)				
営業利益 (①-②-③)				

※次世代事業のみの収支計画を決算期ごとに記入してください。

事業計画書

(試作開発等から資金回収開始まで相応の期間を要する方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

(事業計画策定を支援した認定経営革新等支援機関)

住所

認定経営革新等
支援機関名

氏名又は代表者名

1 事業転換又は新規参入する事業（以下次世代事業という）の概要

次世代事業の分野	
次世代事業の名称	
次世代事業の概要 (取扱製品、生産量等)	
次世代事業 開始(予定)日	年 月 日
次世代事業を実施しようとする理由及び 効果見通し	
試作開発等から資金 回収開始まで相応の 期間を要する理由	

2 次世代事業の事業内容、スケジュール及び収支(損益)計画(スケジュールは矢印にて記入すること)

(単位：千円)

事業内容	1 期目 (年 月 月 日)		2 期目 年 月 月 日		3 期目 年 月 月 日		4 期目 年 月 月 日		5 期目 年 月 月 日	
	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)
売上高等										
売上原価										
材料費										
労務費										
その他の製造経費 (その他経費のうち 減価償却費)										
販売費及び一般管理費 (うち減価償却費)										
営業利益										
収支(損益)計画	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)

※事業内容に対応する実施期間を矢印で記入するとともに、必要に応じ各期に具体的実施内容を記入すること。なお、その期間を要する事業の背景についても内容を記入すること。
 ※設備資金は2年を超える据置期間、運転資金は1年を超える据置期間を設定した場合、原則年1回、中小企業者は事業年度ごとに認定経営革新等支援機関に対し、計画の実行状況を報告すること。実行状況の報告時は、計画の下の矢印に、実際の進捗について矢印で記入すること。収支計画の実績欄は当該報告時に記入すること。

事業計画書

(省・非化石エネルギー施設の設置をしようとする方)

年 月 日

住所

企業名

氏名又は代表者名

1 業 種 名

()

2 今回申込みにより設置する施設名及びその商品名

(1) 設置する施設名

省エネルギー施設

()

非化石エネルギー施設

()

(注) 該当するものを○により囲み、() 内に施設名を記入のこと。

(2) 設置する施設の商品名

--	--

設備投資判断の結果

設備投資 資金回収期間
投資設備：テスト (投資額：3,000千円)

回収年数	5.23年
法定耐用年数	10年

償却が終わる前に回収することができます。

エネルギーコスト・CO2排出量 (同規模同業種との比較)
業種 ※1：製造業 / 売上規模 (千円)：25,000~50,000 (該当件数：53 件)

自社コスト年間合計額 (千円)	導入後 ※3 1,360.0	導入後 ※3 1,091.0
(参考) 助成金申請者コスト平均額 (千円)	870.1	
自社CO2年間排出量 (t-CO2)	導入前 394.2	導入後 ※3 389.6
自社の設備導入後CO2削減量	約4.5t (1.1%)	
電気事業者メニュー中部電力ミライズ(株)メニューA (参考) 助成金申請者CO2平均排出量 (t-CO2) ※2	15.1	

財務指標 (ローカルベンチマークから会社の経営安定に関する指標を抜粋)

EBITDA有利子負債倍率 【健全性・低いほどよい】 (借入金-現金・預金) / (営業利益+減価償却費)	自社点数 5点満点	自社	業種標準値
	5	0.3倍	9.2倍
自己資本比率 【安全性・高いほどよい】 純資産/負債・純資産合計	自社点数 5点満点	自社	業種標準値
	2	3.3%	33.9%
総合評価点 (30点満点)	25		A

(注意事項)

※1 日本標準分類 (細分類) の「一般貨物旅客自動車運送業」航空運送業「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」(旅行業 (旅行業者代理業を除く)) 「旅行業者代理業」他に分類されないその他の生活関連サービス業」については「サービス業、その他」に含まれます。

※2 CO2排出量について、算出には下記一般的な係数を使用しているため参考値となります。

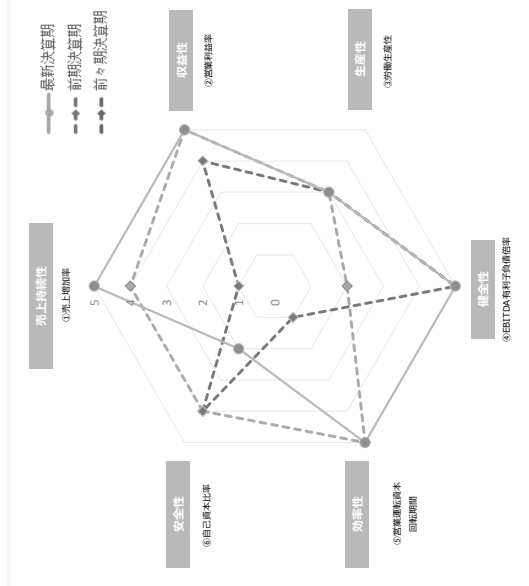
電気：【入力】CO2算出 (電気・都市ガス) にて選択した導入後の電気事業者メニューの係数を使用

LPG (m)：0.0142、LPG (k)：0.0161、LNG (k)：0.0135、都市ガス：0.0136 (単位発熱量係数：45)、灯油：0.0185、A重油：0.0189

※3 「自社コスト年間合計額 (導入後)」自社CO2年間排出量 (導入後)、他社のデータを入力いただいた水通光熱費のデータなどを基に算出しています。

【入力案内】

財務分析結果



■ 基本情報

商号	株式会社テスト
所在地	長野県長野市〇〇1-1
代表者	〇〇 x x
業種・区分	03 製造業
業種・区分	0303 製造業 非鉄金属製造業
専従人数	中規模事業者

■ 財務指標 (最新期)

売上高	38,695(千円)
営業利益	6,695(千円)
従業員数	120(人)

2024年3月

指標	算出結果	業種標準値
①売上増減率	24.4%	5
②営業利益率	17.3%	5
③労働生産性	56(千円)	3
④EBITDA有利子負債倍率	0.3(倍)	5
⑤営業運転資本回転期間	-0.1(ヶ月)	2
⑥自己資本比率	3.3%	5

総合評価点 25 A

■ 財務指標 (過去3期)

指標	2022年3月		2021年3月	
	算出結果	業種標準値	算出結果	業種標準値
①売上増減率	-11.8%	1	5.8%	4
②営業利益率	6.8%	4	1.5%	5
③労働生産性	19(千円)	3	56(千円)	3
④EBITDA有利子負債倍率	-0.5(倍)	5	63(千円)	3
⑤営業運転資本回転期間	338.3(ヶ月)	1	69.8(倍)	2
⑥自己資本比率	52.1%	4	0.1(ヶ月)	5
			52.2%	4
			33.9%	4

総合評価点 18 B



引用元：ローカルベンチマーク (経済産業省HP)

※ 総合評価点のランクはA：24点以上、B：18点以上24点未満、C：12点以上18点未満、D：12点未満

※1 各項目の得点および総合評価点は各項目の業種標準値からの乖離を示すものであり、点数の高低が必ずしも企業の評価を示すものではありません。非財務指標も含め、総合的な判断が必要なおことにご留意ください。

※2 1-クォーターで3期分の財務分析結果の推移が確認できるため、各指標が良好 (あるいは悪化) した要因を非財務の対話シートを活用しながら把握することで、経営状況や課題の把握に繋がります。

(様式第27号)

念 書

(営業許可証等の提出について)

年 月 日

長野県知事 様

申込人 住 所
兼
許可申請人 氏 名 _____ 印

金融機関
_____ 印

今般、長野県中小企業融資制度を利用するにあたり、下記の営業許可証の写しについては、下記理由により提出できません。

私は、営業許可を取得するために最善を尽くし、営業許可証が交付され次第提出することを誓約し本書を差し入れます。

また、金融機関は、申込人が営業許可を取得することにおいて責任を持って管理し、交付後速やかに長野県へ提出いたします。

記

理由 (該当するものに○ をしてください。)	1 営業許可申請中	2 対象設備が未完成なため
	3 その他(具体的に)	
事業の種類		
許可機関		
営業所所在地		
取得予定日	年 月 日	

注:営業許可証等申請中の場合は、申請書の写しを添付してください。

長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱

制定 平成 15 年 3 月 31 日付 14 産振第 608 号

[沿革] 平成 15 年 6 月 2 日付 15 産振第 168 号、平成 15 年 10 月 31 日付 15 産振第 369 号、平成 16 年 3 月 29 日付 15 産振第 541 号、平成 17 年 3 月 31 日付 16 産振第 505 号、平成 17 年 12 月 1 日付 17 ビ誘第 228 号、平成 18 年 3 月 30 日付 17 ビ誘第 329 号、平成 18 年 4 月 28 日付 18 ビ誘第 50 号、平成 18 年 7 月 3 日付 18 ビ誘第 118 号、平成 19 年 3 月 23 日付 19 ビ誘第 310 号、平成 19 年 9 月 21 日付 19 ビ誘第 174 号、平成 19 年 12 月 28 日付 19 ビ誘第 254 号、平成 20 年 3 月 21 日付 19 ビ誘第 315 号、平成 21 年 3 月 19 日付 20 経第 314 号、平成 21 年 5 月 18 日付 21 経第 57 号、平成 22 年 3 月 18 日付 21 経第 290 号、平成 23 年 3 月 17 日付 22 経第 299 号、平成 23 年 5 月 23 日付 23 経第 73 号、平成 24 年 3 月 22 日付 23 経第 273 号、平成 25 年 3 月 21 日付 24 経第 250 号、平成 26 年 3 月 24 日付 25 経第 214 号、平成 27 年 3 月 24 日付 26 産経第 247 号、平成 28 年 3 月 28 日付 27 産経第 293 号、平成 29 年 3 月 21 日付 28 産経第 253 号、平成 30 年 3 月 23 日付 29 産経第 261 号、平成 31 年 3 月 22 日付 30 産経第 316 号、令和 2 年 3 月 24 日付 元産経第 439 号、令和 3 年 3 月 19 日付 2 産経第 506 号、令和 3 年 8 月 2 日付 3 経創第 188 号、令和 4 年 3 月 25 日付 3 経創第 592 号、令和 5 年 3 月 31 日付 4 経創第 1070 号、令和 6 年 3 月 26 日付 5 経創第 722 号、令和 6 年 6 月 27 日付 6 経創第 166 号、令和 7 年 3 月 21 日付 6 経創第 548 号、令和 7 年 6 月 3 日付 7 経創第 115 号、令和 8 年 3 月 18 日付 7 経創第 692 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、中小企業者が、長野県中小企業融資規程（平成 26 年 3 月 24 日 25 経第 213 号）に基づく資金を長野県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証に付して金融機関から融資を受けた場合における保証料に対し、保証協会に予算の範囲内で補給金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補給金の交付の対象となる資金)

第 2 第 1 に規定する補給金の交付の対象となる資金は、別表 1 に掲げるとおりとする。

(補給金)

第 3 第 1 に規定する補給金の額は、別表 2 に掲げる保証料率に相当する額に対して別表 3 の割合を乗じた額の 2 分の 1（1 円未満の端数があるときは切り捨てた額）を市町村が負担した場合における当該保証料の額の 2 分の 1（1 円未満の端数があるときは切り上げた額）とする。ただし、経営健全化支援資金（新型コロナウイルス借換向け）を利用する場合にあっては、市町村の負担は要しない。

2 前項の規定に関わらず、経営改善サポート資金（再生支援強化型）を利用する場合にあっては、0.4%に相当する額とし、市町村の負担は要しない。

3 第 1 項に規定に関わらず、信州創生推進資金（成長支援向け）を利用する場合にあっては、別表 4 に掲げる補助率に相当する額のとおりとし、市町村の負担は要しない。

(補給金の交付の決定及び確定)

第 4 知事は、補給金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補給金を交付すべきものと認めるときは、補給金の交付の決定及び確定をし、この旨通知する。

(補給金の返還)

第 5 知事は、補給金を交付した保証債務に早期完済又は返済条件の変更による保証期間の短縮があったときは、既に交付した補給金の一部を保証協会等から返還させるものとする。

(申請書の様式、関係書類等)

第 6 規則第 3 条に規定する申請書は保証料補給金交付申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 規則第 3 条に規定する関係書類は、保証料に係る明細書（様式第 2 号及び様式第 3 号）とする。

3 第 1 項及び前項に規定する書類の提出部数は正副 2 部とし、提出期日は当該月中分を翌月の 15 日までとする。

(別表 1) 長野県信用保証協会に対する補給金の交付の対象となる資金

小規模企業発展資金	経営健全化支援資金
信州創生推進資金	経営改善サポート資金

(別表2)

長野県信用保証協会保証	A区分	保証制度区分	区分	保証料率(年)	責任共有保証料率(年)	責任共有保証料率(年)※1
		長野県制度資金 契約のある市町村制度資金	①	2.20%	1.90%	1.15%
			②	2.00%	1.75%	1.00%
			③	1.80%	1.55%	0.85%
			④	1.60%	1.35%	0.70%
			⑤	1.35%	1.15%	0.60%
			⑥	1.10%	1.00%	0.50%
			⑦	0.90%	0.80%	0.40%
			⑧	0.70%	0.60%	0.30%
			⑨	0.50%	0.45%	0.20%
		1 保証料率表の評点算定のために中小企業者の信用リスクを測定するリスク評価モデルは、中小企業信用保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)に定められた基準に適合するモデルであって経済産業大臣が定めるモデルとする。 2 B区分又はC区分の保証を適用する場合は、B区分又はC区分に定める保証料率を適用するものとする。 3 次のいずれかに該当する者については、区分⑤の料率を適用するものとする。 (1)個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの (2)事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者 (3)同一の事業を営む複数の者であって金融機関からの借入れに係る連帯債務を負担するもの ※1 事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証(専門家からガバナンス体制の整備に関するチェックシートによる確認を受けた場合)に限る。				
長野県信用保証協会保証	B区分	保証制度区分	1企業あたりの保証付融資総額※2	保証料率(年)	責任共有保証料率(年)	
		新事業開拓保証(注1) 労働力確保関連保証 中小小売商業関連保証 流通業務総合効率化関連保証 中心市街地商業等活性化支援関連保証 経営革新関連保証(注3) 再挑戦支援保証 商店街活性化事業関連保証 事業再生計画実施関連保証 経営力向上関連保証(注3) 地域経済牽引事業関連保証 商店街活性化促進事業関連保証 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証(注3) 連携事業継続力強化関連保証(注3) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証 下請振興関連保証(普通保険及び無担保保険に係る保証に限る。) 供給確保関連保証(注3) (注1)中小企業信用保険法施行令第2条第2項に規定する保証に限る。 (注2)中小企業信用保険法施行令第2条第5項に規定する保証に限る。 (注3)普通保険、無担保保険にそれぞれ係る保証及び中小企業信用保険法施行令第2条第2項に規定する保証に限る。 (注4)信用保証料は右記「保証料率(年)」に0.2%上乗せした信用保証料率	300万円以下	0.55%	0.44%	
		災害関係保証 経営安定関連保証(セーフティネット保証) 地域伝統芸能等関連保証 中心市街地商業等活性化関連保証 特定新技術事業活動関連保証(注2) 創業関連保証 周辺地域整備関連保証(注1) 特定下請連携事業関連保証(注3) 農商工等連携事業関連保証(注3) 東日本大震災復興緊急保証 危機関連保証 先端設備等導入関連保証 事業継続力強化関連保証(注3) 情報処理システム運用・管理関連保証 下請中小企業取引機会創出事業関連保証(注3) スタートアップ創出促進保証(注4)	800万円以下	0.70%	0.56%	
		特別小口保証 特定新技術事業活動関連保証(中小企業信用保険法施行令第2条第6項に規定する保証に限る。)	800万円超	0.80%	0.64%	
				0.55%	0.44%	
				0.92%	0.73%	
長野県信用保証協会保証	C区分	保証制度区分	1企業あたりの保証付融資総額※2	保証料率(年)	責任共有保証料率(年)	
		公害防止保証 海外投資関係保証 特定新技術事業活動関連保証(注2) 周辺地域整備関連保証(注1) 農商工等連携事業関連保証(注1) 特定下請連携事業関連保証(注1) 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証(注3) 連携事業継続力強化関連保証(注3) (注1)新事業開拓保証に係る保証(中小企業信用保険法施行令第2条第2項に規定する保証を除く。)に限る。 (注2)中小企業信用保険法施行令第2条第5項及び第6項に規定する保証を除く。 (注3)新事業開拓保証(中小企業信用保険法施行令第2条第2項に規程する保証を除く)及び海外投資関係保証に係る保証に限る。	300万円以下	0.75%	0.60%	
		エネルギー対策保証 新事業開拓保証(注1) 経営革新関連保証(注3) 周辺地域整備関連保証(普通保険及び無担保保険に係る保証に限る。) 経営力向上関連保証(注3) 事業継続力強化関連保証(注3) 下請中小企業取引機会創出事業関連保証(注1) 供給確保関連保証(注3)	800万円以下	0.90%	0.72%	
			800万円超	1.00%	0.80%	

※2 既存の保証付融資残高と新規の保証付融資金額の合計額であり、中小企業金融安定化特別保証、中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証を含まない。

※ 責任共有制度要綱(平成18・09・12中庁第2号)に基づき金融機関が一定の負担を行う保証は責任共有保証料率を適用する。

※ この保証料率表に掲げる保証で、長野県信用保証協会に係る保証であって、不動産等物的担保の提供のあるもの及び会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を確認できる者等については、0.1%の引き下げを行う。ただし、事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証(専門家からガバナンス体制の整備に関するチェックシートによる確認を受けた場合)を除く。

(別表3)

区分(別表2)	通常時※1	事業者選択型経営者保証非提供制度利用時	
		信用保証料率上乗せ0.25%時	信用保証料率上乗せ0.45%時
A・C区分	4/5	6/10	2/4
B区分・信州創生推進資金(ゼロカーボン・次世代産業向け※2)	1/1	6/8	4/6

※1 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用しない場合

※2 エネルギーコスト削減促進ツールを利用して省エネ設備導入を行う場合に限る

(別表 4)

保証制度区分	区分	保証料率(年)	県補助率	保証制度区分	区分	保証料率(年)	県補助率
モニタリング強化型特別保証	①	1.90%	0.475%	モニタリング強化型特別保証 (売上高10億円突破支援プロジェクト参加者に該当する場合)	①	1.90%	0.95%
	②	1.75%	0.440%		②	1.75%	0.88%
	③	1.55%	0.390%		③	1.55%	0.78%
	④	1.35%	0.340%		④	1.35%	0.68%
	⑤	1.15%	0.290%		⑤	1.15%	0.58%
	⑥	1.00%	0.250%		⑥	1.00%	0.50%
	⑦	0.80%	0.200%		⑦	0.80%	0.40%
	⑧	0.60%	0.150%		⑧	0.60%	0.30%
	⑨	0.45%	0.115%		⑨	0.45%	0.23%

(様式第1号)

保証料補給金交付申請書

年 月 日

長野県知事

様

(事務所の所在地)

(保証協会等の名称)

(保証協会等の代表者職名及び氏名)

下記のとおり保証を実施しましたので、 年 月分の補給金を交付してください。

記

保証料補給金交付申請額

円也

(内訳)

制 度 名		金 額
小規模企業発展資金		円
経営健全化支援資金	経営安定対策	円
	特別経営安定対策	円
	防災・災害対策	円
	物価高対策	円
	関税対策	円
	新型コロナ借換向け	円
信州創生推進資金	創業支援向け	円
	事業承継向け	円
	成長支援向け	円
	省力化投資向け	円
	事業展開向け	円
	IT産業向け	円
	地域活性化向け	円
	企業立地向け	円
	ゼロカーボン・次世代産業向け	円
経営改善サポート資金	通常型	円
	再生支援強化型	円
合 計		円

保証料補給金明細書

年 月分

資金名

氏名 住所	貸付金額 (千円)	保証期間 (日数)	保証料率 (%) (分割 係数)	返済 方法 (据置 日数)	保証料	
					合計 (円)	負担額 (円)
		()				県 市 自
		()				県 市 自
		()				県 市 自
		()				県 市 自
		()				県 市 自
		()				県 市 自
		()				県 市 自
		()				県 市 自
		()				県 市 自
		()				県 市 自
		()				県 市 自
合 計 件						県 市 自

(注) 保証料欄中「市」とは市町村、「自」とは中小企業者等

【参考】 中小企業融資制度資金回答事例集

1 共通事項

(1) 貸付対象者

Q 貸付対象者とならない法人格の種類は何か。

A 財団法人、社団法人、社会福祉法人（3法人とも医業を主たる事業とする場合は貸付対象者となる。）、学校法人、宗教法人、農事組合法人、有限責任事業組合（LLP）はいずれも貸付対象者とならない。
また、特定非営利活動法人（NPO法人）は、一部資金で貸付対象者とならない。

Q 保証対象業種と非保証対象業種の兼業者は貸付対象者となるか。

A 保証対象業種に使用される資金を調達する場合は、貸付対象者となる。

よって、設備資金については見積書等で、運転資金については取引先からの請求書等で資金の使途を特定させることが必要である。

なお、保証対象業種と農林水産業に属する業種を兼業している場合に限り、資金使途の特定ができない場合は、当該資金を売上高、販売数量等の指標によって案分する方法により、保証対象業種に係る資金を算出することができる。

Q 県外に本社（個人事業主の場合は主たる事業所）のある中小企業者の県内事業所での必要な資金は貸付対象となるか。

A 本社が県外でも、県内事業所に使うものと判断できれば、運転資金・設備資金とも貸付対象となる。
関連して、本社が県内でも県外事業所のみを使う資金（県外事業所の設備等）は貸付対象とならない。

Q きのご生産者は貸付対象者となるか。

A 菌床栽培方式（おが屑・米ぬか等を用いてビン・袋・箱等の容器による栽培をいう。なお、おが屑などに栄養分を加えて固め、これに工場で培養した種菌を植え込んだ人工ホダ木による栽培方式も含む。）によるきのご生産であって、作業所内において工場的生産設備（最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要）をもって生産する事業は、製造業に該当し貸付対象者となる。

Q 非保証対象業種を営む者が保証対象業種に進出する場合、貸付対象者となるか。（例えば農業を営む者が商工業に進出する場合）

A 以下の場合に分けて考える。

① これから進出する場合
貸付対象者とならない。

② 進出後の場合

制度融資では、「中小企業者であって、原則として県内において1年以上継続して同一事業を営んでいること」を要件としている。この場合の「事業」は、原則保証対象業種の場合に限られるが、非保証対象業種のうち農林水産業に限り、これに準じた扱いとする。したがって、1年以上継続して農林水産業を営んでいれば、保証対象業種に進出した時点から、保証対象業種に利用する資金に限り貸付対象となる。

なお、信州創生推進資金（創業支援向け）については、「個人事業を開始し又は会社若しくは中小企業団体等を設立してから5年未満のもの」を貸付対象者としているため、個人事業主の場合は非保証対象業種を行っていた期間を含め事業開始後5年未満、法人設立する場合は法人設立後5年未満の場合で、保証対象業種に利用する資金に限り貸付対象となる。

(2) 資金使途

Q 賃借店舗で営業している中小企業者の店舗改装資金は貸付対象となるか。

A 所有者である賃貸人の資産形成となるため、貸付対象とならない。

但し、賃貸借契約書上に賃借人が費用等を負担することが盛り込まれている場合や賃借人が費用等を負担することが類推される文言（原状回復義務等）がある場合は、賃貸人の資産形成に準じた取扱いとし、貸付対象となる。

なお、契約書上で確認できない場合であっても、別の書類で上記のことが確認できる場合も貸付対象として差し支えない。

Q 金融機関のプロパー資金等の借換資金は貸付対象となるか。

A 県制度融資以外の資金の借換資金は貸付対象とならない。ただし、中小企業振興資金（協調支援枠）、経営健全化資金（新型コロナ借換向け）及び信州創生推進資金（事業承継向け）、経営改善サポート資金（再生支援強化型）に限り、保証付き融資の借換が可能

Q 商品土地購入資金は貸付対象となるか。

A 一般的に商品土地購入のための貸付金は、その土地が売却された時点で一括返済（一部売却された場合は、一部内入返済）条件となっており、制度融資に馴染まないことから、貸付対象とならない。

Q 貸付対象となる営業車の基準はどう判断すればよいか。

A 事業上の必要性から判断する。なお、乗用車（3及び5ナンバー）については、事業に必要不可欠であり、社会通念上妥当と認められるもの（タクシー事業に係る車両や介護事業者の送迎車両等）に限る。また、オプション付属品については、事業経営上必要とされる装備（カーナビ、ドライブレコーダー、スタッドレスタイヤ、安全装置等）のみ貸付対象とする。

Q 農地を取得する資金について、留意すべき点はあるか。

A 申込時までには農業委員会における農地転用・所有権移転の許可を受けている必要がある。よって、許可通知の添付が必要である。

Q 「土地・建物等」について、建築基準法第6条の規定による確認を受けた建築物とは何か。また、建築基準法第15条の規定による届出をした建築物とは何か。

A 次の建築物となる。

【建築基準法第6条の規定による確認を受けた建築物】

- ・ 病院・学校等特殊建築物で床面積の合計が200㎡を超えるもの
- ・ 木造建築物で3階建て以上、又は延面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの
- ・ 木造以外の建築物で2階建て以上、又は延面積が200㎡を超えるもの

【建築基準法第15条の規定による届出をした建築物】

- ・ 床面積の合計が10㎡を超えるもの

Q 大規模改修とはどのようなものをいうのか。

A 建築確認が必要となる主要構造部の1種以上について行う過半の修繕又は模様替えの他、建築確認が不要な場合でも、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）に手を入れ、修繕又は模様替えを行い、かつ、建物として固定資産計上するものをいう。

よって、壁紙の張替え、壁の塗装、外壁の化粧工事等を単独で実施する場合は大規模改修とはいわない。

Q 設備資金の貸付期間は何を基準に設定すべきか。

A 法定耐用年数、実際に使用できると見込まれる期間及び更新の予定等を勘案し、妥当な貸付期間を設定する。

(3) 審査・手続き

Q 申込書類は、全て印字でよいか。

A 全て印字でよい。但し、取扱金融機関の債権管理上必要であれば一部自署とすることも可能。また、県ホームページより申込書類等を出力し手書きにて作成する場合、副本は写しでも可とする。

Q 制度融資の申込みより前に建物完成あるいは機械が設置されている場合の支払資金は、貸付対象となるか。

A あらかじめ、金融機関及び信用保証協会と協議を行ったものについては、事前に契約又は着工(建物完成、機械設置等を含む)していても良いものとし、代金支払前のものについて貸付対象となる。なお、制度融資の申込時に建物が完成している場合や、機械が既に設置されている場合も貸付対象とするが、完成日等から妥当な期間内であることとする。例として、1年前に設置は完了しているにも関わらず、代金未払いが続いたものの支払資金の申込み等はふさわしくない。

Q 建物の建築資金のうち、手付金を既に支払っている場合、この手付金は貸付対象となるか。

A 支払済分は、資金繰りがついているので貸付対象とならない。なお、手付金は支払済でも、中間金、最終金が支払前の場合、中間金と最終金の支払資金は貸付対象となる。

Q 個人事業主において、居所と事業所の所在市町村が異なる場合、運転資金の申込みはどちらの市町村を経由するのか。

A 制度融資の貸付及び保証料補給を受けた個人事業主の経済活動が、事業所の所在する市町村の経済発展に資する観点から、その中小企業者が実際に営業している事業所の所在する市町村経由とする。

個人事業主・法人の区分による経由する市町村は以下のとおり。

・個人事業主：原則実際に営業している事業所の所在地とする。

複数事業所がある場合は、売上高等で主たる事業所を判断し、主たる事業所の所在地とする。

ただし、個人事業主の個人住民税は居所市町村へ納税義務がある観点から、当該市町村間の協議により、居所市町村を経由することも妨げない。

・法人：原則、商業登記簿謄本上の所在地とする。そこで事業を行っていない場合は、実際に事業を行っている事業所の所在地とする。

Q 設備資金の申込みは当該設備の設置場所の市町村を経由するが、設備に付帯する運転資金を同時に申込み場合は、同じ市町村を経由してよいか。

A 設備に付帯する運転資金を同時に申込みの場合に限り、設備資金の申込みと同じ市町村経由とする。

Q 設備資金の場合、見積書に代えて、注文書を添付してもよいか。

A 原則、受注先の見積書の写しとするが、既に注文済の場合には注文書でも差し支えない。

なお、見積書、注文書のいずれの場合も、内容に疑義がある場合は金融機関等を通じ、見積先(受注先)に確認し、内容に間違いが無ければ、確認内容と確認相手を審査担当者が見積書(注文書)に補記し、有効なものとして取り扱う。有効期限切れの場合も同様とする。

このほか、インターネット販売の場合で見積書の取得が困難な場合は、これに代わるものとして設備内容、価格の表示された画面等を印刷したものでも差し支えない。

Q 店舗併用住宅の建築資金の貸付対象金額はどのように判断すればよいか。
また、その敷地購入資金について申込みがあった場合はどのように判断すればよいか。

A 店舗部分と住宅部分の面積割合等から、店舗部分の貸付対象金額としての妥当性を判断すること。
なお、この場合、土地取得資金、基礎工事に要する資金等、共用部分にかかる資金については、割合分のみとする必要はなく、全額が貸付対象となる。
ただし、法人と法人代表者が共同で購入し共同名義となるような場合等、異なる所有者の共同名義となるような場合は、共用部分のうち申込中小企業者が取得する持ち分相当額が貸付対象となる。

Q 許可等が必要な店舗が複数ある場合、許可証等はどのように添付すべきか。

A 複数の許可等を取得している中小企業者の場合、許可等の種類ごとの確認が必要となる。主たる事業所等の許可証等は写しの添付により確認する。主たる事業所等以外の許可証等は融資（あっせん）申込書の宣誓文言により確認し、写しの添付を要しない。この取扱いにより、一定の事務合理化を図りつつ、必要な許可等を取得し適法に事業を行っていることの確認を行う。

事業形態ごとの添付方法は下記のとおりとする。

[事業形態等]	[許可証等の添付方法]
同じ種類の許可等を得て複数事業所で事業を行う場合	主たる事業所分の写しを添付
複数種類の許可等を得て複数事業所で事業を行う場合	許可等の種類ごとの代表的な事業所分の写しを添付
資金使途が特定の事業所に係るものである場合	主たる事業所分に加え、資金を利用する当該事業所分の写しを添付

※主たる事業所とは、原則商業登記簿謄本上の所在地の事業所とし、そこで営業していない場合は実際に営業している場所の事業所とする。代表的な事業所とは許可等を有す事業所の中で、売上高等で最も主だった事業所とする。

なお、「融資（あっせん）申込書の宣誓をもって添付に代える」ことのできるものについても、保証の取扱上、信用保証協会に対し許可証等の写しの提出が必要となることがある。

Q 分割返済（元金均等による月賦返済）とはどのような返済方法か。

A 原則として、1か月ごとの返済で、最終回の返済額（期日返済金額）が毎回返済額の2倍以内となる元金均等分割返済である。

(4) 営業履歴

Q 個人事業主について親が行っている事業を、子が引き継ぐ場合、営業履歴は通算してよいか。

A 個人事業主の三親等以内の親族間における経営者の変更においては、変更前と営業履歴を通算する。設問の場合、親の営業履歴を通算してよい。

2 中小企業振興資金（短期継続融資枠）

Q 既存制度融資のうち、短期継続融資で借換可能な資金はどのようなものか。

A いずれの制度融資からの借換も可能。ただし、資金の性格により借換することが適さないと判断されるものは借換不可能。

【借換不可能な資金の例】

- ・工事代金等の引当条件で一括返済するもの
- ・設備資金として対応したもの
- ・つなぎ資金等で一時的に対応したもの 等

3 中小企業振興資金（創業枠）

Q 中小企業振興資金（創業枠）の貸付対象者と信州創生推進資金（創業支援向け）の貸付対象者は同じか。

A 異なる。中小企業振興資金（創業枠）の貸付対象者は、「創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証を利用する者」に限られるが、信州創生推進資金（創業支援向け）の貸付対象者は、限られない。たとえば、個人成りの場合や、事業を営んでいる個人（法人の代表者を含む）が新たに事業を行う場合等は、創業関連保証は利用できないが、一般保証は利用できるため、貸付対象者となる。

4 小規模企業発展資金

Q 本制度の対象となる小規模企業者とはどのようなものか。

- A
- (1) 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする事業者にあつては、5 人）以下の会社及び個人であつて、保証対象業種を営む者
 - (2) 常時使用する従業員の数が 20 人以下の会社及び個人であつて、宿泊業又は娯楽業を主たる事業とするもののうち、保証対象業種を営む者
 - (3) 事業協同小組合であつて保証対象業種を営む者又はその組合員の 3 分の 2 以上が保証対象業種を営む者であるもの
 - (4) 保証対象業種を営む企業組合であつて、その事業に従事する組合員が 20 人以下の者
 - (5) 保証対象業種を営む協業組合であつて、常時使用する従業員の数が 20 人以下の者
 - (6) 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が 20 人以下の者

Q 利用金額の制限はどのようなものか。

A 信用保証協会の利用残高が新規申込分を含めて 2,000 万円までとするものである。（県制度資金以外の協会プロパー保証・市町村制度を含む全額）
例として、保証協会の利用残高 1,500 万円の場合、500 万円（2,000 万円－1,500 万円）が申込限度額となる。
なお、信用保証協会の利用残高に長野県以外の信用保証協会の利用残高を含める点に注意が必要。

Q 従業員の数について留意点はなにか。

A 全くの臨時的な従業員は含まれないが、名目は臨時雇いであっても実質上常雇い的關係にあると認められるものは含まれる。
また、法人役員、事業主と生計を一にしている三親等内の親族の家族従業員は、従業員に含まない。
なお、個別の判断については、信用保証協会の判断による。

Q 製造業と小売業を兼業している場合の従業員数の上限はどちらを適用するか。

A 主たる事業における従業員数を適用する。但し、兼業者の場合の主たる業種の判定は、単に収益の大小ではなく、事業経営全般から判断する。

Q 業種は「日本標準産業分類」に基づいて判断してよいか。

A 本制度の要件としている「小口零細企業保証」は、信用保険の考え方によって業種を判断しており、本制度も信用保険の判断によるところとする。
例えば、「測量業」は日本産業分類においては「サービス業」に分類されるが、信用保険では測量業のうち「主として公共関係の測量を行うもの」については「建設業」と見なして取り扱っているなど数多くの例外がある。
本制度を利用する場合は信用保証協会との事前相談において業種の確認をするなど注意が必要。

5 経営健全化支援資金（経営安定対策）

◆印のあるQAは、経営健全化支援資金（特別経営安定対策、物価高対策、関税対策）についても同様の考え方となる。

Q セーフティネット保証の指定期間中に必要な手続はどのようなものか。また、認定書の有効期間（30日）内に必要な手続はどのようなものか。

A 指定期間内に市町村に認定申請を行えば、認定書の発行が指定期間を経過しても有効である。
また、制度融資の融資あっせん申込書および信用保証委託申込書（以下、融資あっせん申込書等）右上に記載された日付（＝貸付対象者が金融機関に対して制度融資を申し込んだ日）が認定書の有効期間内であれば、融資実行日が認定書の有効期間を経過しても有効である。但し、融資あっせん申込書等の日付とあっせん申込を市町村が収受した日（市町村を経由しない資金は地域振興局）が7営業日を超えるものを除く。

なお、セーフティネット保証の認定を要件とする申込において、認定書の申請とあっせん申込が同時の場合であって、認定書の有効期間の始期（＝認定日）があっせん申込を市町村が収受した日以前の場合は、市町村のあっせん決定日を制度融資申込日として有効なものとして取り扱って差し支えない。

Q セーフティネット保証5号認定を受けて経営健全化支援資金（経営安定対策）を利用する場合、資金使途は不況業種の部分に限られるか。

A セーフティネット保証5号認定を受けた中小企業者の経営の安定に必要な資金であれば、不況業種の部分に限られない。

ただし、非指定業種に属する事業にのみ充てられる資金を除く。

Q 「経済変動等」の「最近3か月」とは、いつの期間か。 ◆

A 4月に申込み場合、1～3月、12～2月、11～1月の期間のうち、試算表等で売上高等を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする。

Q 試算表を作成していない場合、他にどのような書類で売上高等を確認するのか。 ◆

A 原則中小企業者が作成した売上推移表等に、税理士、公認会計士、商工会議所等の指導員の署名、押印がある書類で確認する。税理士等の署名、押印がない場合は、関係機関内での協議の上、当該書類が有効かどうか判断する。

なお、決算後6か月を経過している事業者に求める直近の試算表は、試算表を作成することが困難な場合、売上の推移を確認できる書類でも代用可能としているところだが、これについては税理士等の確認まで必要としない。ただし、あっせん審査において必要と判断される場合は、上述と同様の対応を取ることとする。

Q 「経済変動等」の「収益率」を算出する際に、棚卸を踏まえた厳密な売上原価を算出する必要があるか。

A 厳密に言えば棚卸を踏まえて算出すべきであるが、資金需要期を考慮し棚卸を加味しない収益率算定でも構わないものとする。但し、前年同期との比較の際には同一条件の下で比較すること。

6 経営健全化支援資金（特別経営安定対策）

Q 貸付対象者に規定する「倒産企業」の定義は何か。

A 民事再生、会社更生、破産、銀行取引停止、特別清算、その他の任意整理等を開始した企業を指し、各種手続が開始された段階から資金の利用が可能となる。

なお、セーフティネット保証1号の大型倒産事業者は、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者と定義されている。

Q 経営向上計画書において、収益性（売上高経常利益率）の増減率を比較する場合個人事業主は申告決算書（収支内訳書）のどの項目で比較すればよいか。

A 専従者給与及び青色申告特別控除前の数字とする。
具体的には、青色申告決算書では「売上金額」から「売上原価及び経費」を引いた「差引金額」とする。白色申告書では「売上金額」から「売上原価及び経費」を引いた「専従者給与控除前の所得金額」とする。

Q 為替相場の変動の影響について、円安又は円高等の影響が少しでもあり、その中小企業者の全体の売上が5%以上減少していれば貸付対象となるか。

A 為替相場の変動の影響が僅少で、他の要因に拠るところが大きい場合は売上が5%以上減少していても貸付対象とならない。
また、円安又は円高等の「等」については、輸出入等への円安又は円高の直接的な影響だけでなく、取引先が円安又は円高の影響を受けている等、間接的な影響も含むことを指している。

7 経営健全化支援資金（防災・災害対策）

Q 「旅館業を営む者で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする者」の、「設備改修等に係る費用」とは具体的にどのような設備の改修等に係る費用か。

A 次の設備の改修等に係る費用となる。
【消防法関係】
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、火災通報設備、避難器具、誘導灯、等
【建築基準法関係】
防火設備、防火区画、非常用の照明装置、排煙設備 等

Q 中小企業融資規定実施要領の貸付対象者才の運転資金として、どのようなものが貸付対象となるか。

A 市町村のり災証明書等を取得した被災中小企業者を貸付対象とした資金のため、運転資金の使途としては災害の復旧に直接必要な資金（例えば資材倉庫が流された場合の資材購入、事業所のクリーニング、機械取替後の初期メンテナンス等）が想定されるが、これらの費用に限らず被災した中小企業者が災害から復旧し、通常の営業を再開するために支出が必要な諸費用についても貸付対象となる。
当該災害の被災状況が余りにも軽微にもかかわらず、過大な額の運転資金を申込み場合や、復旧が済んでから運転資金を申込み場合等は、貸付対象とならない。

Q 火災は災害に該当するか。

A 通常の維持管理の不備の範囲を越えて、社会通念上異常な現象により発生した火災で、市町村がり災証明書等を発行したものであれば災害に該当する。

Q 県外事務所が被災した場合、貸付対象となるか。

A 貸付対象とならない。

8 信州創生推進資金（創業支援向け）

◆印のある問答は、中小企業振興資金（創業枠）についても同様の考え方である。
（ただし、創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証が利用できる場合に限る）

Q 新規開業における「事業開始」の基準はどのように考えたらよいか。◆

A 中小企業者が申込時において、当該事業に着手していることが客観的に明らかであれば、「事業開

始」に該当する。

事業開始日を確認するための書類として法人の場合「商業登記簿謄本」で確認する。

個人事業主の場合は、「開業届」で確認するが、客観的着手を証する、建築確認済証、建築請負契約書、売買契約書又は賃貸契約書、商品売買契約書、商品発注書等で確認することも可能。

なお、個人事業主の場合で、上記いずれかの書類で事業開始日を確認する場合は、申込みの都度、添付される書類により事業開始日を確認すればよく（以降の申込みで同一の書類を徴求する必要は無く）、最初の申込時に客観的着手日により事業開始日を確認した場合でも、その後の申込時には開業日を起算とし5年未満の期間を算出することで差し支えない。

Q 申込時に創業計画書と収支等計画書のどちらを添付すればよいか。◆

A 事業段階ごとの添付方法は次のとおり。

申込者の区分	事業段階	添付する計画書等
①新規開業予定者	会社設立前、開業届提出前（又は客観的着手前）	◇創業計画書
②新規開業者	会社設立後又は開業届提出（又は客観的着手）後から、売上発生するまでの間	◇創業計画書
	売上発生から決算書を作成するまでの間	◇収支等計画書 売上発生後間もない時点の申込みの場合、信用保証協会にて創業計画書の添付を求められる場合がある。その場合には、創業計画書を添付することとし、収支等計画書は添付不要
	決算書作成後	◇添付不要（決算書を添付）

※「スタートアップ創出促進保証」を利用する場合は、事業段階に関わらず「創業計画書（同保証書定様式）」を添付（ただし、税務申告1期終了以降の者については一部記入省略可）

Q 事業を営んでいない個人が開業した個人事業（又は設立した法人）は信州創生推進資金（創業支援向け）の貸付対象者になるのか。

A 貸付対象者アの「新規開業予定者」は、事業を営んでいない個人が開業（又は設立）しなければ貸付対象にならない。

貸付対象者イの「新規開業者」は、以下に該当する場合は信州創生推進資金（創業支援向け）の貸付対象者となる。ただし、創業関連保証等ではなく、一般保証となり、補給金交付要綱別表2のA区分に該当し、保証料の自己負担が生じる。

- ① 法人代表者が個人事業を新たに開業し、従前と異なる事業を行う（個人成りには該当しない）場合等
- ② 個人事業主が新たに法人を設立し、従前と異なる事業を行う（法人成りには該当しない）場合 等

Q 事業を営んでいない個人であることを証明する書類は何か。◆

A 源泉徴収票、所得証明等とする。当該書類を揃えることができない場合には、本人作成の経歴書により事業を営んでいない個人であることを確認する。

Q 信州創生推進資金（創業支援向け）の貸付対象者となる、「最初に当該事業を開始してから5年未満」の法人成り（個人成り）はどのようなものか。

A 法人の場合は、個人事業主として事業を行っている者が、新たに法人を設立し、個人事業の時の

資産や負債を法人に引き継がせて事業を継続していくことをいう。(個人事業主の前に法人で同一事業を営んでいた場合は、その業歴も通算する。)

個人成りの場合は、法人営業時代と事業内容に実質的な同一性がある場合で、法人の資産や負債を個人に引き継がせて事業を継続していくことをいう。(法人の前に個人事業主で同一事業を営んでいれば、その業歴も通算する。)

Q 10年間個人事業主で事業を行ってきた者が、法人成りした場合は信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者となるか。

A 法人成りは個人事業主時代と事業内容等実質的な同一性があり、実質的に創業に該当しないので、信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者にはならない。ただし、個人事業主時代と業歴通算して5年未満であれば貸付対象者となる。

Q 10年間個人事業主で事業を行ってきた者が、個人事業を継続しつつ、新たに法人を設立し、新たな事業を始めた場合、信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者となるか。

A 個人事業主で行ってきた事業と異なる事業を開始した場合は貸付対象者となる。ただし、事業を営んでいない個人にあたらぬため、補給金交付要綱別表2のA区分に該当し、保証料の自己負担が生じる。

Q 事業を開始した日(会社を設立した日)以後5年を経過していないものとあるが、事業を開始した日から5年未満の日に申し、5年経過した後に信用保証協会から信用保証書が発行されるような場合は、貸付対象者となるか。

A 県制度資金においては、5年未満の期間に市町村が申込受付していれば貸付対象者となる。ただし、信用保証協会の創業関連保証は、5年未満に信用保証書が発行される必要があり、設問の例では同保証を利用はできないため注意が必要である。

Q 個人事業について親から子への代替わりする場合、信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者となるか。◆

A 代替わりは事業内容に実質的な同一性があり、実質的に創業にあらず、業歴が継続しているものと考えられるため、貸付対象者とならない。

なお、事業承継のための資金は、信州創生推進資金(事業承継向け)にて貸付対象者となる可能性がある。また、代替わり前から通算して一年以上の業歴がある場合は、信州創生推進資金(創業支援向け)以外の制度融資の貸付対象者となる。

Q 個人事業主が雇用している従業員が当該事務所(事業用資産)を引き継いで新規開業する場合、信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者となるか。◆

A 事業に継続性(同一性)がなく、単に居抜き物件での新規開業と同等と考えられる場合は創業支援向け資金の貸付対象者となる。

なお、事業に継続性(同一性)がある場合は信州創生推進資金(創業支援向け)及び中小企業振興資金(創業枠)の利用は不可となる。

Q 貸付利率引下げ(△0.1%)の対象となる「県の創業支援施策を受ける者」とはどのような創業支援施策を受ける者か。

A 下記のとおり。

対象となる施策の名称	概要
信州アクセラレーションプログラム	公募により選定した企業等を対象に、直面する課題を解決し成長を加速化するプログラムを実施

信州ベンチャーコンテスト (※)	信州大学等と連携し、県内の高校生や大学生ほか、起業に関心のある社会人などがビジネスアイデアやビジネスプランを発表
信州ベンチャーサミット (※)	企業家が資金調達や販路拡大等を目的に、自信の事業構想を発表
地域課題解決型創業支援事業 (ソーシャル・ビジネス創業支援金)	地域課題解決型創業をする事業者を対象に起業に要する経費を助成 (最大 200 万円)
長野県創業支援センター	工業技術総合センターに設置した「創業支援センター」において、技術相談、共同研究、施設利用、経営相談等の支援を行い、創業間もない中小企業の技術力向上と自立化を図る
エンジェル税制	ベンチャー企業の投資を促進するためにベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う
信州スタートアップ・承継支援ファンド(2号ファンド含む)	創業期の企業、第二創業に取り組む企業、事業承継に取り組む企業、地域経済活性化に資する企業に投資し、県内産業の持続的な発展や新たな産業の創出を図る

※信州ベンチャーコンテスト及び信州ベンチャーサミットについては、プレゼンテーション発表者が対象

なお、創業支援施策の詳細については、県ホームページを参照されたい。

【掲載箇所】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/sogyo/oen.html>

(ホーム > 仕事・産業・観光 > 商工業 > 創業支援 > 長野県で創業する方を応援します！)

Q 中小企業融資規程実施要領の貸付対象者工に規定する「主業」の考え方は。

A 今後1年間の売上高または販売数量が最も大きいと見込まれる事業をいう。

9 信州創生推進資金（事業承継向け）

Q 中小企業融資規定実施要領の貸付対象者工に規定する「事業承継」とはどのようなものか。

A 中小企業庁が定義する「事業承継の種類（親族内承継、従業員承継、M&A）」のいずれかに該当し、「事業承継の構成要素」を事業者または法人代表者がすべて承継するものをいう。なお、「事業承継の構成要素」とは下記のとおり。

人（経営）の承継	経営権*
資産の承継	株式、事業用資産（設備・不動産等）、資金（運転資金・借入等）
知的資産の承継	経営理念、従業員の技術技能、ノウハウ、経営者の信用、取引先との人脈、顧客情報、知的財産権（特許等）、許認可 等

※経営権の承継とは、議決権の1/2超を事業者または法人代表者が承継し、安定的な企業経営ができる状態を指す。

Q 本資金の対象外となる「単なる不動産売買」とはどのようなものか。

A 以下の全てに該当する場合を指す。

- ① 最終契約書として不動産売買契約書のみを締結し、株式、事業及び営業権の譲渡を伴わない場合。
- ② 常時使用する従業員の引継ぎを伴わない場合。
- ③ 申込人が賃貸物件としてのみを利用するため購入する場合。

Q 事業承継資金の資金使途はどのようなものか。

A 具体的な資金使途例は下記のとおり。

【設備資金】

- ・事業承継元企業からの土地・建物等、設備の取得
- ・営業権(のれん代)、株式その他有価証券の取得(但し、原材料の安定確保、販売先の確保等当該

中小企業者の経営の維持、拡大に必要と認められる場合に限る。)

- ・事業承継後の事業拡大に必要な建物の改修、設備の取得

【運転資金】

- ・税理士、司法書士又は弁護士の報酬、登記費用等事業承継の手続き等に要する経費
- ・事業承継後の事業拡大に必要な仕入れ、賃金その他の経費

Q 事業承継した日の起算日はどのように確認するのか。

A 事業承継の日は、下記のような「客観的に確認できる書類」に記載された日付で判断する。

【法人の場合】

- ・「商業登記簿謄本」の代表者変更日
- ・「株式譲渡契約書」の株式譲渡日
- ・「事業譲渡契約書」の事業譲渡日 等

【個人の場合】

- ・「開業届」の開業日（税務署の収受が確認できるもの）
- ・許認可等に係る変更申請書の許認可地位の譲渡日（行政庁の収受が確認できるもの）
- ・「事業譲渡契約書」の事業譲渡日 等

Q 経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、経営承継借換関連保証とはどのようなものか。

A 事業承継にかかる資金（株式取得等）に対応するための保証制度。事業承継のケースにより、保証対象者や資金使途等が異なるため、4つの保証制度が用意されている。

また、いずれの保証を利用する場合も、あらかじめ「経済産業大臣の認定」を受ける必要がある。（認定事務は都道府県知事が行う。）

保証制度名	保証対象者（※）	想定事例（一例）
経営承継関連保証	会社または個人である 中小企業者	代表者交代後に、会社が前代表者名義の株式等を取得
特定経営承継関連保証	中小企業者の代表者	代表者交代後に、新代表者が前代表者名義の株式等を取得
経営承継準備関連保証	会社または個人である 中小企業者	A社の事業をB社が譲り受ける際に、B社がA社の株式等を取得
特定経営承継準備関連保証	事業を営んでいない個人	社内の世代交代の際に、代表就任予定の従業員が現代表者の保有する株式等を取得
経営承継借換関連保証	3年以内に事業承継を予定する、会社である中小企業者	事業承継前の経営者保証付き融資の借換を実施 ※経営者保証は不要

※経済産業大臣の認定が必要（認定事務は都道府県知事が行う）

Q 事業承継特別保証とはどのようなものか。

A 以下の（1）又は（2）に該当し、かつ、（3）に該当する中小企業者が対象となる。

（1）保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人

（2）一定期間内に事業承継を実施した法人

（3）次の①から④の要件を全て満たす法人

①資産超過であること ②EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること

③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと

また、当該保証の特徴としては、プロパー借入を含む既往借入金の借換が可能な点や、保証人を徴求しない点、専門家からガバナンス体制の整備に関するチェックシートによる確認を受けた場合に保証料率が軽減される点が挙げられる。

なお、当該保証を県制度資金として利用する場合には、同資金の経営承継借換関連保証を利用する者も含め、保証付き融資全般の借換が可能である。

10 信州創生推進資金（成長支援向け）

Q モニタリング強化型特別保証の要件である融資後のモニタリング報告書は、県に対して提出する必要があるのか。

A 県に対しての提出は不要。（金融機関及び信用保証協会に対しては必要。）

11 信州創生推進資金（省力化投資向け）

◆印のある問答は、信州創生推進資金（事業展開向け）、信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）についても同様の考え方である。

Q 補助金の交付決定を受けて制度資金を利用する場合、必要額の全額の申込が可能なのか。 ◆

A 補助金対象事業費（補助金の事業計画書にて確認する）の内、補助金受給予定額を差し引いた自己負担部分についてのみ、制度資金の申込が可能。

なお、以下についても留意が必要。

- ①補助金受給予定部分の補助金が交付されるまでの「つなぎ資金」については、本資金の対象とならない。（中小企業振興資金（一般）等を1年未満で利用する場合に限り利用が可能。）
- ②補助金の交付申請時に見積書等の資料を提出し、その後、設備等の導入時に見積書の金額に変更があった場合でも、補助金受給予定額に変動がない場合は、変更後の見積書の金額から補助金受給予定額を差し引いた自己負担部分について、制度資金の申込が可能（補助金の変更承認は不要）。ただし、変更となる補助対象事業費のうち、補助金の交付申請時に見積書等の資料の提出しない資金（運転資金等）の場合は、既に交付決定を受けた補助金の事業計画書に記載された数値を基に申込を行う（変更をする場合には補助金の変更承認を経ることが必要）。
- ③補助金の事業計画書の記載が税抜き価格である場合、必要となる消費税部分も含めた税込み価格が制度資金の利用対象になる。

Q 本社が所在する市町村とは異なる市町村に所在する事業所に設備を導入する場合、どちらの市町村に先端設備等導入計画の申請を行う必要があるのか。

A 実際に設備を設置する市町村に先端設備等導入計画の申請を行い、認定を受ける必要がある。

Q 中小企業融資規定実施要領の貸付対象者ウの対象となる設備とはどのようなものか。

A ○ AI（人工知能）

人間の使う言語の理解や、データ・経験から論理的な推論、学習を行うプログラムやソフトウェア。

○ IoT（モノのインターネット）

複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データ（ビッグデータ）を活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンスサービス）、③制御（コントロール）、④分析（アナライズ）のうち、いずれか1つ以上を行うもの。

○ ロボット

人の代わりに何らかの複数の作業工程を自動的かつ連続的に行う（例えば、同じ材質の部材に穴を開ける作業においても2箇所以上連続して行うなど）機械装置。（単一の動作だけを行う機械装置や、人間が仲介し操縦者が機械装置に搭乗する機械装置は対象としない）。また、手動操作であってもパワードスーツや、移動端末であるドローン、自動車や船舶や航空機など乗り物全般の自動操縦技術（一般に「オートパイロット」と呼ばれるもの）はロボットに含まれる。

○ その他

長野県デジタル化一貫支援サイトの「ソリューション一覧」に掲載のITツール等

1.2 信州創生推進資金（事業展開向け）

Q 「新たな事業分野は進出後の全事業活動のおおむね 20%以上を占めるものであること」とあるが、これは初年度から達成できていなければならないか。

A 初年度から達成することは要しない。3年以内に達成できる計画となっている必要がある。

Q 中小企業等経営強化法の経営革新計画の承認を受けている中小企業者において、承認時の資金計画と資金申込時の資金計画が一致していない場合、申込みは可能か。

A 承認を受けた経営革新計画の資金計画と資金申込時の資金計画は一致していなければならないので、申込みは不可能（以下のような軽微な変更と認められる場合は除く）。変更計画の承認を受けた後に申込みすること。

【軽微な変更と認められる例】

- ・計画書別表3における、各年の金融機関からの資金調達額の2割を超えない増額

1.3 信州創生推進資金（IT 産業向け）

Q 既存事業からの転換や新分野への進出であることが必要か。

A 必ずしもその必要はない。既存事業の延長であったとしても、要件に合致すれば対象となる。

1.4 信州創生推進資金（地域活性化向け）

Q 「からだに優しい食品」及び添付書類はどのようなものか。

A 国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」の対象である以下の食品。

食品名	添付書類
特定保健用食品	許可書
機能性表示食品	・届出書の写し ・届出番号のわかる資料（Web ページ）
栄養機能食品	特定の栄養成分を含むものとして厚生労働大臣が定める基準を満たしていることが確認できる書類

Q 「障害者、高齢者等に配慮した傾斜路等の設備、また、これらと併せた建物の整備をする者」について、建物新築の際に当該設備を設置する場合は該当となるか。

A 既に設置している設備を障害者、高齢者等に配慮したものに整備する場合を対象としており、新築建物に当該設備が含まれていた場合は、建物の建築費から分離できる場合に限り、当該設備に関する部分のみ対象とする。なお、その際の貸付期間は10年以内になる。

Q 中小企業融資規程実施要領の貸付対象者ウ（ウ）に規定する「観光需要に対応するための環境整備」とはどのようなものか。

A 観光需要に対応するための、Wi-Fi 環境の整備、キャッシュレス決済機能導入、外国語表示看板等の多言語受入環境整備等である。

15 信州創生推進資金（企業立地向け）

Q 既存工場の増築・増設は貸付対象となるか。また、自社で利用する駐車場を工業団地内で購入する場合は貸付対象となるか。

A 増築・増設はどちらも貸付対象となる。

また、工業団地内の工場等で生産活動を行うために必要となる場合で同じ工業団地内に駐車場を購入する場合は貸付対象となる。

Q 工場等の取得資金は貸付対象となるか。また、工場等を取得した場合の改修費用は貸付対象となるか。

A 取得資金は貸付対象となる。改修費用については、改修費用が建物として固定資産計上できるものであれば、貸付対象となる。

Q 「設備の取得に要する費用の1千万円以上」は申込額が1千万円以上必要か、それとも全体の計画額で1千万円以上あればよいのか。

A 全体の計画額で1千万円以上あればよい。但し、一連の計画であることが必要。

Q 「ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする者」について、事業認定対象業種は何か。

A 情報サービス業、インターネット付随サービス業、若しくはその他知事が認める事業が事業認定対象業種となっている。

なお、ICT産業立地助成金の事業認定を受けることが貸付要件となっているため、まずは事業認定対象となることの確認が必要である。

16 信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）

Q 事業転換又は新規参入した日はどのように確認するのか。

A 事業計画書の日付で確認する。ただし、その日付に疑義がある場合はそれを説明する書類を求められることもある。

なお、事業転換又は新規参入した日とは、新たな事業に着手したことが客観的に明らかになった日とし、定款の変更、当該事業に係る建物等の建築、製品の製造開始、商品等の仕入れ、サービスの提供開始など、具体的事実がある時点とする。

ただし、固定価格買い取り制度を利用した「売電事業」を事業目的として、新たに法人を設立した場合は、設立した日を新規参入した日とする。

Q 製造する部品（例えば他の機械でも利用できるねじなど）を当該分野に提供する中小企業者は貸付対象者となるか。

A 汎用性のある部品を提供するだけでは貸付対象者とならない。

当該分野での利用に特化した部品・製品の製造・販売及びサービスの提供などを行う場合は貸付対象者となる。

Q 固定価格買取制度を利用した「売電事業」を行う場合、信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）の貸付対象となるか。

A 売電事業を行う場合は信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）の貸付対象となる。なお、節電のために自社利用する場合も、節電・省エネルギー対策に係るものとして、同資金の貸付対象となる。

Q 資金名に「ゼロカーボン」とあるが、具体的にどのような者が貸付対象となるのか。

A 二酸化炭素排出量を減少させる製品の製造や、環境・海洋汚染対策のために、プラスチックストローを製造している事業者が紙製ストロー製造に進出する場合など、脱炭素社会づくりに資する取組を行う事業者を貸付対象者の「環境・エネルギー関連分野」にて幅広く対象とする。

Q 貸付対象者イ（節電・省エネルギー対策）においてLED照明の新規導入は貸付対象となるか。

A 既存照明設備からLED照明への切り替えを貸付対象としているため、既存照明からの切り替えを伴わない新規導入は貸付対象とならない。
なお、既存照明設備への照明反射板の新規導入は貸付対象となる。

Q 貸付対象者イ（節電・省エネルギー対策）において運転資金はどのような場合に利用できるか。

A 節電・省エネルギー対策のための資金は、設備導入に伴う資金であるため設備資金での申込みが基本であるが、固定資産計上されない設備を導入する場合は運転資金での申込みとなる。
なお、本資金を利用する場合は運転資金であっても見積書等の提出が必要となる。

Q 「資金回収まで相応の期間を要する者」の再生可能エネルギー発電事業に太陽光発電が含まれないのはなぜか。

A 太陽光発電事業は、資金需要が発生してから資金回収まで比較的短期間で実施できる事業であることから対象としない。

Q 航空宇宙産業に係る製品とはどのような製品か。

A JISQ9100、Nadcap等、品質保証制度の認証取得が必要となるような、航空宇宙産業特有の品質保証を求められる製品とする。

Q 次世代自動車とはどのような製品か。

A EV(電気自動車)やHV(ハイブリット)、PHV(プラグインハイブリット)、FCV(燃料電池自動車)など。

17 経営改善サポート資金

Q 事業計画書は、最近何か月以内に策定したものであれば申込可能となるか。

A 申込日の概ね3か月以内に策定したものであれば申込可能となる。
なお、それ以前に策定した事業計画書であっても、概ね3か月以内に修正した計画書又は計画が現況(計画の実施状況)とかい離していないことを確認した場合は、その事業計画書で申込可能とする。(現況の説明は求める。)
また、計画が現況とかい離しているものにあっては、修正のうえ申込むことも可能とする。

Q 「認定支援機関」とは具体的にどのような機関か。

A 産業競争力強化法に規定する認定支援機関であり、具体的には中小企業再生支援協議会等である。
なお、中小企業経営力強化支援法に規定する「認定経営革新等支援機関」(認定された税理士や金融機関等)とは異なる点に注意。「認定経営革新等支援機関」の策定した事業計画書に基づき本資金を利用する場合には、経営サポート会議による検討に基づき作成された事業計画書等であることが必要。

【参考】 信州創生推進資金(創業支援向け)の主な対象者等について

新規開業者		新規開業者	新規開業者
新規開業者		新規開業者	新規開業者
新規開業者		新規開業者	新規開業者
<p>要件</p>	<p>①事業を営んでいない個人が1か月以内に事業を開始する 具体的な計画を有するもの ②事業を営んでいない個人が2か月以内に新たに会社を設立 し当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの</p> <p>→</p> <p>融資申込時点で事業を開始する具体的な計画は有しているが、 まだ具体的な準備に着手はしていないもの</p> <p>時系列代表例</p>	<p>事業開始に着手していることが客観的に明らかであるもの。 (法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上が発生するまでの期間のもの)</p> <p>(※)「事業開始に着手していることが客観的に明らか」とは、事業開始のための具体的な準備等を以下の資料によって確認できることをいう。 商業登記簿謄本、事務所・店舗の賃貸契約書、建築確認済証、商品発注書、建築請負契約書、商品売買契約書、等 (見積書は除く。上記以外の個別事例は信用保証協会に照会。)</p> <p>時系列代表例</p>	<p>開業してから5年未満の者</p> <p>個人事業を開始し、又は会社若しくは中小企業 団体等を設立してから5年未満のもの。</p> <p>→</p> <p>①事業を開始して5年未満のもの ②個人事業主としての事業開始から通算 5年未満の法人成り企業 ③新規事業開始のための法人設立から通算 して5年未満の個人成り事業者</p>
<p>保証制度</p>	<p>◎創業関連保証・スタートアップ創出促進保証(②のみ)に限り利用可能。 (借入可能な総額は、設備・運転合計で3,500万円)</p>	<p>◎創業関連保証・スタートアップ創出促進保証(会社設立のみ)・一般保証が利用でき、本制度の上限まで利用可能。 (借入可能な総額は、設備・運転合計で5,500万円)</p>	
<p>保証料自己負担</p>	<p>◎創業関連保証・スタートアップ創出促進保証を利用するため、自己負担はなし。</p>	<p>◎創業者が事業を営んでいないかどうかで利用できる保証が異なる。 (1)事業を営んでいない個人が開業した場合 ・創業関連保証 → 自己負担なし ・スタートアップ創出促進保証 → 自己負担なし ・一般保証 → 自己負担あり(5分の1) (2)事業を営んでいる個人が開業した場合(法人成り・個人成りを含む) ・一般保証 → 自己負担あり(5分の1)</p>	
<p>必要書類(※)</p>	<p>共通提出書類以外に 1. 創業計画書(様式第16号) 2. 創業計画に関する意見書(様式第17号) 3. 事業を営んでいない個人であった事実を証する書類</p>	<p>共通提出書類以外に 1. 創業計画書(客観的着手後開業前、売上発生後間もない場合等) 2. 開業届・客観的着手確認資料・商業登記簿謄本</p>	<p>共通提出書類以外に 1. 決算書及び試算表又はこれらに準ずるもの 2. 収支等計画書(決算書・申告書作成するまでの期間。 但し、創業計画書を添付する場合には添付不要) 3. 開業届・商業登記簿謄本</p>

※「スタートアップ創出促進保証」利用時は「創業計画書(同保証所定様式)」(ただし、税務申告1期終了以降の者については一部記入省略可)

つ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第31項第6号)

(3) 上記(2)①に規定する創業者であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させた場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの(法第129条第2項)。

(注1：上記(1)①及び②に規定する「1月以内」、「2月以内」及び「6月以内」の起算日は、本保証に基づく貸付実行がなされた日を基準とする。)

(注2：上記(2)①及び(3)に規定する「事業を開始した日以後5年」及び「事業を開始した日」から起算して5年の起算日は、事業の開始が確認可能な日とする。(2)②及び③に規定する「設立の日以後5年」の起算日は、登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。)

2. 保証限度額

無担保保険関係の範囲内で、次に定める金額とする。

- (1) 3,500万円を保証限度額とする。
- (2) 創業者の創業関連資金については、創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用することが可能である。これらの制度を併用した場合の限度額は、3,500万円となる。
- (3) 創業関連保証及び再挑戦支援保証並びにこれらの保証以外の中小企業信用保証法第3条の2に規定する無担保保険に係る保証(同法以外の法律に規定するもの並びに同法第12条に規定する経営安定関連保証及び同法第15条に規定する危機関連保証を除く。)を併せ行う場合にあつては、無担保保険限度額(8,000万円)以内とする。

3. 対象資金

- (1) 創業者が創業者(法第129条第2項により創業者とみなされるものを含む。)である期間内に法第2条第30項に規定する創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。
(注：新会社設立のための資本金(株式取得資金)は、対象としない。)
- (2) 上記1.(1)②に定める個人が会社が設立し当該会社により事業を開始した場合には、当該個人の会社設立及び事業開始に係る借入債務を会社に全部引き受けさせたうえで、当該個人の当該借入債務を免れさせるものとする(免責的債務引受)。
- (3) 保証承諾に当たつては、過去の売上げ等の実績のみによつて一律に保証金額を定めるのではなく、当該事業の発展性、返済可能性等を勘案して判断することとする。

4. 創業・再挑戦計画書

上記1.(1)に該当するものが信用保証の申込を行う場合には、事業を開始するための具体的計画を別に定める「創業・再挑戦計画書」により信用保証協会に提出するものとする。

- (1) 創業・再挑戦計画書の提出があつた場合には、資金調達計画を含めた当該計画が適切なものであるかについて判断するものとする。
- (2) 新たに開始する事業は、原則として、信用保証対象種とするが、次のものは、対象外とする。

[制定：平成13年3月28日 平成13・03・28 中庁第6号]
[改正：平成13年12月17日 平成13・12・17 中庁第5号]
[改正：平成14年1月11日 平成14・01・08 中庁第2号]
[改正：平成15年4月9日 平成15・04・04 中庁第6号]
[改正：平成17年4月13日 平成17・04・13 中庁第1号]
[改正：平成19年8月1日 平成19・08・01 中庁第3号]
[改正：平成21年6月22日 平成21・06・18 中庁第2号]
[改正：平成23年6月30日 平成23・06・27 中庁第2号]
[改正：平成26年1月17日 平成26・01・14 中庁第2号]
[改正：平成29年10月25日 平成29・10・23 中庁第1号]
[改正：平成30年7月5日 20180704 中庁第1号]
[改正：平成30年9月18日 20180913 中庁第1号]
[改正：令和3年6月16日 20210614 中庁第1号]
[改正：令和3年8月3日 20210727 中庁第1号]
[改正：令和6年9月2日 20240815 中庁第3号]

創業関連保証事務取扱要領

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第129条第1項に規定する創業関連保証(同条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。以下「創業関連保証」という。)に係る保証事務の取り扱いは、本要領によることとする。

1. 保証対象者

- (1) 産業競争力強化法(以下「法」という。)第2条第31項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であつて、事業開始に係る具体的計画を有するもの。
 - ① 事業を営んでいない個人であつて、1月以内(法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。))により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うもの(法第2条第31項第1号)
 - ② 事業を営んでいない個人であつて、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うもの)とする者であつて、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第31項第3号)
 - ③ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第31項第5号)
- (2) 法第2条第31項第2号、第4号及び第6号に掲げる以下の創業者である中小企業者であつて事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの。
 - ① 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの(法第2条第31項第2号)
 - ② 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第31項第4号)
 - ③ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつ

- ・公序良俗に反するもの、又は公序良俗に反する行為のために営業としてサービスの提供を行うもの。
 - ・一時的又は投機的なもの。
- (注：創業・再挑戦計画書に基づき事業を適正かつ確実に実行できるかの判断は、各信用保証協会が行う。)

5. 取扱金融機関

約定締結金融機関とする。
(注：地方公共団体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる。)

6. 保証申込み

- (1) 申込の方法
経由保証申込みまたは幹旋保証申込とする。
経由保証申込みの場合、申込金融機関は、信用保証委託申込書、信用保証依頼書等所定の書類に創業・再挑戦計画書(上記1. (1)に該当するものに限る。)及び必要資料を添付し、申し込むものとする。
認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行う場合、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市区町村長の証明書(写し)を添付するものとする。ただし、1. (1) ①に規定する「1月以内」又は1. (1) ②に規定する「2月以内」に該当する場合にはこの限りでない。
- (2) 創業関連保証の表示
創業関連保証に係る保証申込であることを明示し申し込むものとする。
信用保証依頼書の保証制度名欄に「創業関連保証(協会所定表示名)」と表示の上、申し込むものとする。
- (3) 保証期間
10年(据置期間1年以内を含む)以内
(注：地方公共団体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる。)
- (4) 保証形式
証書貸付の個別保証とする。
- (5) 返済方法
原則として、均等分割返済とする。
(注：地方公共団体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる。)
- (6) 貸付金利
金融機関所定利率とする。
(注：地方公共団体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる。)
- (7) 事業法に係る許認可確認
事業経営上、許認可等が必要とされている場合には許認可等を保証申込人名義により原則として取得していること、又は許認可等の取得が確実である見通しがあることとする。

7. 信用保証書

信用保証書記載事項は各協会の所定事項とし、制度名欄に「創業関連保証(又は協会所定の略称)」と表示する。

8. 信用保証料

- (1) 信用保証料率
各信用保証協会所定の信用保証料率を適用する。
- (2) 徴収方法
各信用保証協会の信用保証料徴収規定等による。

9. 担保

物的担保は徴求しないこととする。

10. 保証人

原則として、法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

附 則

この要領は、令和6年9月2日から施行する。

スタートアップ創出促進保証制度要綱

1. 制度目的

創業から一定期間を経過していない会社等に対する事業資金供給の円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とすることで創業機運の醸成による創業者の増加ならびに廃業・倒産経験者などの事業経営への再挑戦を促し、また中小企業者の積極的な事業展開を推進することで、もって創業者の事業の活性化に資することを目的とする。

2. 申込人資格要件

- 次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者を対象とする。
- (1) 事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者）であっては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第2条第31項第3号）。
 - (2) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの（法第2条第31項第5号）。
 - (3) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第31項第4号）。
 - (4) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第31項第6号）。
 - (5) 法第2条第31項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ

る場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの（法第129条第2項）。

3. 自己資金

保証申込受付時点において税務申告1期未終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する。

4. 申込方法 金融機関経由保証に限る。

5. 保証限度額及び保証形式

無担保保険関係の範囲内で、次に定める金額及び保証形式とする。

- (1) 3,500万円を保証限度額とする（注）。
 - (2) 創業者の創業関連資金については、本制度に加えて他の創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用することが可能である。これらの制度を併用した場合の限度額は、3,500万円となる。
 - (3) 本制度に加えて、他の制度による創業関連保証及び再挑戦支援保証並びにこれらの保証以外の中小企業信用保険法第3条の2に規定する無担保保険に係る保証（同法以外の法律に規定するもの並びに同法第12条に規定する経営安定関連保証及び同法第15条に規定する危機関連保証を除く。）を併せ行う場合にあつては、無担保保険限度額（8,000万円）以内とする。
- (4) 保証形式
個別保証とする。

6. 保証割合 100%（全部保証）とする。

7. 対象資金

創業者が創業者（法第129条第2項により創業者とみなされるものを含む。）である期間内に法第2条第30項に規定する創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

8. 対象金融機関 約定締結金融機関とする。

ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものと
する。

なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁
済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出す
るものとする。

17. E B P Mに伴う情報提供

信用保証協会は、中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込
金融機関、保証申込金額及び保証承諾日、保証承諾金額を電子媒体で経済産
業省に送付しなければならない。

注：法第129条第1項に規定する創業関連保証（同条第4項各号に掲げる要
件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）に
限る。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

9. 貸付形式

証書貸付とする。

10. 返済方法

原則として、均等分割返済とする。

11. 保証期間

10年以内（据置期間は1年以内）とする。

ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を
実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置
期間を3年以内とする。

12. 信用保証料

創業関連保証の信用保証料率（各信用保証協会所定）に0.2%を上乘せ
した信用保証料率とする。

13. 担保・保証人

- (1) 物的担保は徴求しないこととする。
- (2) 保証人は徴求しないこととする。

14. 貸付金利

金融機関所定利率とする。

15. 添付資料

信用保証協会所定の申込資料のほか「創業計画書」を添付するものとす
る。

16. 金融機関の責務及び報告

- (1) 金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立し
て原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナ
ンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガ
バナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンス
チェックシート」という。）の提出を受けるものとする。
- (2) 金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受
けた月の翌月に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、

創業計画書

〇〇信用保証協会 御中

【申込人】

住所
 会社名
 氏名または
 代表者名
 令和
 西暦
 (ごち5かかに〇印を付けてください)

スタートアップ創出促進保証制度の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書を提出いたします。

【同意事項】

スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。
 また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関する子エックを受けることについて同意いたします。
 ※会社設立前の創業者が個人で申込みの場合や、分社化を計画している創業者が申込みの場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意(について)次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号に子エック)	金融機関本店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	1.電話 2.来店面談 3.訪問面談 4.その他()	

1. 事業概要

会社名(予定含む)				電話 ()
開業(予定)住所				令和 西暦
設立(予定)年月日	有 ・ 無	設立(予定)年月日	[会社設立予定を含む] 円	
業 種				資 本 金
許 可 等	(種類)	(相対法)	[取得すべき許可等の相対法を記入(例)食品衛生法]	
従業員数	許可・免許・登録・認証の別を記入	取 扱 品 名	仕 入 先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識・技術・ノウハウの習得				
出資者・出資額 (会社設立予定を含む)				
事業協力者の住所・氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況(税務申告1期以上終了している者は記入省略可)

下記の該当事項に〇印を付けて下さい

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了(許認可取得見込み(申請状況や取得予定時期等)を具体的に記入してください。)
- キ その他(具体的に記入して下さい)

3. 必要な資金及び調達の方法(税務申告1期以上終了している者は記入省略可)

次の(1)又は(2)のいずれかに子エックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。

税務申告1期未終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は(1)又は(2)のどちらかに子エックの上確認でも可。
 (1) 税務申告1期未終了の創業者

金額(千円未満四捨)	調達の方法	金額(千円未満四捨)
必要な資金	普通預金	金額(千円未満四捨)
不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など(内訳)	定期性預金	金額(千円未満四捨)
設備資金	有価証券等	金額(千円未満四捨)
	入居保証金等	金額(千円未満四捨)
運転資金	設備充当等	金額(千円未満四捨)
	その他	金額(千円未満四捨)
	小計(A)	金額(千円未満四捨)
	親戚・知人等からの借入(内訳)	金額(千円未満四捨)
	金融機関からの借入(内訳)	金額(千円未満四捨)
	借入金等	金額(千円未満四捨)
合計	合計(C)=(A)+(B)	金額(千円未満四捨)
自己資金割合確認欄	(A)/(C)	金額(千円未満四捨)

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、(A)/(C)≥1/10(0.1)

(2) 税務申告1期未終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

資本金(D)	金額(千円)
借入金等(E)	金額(千円)
(D)/(D)+(E)	金額(千円)

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、(D)/(D)+(E)≥1/10(0.1)

事業者選択型経営者保証非提供制度要綱

1. 制度目的

中小企業者が中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 2 第 1 項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合に、信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする。中小企業者が選択できる環境を整備することを通じて、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速し、もって中小企業者の事業の発展に資することを目的とする。

2. 申込人資格要件

- 次の（1）から（5）までのいずれにも該当する法人である中小企業者。
- ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は（1）、（2）及び（3）、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は（3）の申込人資格要件は問わない。
- （1）信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前 2 年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が 2 年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- （2）申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
- （3）次の両方又はいずれかを満たすこと。
- ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと※ 1
- ② 申込日の直前 2 期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと※ 2。
- （4）次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
- ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
- ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

（5）信用保証料率の引上げ※ 3 により経営者保証を提供しないことを希望していること。

※ 1 「純資産の額 ≥ 0 」であること。

※ 2 「経常利益 + 減価償却 ≥ 0 」であること。

※ 3 中小企業信用保険法施行規則（昭和 37 年通商産業省令第 14 号）第 4 条の 2 第 5 号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。

3. 申込方法

原則として、金融機関経由保証に限る。

4. 対象となる保証

中小企業信用保険法第 3 条の 2 又は第 3 条の 5 から第 3 条の 9 までに規定する保険のいずれか（無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は事業再生保険）に付保される保証に限る。

ただし、次に掲げる保証は除く。

【法令の定めるところにより経営者保証を徴求しないものとなるため、本制度の対象とならない保証】

① 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 6 項に規定する特例経営力向上関連保証

② 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 19 条第 3 項に規定する特例地域経済牽引事業関連保証

③ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 13 条第 3 項に規定する経営承継準備関連保証（同法第 12 条第 1 項第 1 号ハに該当する場合）

④ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 13 条第 6 項に規定する経営承継借換関連保証

【本制度によらず、各保証の制度要綱等に基づき経営者保証を徴求しない保証】

⑤ 「経営者保証を不要とする取扱い」が適用される保証（金融機関連携型、財務型、担保型、その他）

⑥ 事業承継特別保証制度

⑦ 事業再生計画実施関連保証制度（感染症対応型）であって経営者保証免除対応を適用する場合

⑧ 伴走支援型特別保証制度であって経営者保証免除対応を適用する場合

⑨ スタートアップ創出促進保証制度

⑩ プロパー融資借換特別保証制度

⑪ 経営者保証を徴求しない信用保証協会独自の保証制度及び自治体制度融資

5. 信用保証料

2. (3) ①及び②のいずれにも該当する場合は、各制度要綱等で定める信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率とする。

2. (3) ①又は②のいずれか一方のみに該当する場合は法人の設立後2事業年度の決算がない場合は、各制度要綱等で定める信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率とする。

6. 保証人

保証人（本制度に係る貸付について金融機関が徴求する保証人を含む。）は徴求しないこととする。

7. 添付資料

信用保証協会所定の申込資料及び各制度要綱等で定められている資料のほか、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書を添付するものとする。

8. 金融機関の責務

金融機関は、融資実行後、当該中小企業者に対して上記2.(4)①及び②の誓約事項について継続的な充足を促すこと。また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について信用保証協会及びひ中小企業者と協議を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱

1. 制度目的

信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを中小企業者が選択できる制度(事業者選択型経営者保証非提供制度)が創設されたことを踏まえ、当該制度を利用する中小企業者が負担する信用保証料の一部を国が補助することにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速し、もって中小企業者の事業の発展に資することを目的とする。

2. 申込人資格要件

次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者。
ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。
(1)信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。

(2)申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

(3)次の両方又はいずれかを満たすこと。

①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過※1でないこと
②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと※2。

(4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。

①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

(5)信用保証料率の引上げ※3により経営者保証を提供しないことを希望していること。

※1「純資産の額 ≥ 0 」であること。

※2「経常利益+減価償却 ≥ 0 」であること。

※3 中小企業信用保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)第4条の第2号5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。

3. 申込方法

金融機関経由保証に限る。

4. 保証限度額及び保証形式

(1) 保証限度額

一般関係に係る保証については、8,000万円。

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第12条に規定する経営安定関連保証であって、同法第2条第5項第4号又は第5号の特定中小企業者に係るもの(以下「経営安定関連保証」といい、このうち同項第4号の特定中小企業者に係るものを「経営安定関連保証(4号)」と、同項第5号の特定中小企業者に係るものを「経営安定関連保証(5号)」という。)については、上記とは別に8,000万円。

(2) 保証形式

個別保証とする。

(3) その他

保険法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(一般分、経営安定関連保証(4号)及び経営安定関連保証(5号))に限る。

5. 保証割合

一般関係に係る保証及び経営安定関連保証(5号)については、申込金融機関の選択した責任共有制度(責任共有制度要綱(平成18・9・12中庁第2号)に定める制度をいう。)の方式によるものとする。

経営安定関連保証(4号)については、100%(全部保証)。

6. 対象資金

一般関係に係る保証については、事業資金とする。

経営安定関連保証については、経営の安定に必要な事業資金とする。

7. 対象金融機関

約定締結金融機関とする。

8. 貸付形式

証書貸付又は手形貸付とする。

9. 返済方法

一括返済又は分割返済とする。

10. 保証期間

(1) 一括返済の場合 1年以内とする。

(2) 分割返済の場合 10年以内(据置期間は1年以内)とする。

11. 信用保証料及び信用保証料補助

(1) 2.(3)①及び②のいずれにも該当する場合は、各信用保証協会所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率とし、申込日に応じて0.05%から0.15%※に相当する額を国が補助する。

(2) 2.(3)①又は②のいずれか一方のみに該当する場合は法人の設立後2事業年度の決算がない場合は、各信用保証協会所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率とし、申込日に応じて0.05%から0.15%※に相当する額を国が補助する。

ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合には、各信用保証協会が当該者に対して適用する所定の信用保証料率に上記(1)又は(2)に応じた信用保証料率の上乗せを行い、申込日に応じて0.05%から0.15%※に相当する額を国が補助する。

なお、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。

※補助期間は制度創設から3年目までとし、具体的には、令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは

0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%とする。

12. 担保・保証人

(1) 担保は徴求しないこととする。

(2) 保証人(本制度に係る貸付について金融機関が徴求する保証人を含む。)は徴求しないこととする。

13. 貸付金利

金融機関所定利率とする。

14. 添付資料

信用保証協会所定の申込資料のほか、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書を添付するものとする。

ただし、経営安定関連保証の場合については、保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による市町村長又は特別区長の認定書を加えて添付するものとする。

15. 金融機関の責務及び報告

(1) 本制度利用に係るもの

金融機関は、融資実行後、当該中小企業者に対して上記2.(4)①及び②の誓約事項について継続的な充足を促すこと。また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について信用保証協会及び中小企業者と協議を行うものとする。

(2) 経営安定関連保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)利用に係るもの

申込中小企業者が保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特定中小企業者である場合は、金融機関の責務及び報告として次の①から④を行うものとする。

①申込金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

②申込金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。

③申込金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるとする。

④申込金融機関が上記②の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

16. 取扱期間

令和6年3月15日から令和9年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書

住 所

(申込人) 法 人 名

代表者名

【事業者の選択】

当社は、信用保証協会に保証の委託の申込みをするにあたり、保証料を上乗せすることに同意のうえ、保証人の保証を提供しないことを希望します。

なお、保証人の保証を提供しないことにより、各保証制度要綱等に定める保証料率に比べ、下記【確認項目】①に該当する場合は0.25%上乗せ(※)、②、③及び④に該当する場合は0.45%上乗せ(※)となることに同意します。

また、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した信用保証付き融資の可否については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されることを理解しています。

※中小企業信用保険法施行規則第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限られます。

【誓約事項】

当社は、次に掲げる内容を誓約します。

1. 保証の委託の申込みをした日(以下「申込日」という。)以降においても、次の(1)及び(2)を遵守します。
 - (1) 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - (2) 申込日を含む事業年度以降の決算において、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

2. 上記1.の要件に違反した際には、直ちに申込金融機関にその事実を報告し、是正に向けた今後の対応について、金融機関等と協議します。協議の結果、保証人の保証を提供することとなった場合、必要な手続きに異議無く協力します。

3. 保証料補助(注)の要件を欠く場合、当社が補助相当額を負担します。

(注)「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」を利用する場合は、上乗せとなる保証料率に対して国から申込日に応じて0.05%から0.15%(※)が補助されます。ただし、条件変更により追加で保証料が発生する場合は、当該発生部分は全額お客様のご負担となります。

※令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%となります。

(裏面に続く)

【確認項目】

次のいずれかに該当する(該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。)

確認	資格要件	保証料率 上乗せ
①	【要件1】【要件2】及び【要件3】(1)、(2)の全ての項目を満たす。	0.25%
②	【要件1】及び【要件2】並びに【要件3】(1)又は(2)のいずれかを満たす。	0.45%
③	法人設立後申告期限が到来している決算が1期のみで、【要件1】及び【要件2】を満たす。	0.45%
④	法人設立後申告期限が到来している決算がない。	0.45%

【要件確認】

上記①、②又は③の資格要件に該当する場合、以下の該当する要件確認欄に○をつけて下さい。なお、②については【要件3】(1)及び(2)の数値を入力の場合、いずれかに該当することを確認し、該当する場合は○を、該当しない場合は×をつけてください。また、④は確認項目のチェックのみで、要件確認欄への記入は不要です。

要件確認欄		項目
①	②	④
		①
	【要件1】	申込日以前過去2年間(法人設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
	【要件2】	申込日の直前の決算において、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当社の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、当社その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
	【要件3】	① 申込日の直前の決算において純資産の額がゼロ以上であること。 ② 直前決算期：令和〇年〇月期 純資産額()円 ③ 申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 ④ 直前決算期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑤ 直前決算期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑥ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑦ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑧ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑨ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑩ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑪ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑫ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑬ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑭ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑮ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑯ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑰ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑱ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑲ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円 ⑳ 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益()円

◎記入上の留意点

・直前の決算とは申込日時点における最新の確定した決算になります。ただし、申込日から保証承諾日迄の間に新たな決算が確定した場合は同決算に基づく要件確認が必要になります。
・各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのまま記入ください。なお、減価償却費には、ソフトウェア償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。

【確認状況記載欄】

上記(事業者の選択)及び(誓約事項)について、申込人の意思に基づくものであることとお認めいただき、確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号にチェック)	金融機関担当者
令和 年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 1. 電話 <input type="checkbox"/> 2. 対面談 <input type="checkbox"/> 3. オンライン面談 <input type="checkbox"/> 4. その他()	()

申込金融機関として、上記全てを確認しています。

令和〇年〇月〇日

金融機関本・支店名

代表者名

経営力強化保証制度要綱

1. 制度目的
中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 3 条第 2 項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、もって中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とする。
2. 申込人資格要件
金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。
3. 申込方法
金融機関経由保証に限る。
4. 保証限度額及び保証形式
(1) 保証限度額
2 億 8,000 万円。
中小企業者が組合等の場合は、4 億 8,000 万円。
(2) 保証形式
個別保証とする。
(3) その他
中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「保険法」という。）第 3 条に規定する普通保険及び保険法第 3 条の 2 に規定する無担保保険に係る保証（いずれも一般関係に係る保証及び保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証であって、保険法第 2 条第 5 項第 5 号の特定中小企業者に係るもの（以下「経営安定関連保証（5号）」という。））に限る。
5. 保証割合
金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成 18・9・12 中庁第 2 号）に定める制度をいう。以下同じ。）の方式によるものとする。
6. 対象資金
一般関係に係る保証については、事業資金とする。
経営安定関連保証（5号）については、経営の安定に必要な事業資金とし、

既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金（注）を借り換える場合に
限る。

ただし、上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る。

7. 対象金融機関
銀行、信用金庫等中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）
第 1 条の 3 に規定する金融機関等（自らが認定経営革新等支援機関でない場合
は、認定経営革新等支援機関と連携するものに限る。）とする。
8. 返済方法
一括返済又は分割返済とする。
9. 保証期間
(1) 一括返済の場合
1 年以内とする。
(2) 分割返済の場合
運転資金 5 年以内、設備資金 7 年以内とする。
ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は 10
年以内とする。
なお、据置期間はそれぞれの期間のうち 1 年以内とする。
10. 信用保証料率
一般関係に係る保証については、借入金額に対し、0.45%から 1.75%。
ただし、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する。
なお、申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び中
小企業信用保険法施行規則（昭和 37 年通商産業省令第 14 号）第 21 条各号
に定める事由に該当する場合は、一区分低い料率の適用は行わない。
経営安定関連保証（5号）については、各信用保証協会所定の信用保証料率
とする。
11. 担保・保証人
(1) 担保
必要に応じて徴求するものとする。
(2) 保証人
必要に応じて徴求する。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
12. 貸付金利
金融機関所定利率とする。

1 3. 添付資料

信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書面を添付するものとする。

- (1) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
- (2) 事業行動計画書（申込人が策定したもの）
- (3) 経営安定関連保証（5号）については、保険法第2条第5項第5号に規定する市町村長又は特別区長の認定書

1 4. 事業行動計画書

以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最長の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定
- (3) 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
- (4) 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

1 5. 金融機関の責務及び報告並びにE B P Mに伴う情報提供

- (1) 金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるとする。
- (2) 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、E B P Mに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証（5号）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- (4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

1 6. 金融機関が認定経営革新等支援機関である場合の取扱い

金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用することができるものとする。

注：既往の新型コロナウイルス感染症関連連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする。

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
- ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・保険法第15条に規定する危機関連保証（保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱

1. 制度目的

多くの中小企業者が資材高騰や物価高、人手不足等による影響を受けている中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。なお、本要綱において使用する用語は、産業競争力強化法、同法施行令・同法施行規則の使用する用語の例によるものとする。

2. 申込人資格要件

以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。

【法第53条第1項に規定】

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第32条第1号に規定】

- ③ 特定認証紛争解決手続（法第2条第2項に規定）に従って作成された事業再生計画
- ④ 株式会社社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 株式会社東日本大震災事業再生支援機構（株式会社東日本大震災事業再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再生計画

- ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画

【施行規則第32条第2号に規定】

⑩ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再生計画

【施行規則第32条第3号に規定】

⑪ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

【施行規則第32条第4号に規定】

⑫ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

3. 申込方法

金融機関経由保証に限る。ただし、申込人が2. ⑩に該当する場合は、金融機関経由保証申込又は斡旋保証申込とする。

4. 保証限度額及び保証形式

- (1) 保証限度額
 - 2億8,000万円
 - 普通保険にかかる保証 2億円
 - 無担保保険にかかる保証 8,000万円
 - 特別小口保険にかかる保証 2,000万円
 - 中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円
- (2) 保証形式
 - 個別保証とする。

5. 保証割合

- (1) 普通保険及び無担保保険にかかる保証
金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18・9・12中庁第2号）に定める制度をいう。以下同じ。）の方式によるものとする。ただし、次の①又は②に掲げる場合（いずれも信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象除外とする。
 - ① 責任共有制度の対象除外となる既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が保証申込み受付した保証であって保証割合が100%保証の保証を含む。）を本制度で借り換える場合

② 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込みを含む、かつ貸付実行された既往借入金を本制度で借り換える場合
(2) 特別小口保険にかかると保証責任共有制度の対象除外。

6. 対象資金

事業資金とする。ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。

7. 返済方法

一括返済又は分割返済とする。

8. 保証期間

- (1) 一括返済の場合 1年以内とする。
- (2) 分割返済の場合 15年以内とする。（据置期間は3年以内とする。）

9. 信用保証料率

責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し、0.8%とする。責任共有制度の対象除外の場合は、保証委託額に対し、1.0%とする。
ただし、本制度における経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）（注）を適用する場合は、それぞれ0.2%を上乗せする。

10. 信用保証料の補助

責任共有制度の対象の場合は0.5%に相当する額、責任共有制度の対象除外の場合は0.7%に相当する額を国が補助する。ただし、信用保証協会の保証申込受付日が令和8年4月1日以降の保証申込については、責任共有制度の対象の場合は0.4%に相当する額、責任共有制度の対象除外の場合は0.6%に相当する額を国が補助する。
いずれの場合においても、免除対応を適用する場合、上乗せする0.2%に相当する額についても国が補助する。

なお、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。

11. 担保・保証人

- (1) 担保 必要に応じて徴求するものとする。
- (2) 保証人 原則として法人代表者以外の保証人は徴求しないものとする。また免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

12. 貸付金利

金融機関所定利率とする。

13. 申込添付資料

信用保証協会所定の申込書類の他、次の資料を添付するものとする。

- (1) 2. に規定する計画
- (2) 経営者保証免除対応確認書（免除対応を適用する場合）（以下「確認書」という。）

14. 事業再生の計画

事業再生の計画には以下の内容を満たすもの又は含むものとし、別添の計画雛形を参考とするものとする。

- (1) 債権者間の合意がとれているもの
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

15. 金融機関の責務及び報告

- (1) 金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けることとする。
- (2) 事業再生の計画が2. に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。
- (3) 金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- (4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が2. に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合）については、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

16. 取扱期間

令和7年3月14日から令和9年3月31日までに信用保証協会が保証申込み受付したものとする。

注：普通保険及び無担保保険にかかる保証について、次の①及び②を満たす場合、信用保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。

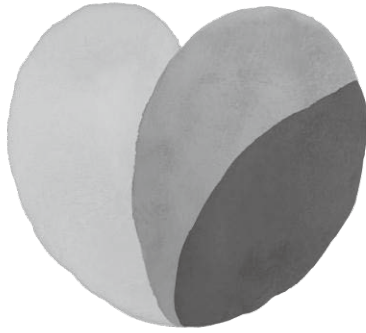
- ①令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
- ②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

附 則

この要綱は、令和7年3月14日から施行する。

附 則 (20260113 中庁第13号)

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。



しあわせ信州

山々と育む すこやかな国